

566-421

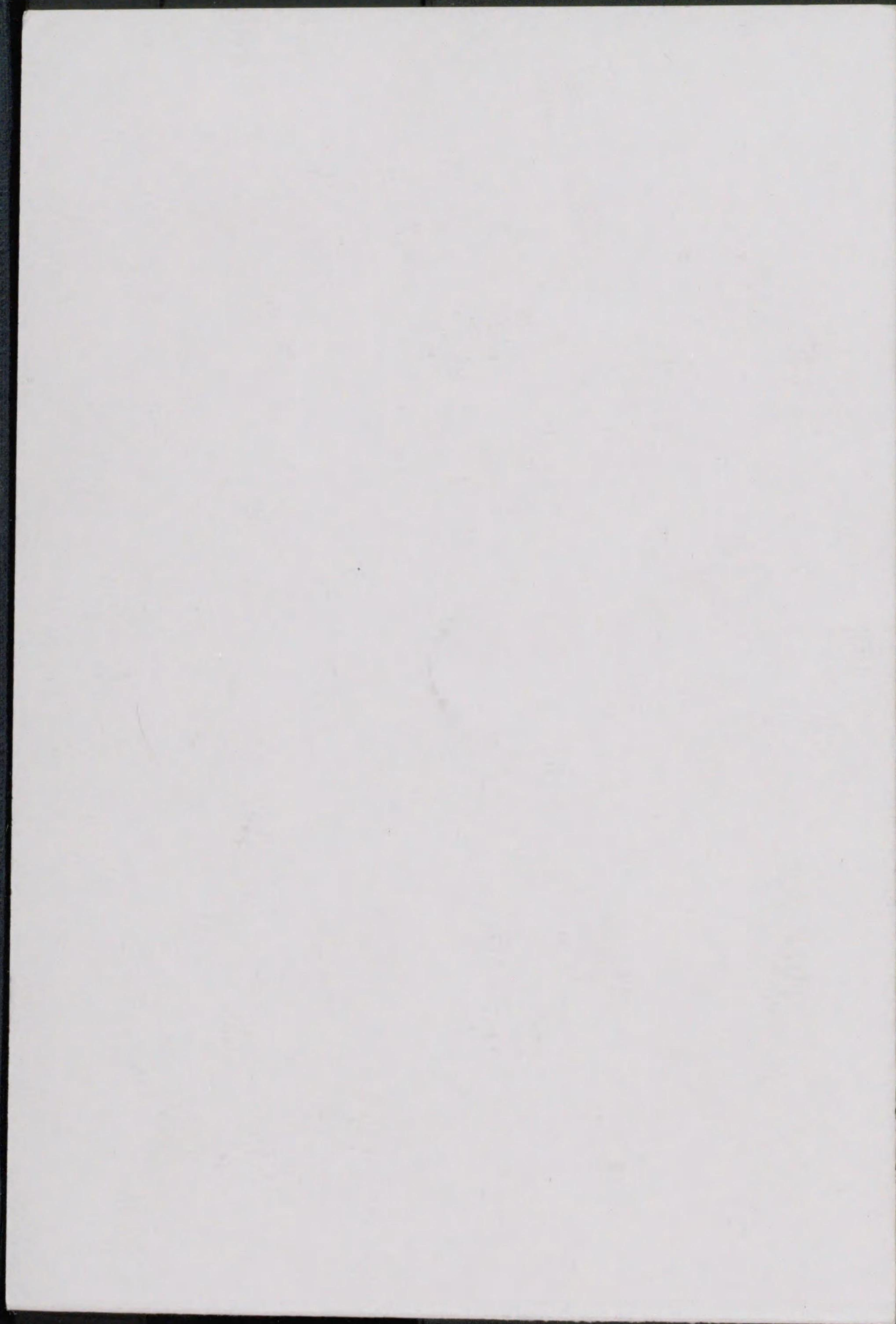



1200501514841


bb

421

口
複
写







斗7W-59



萬葉集古義

七



郡司末次郎寄贈本

萬葉集古義

附 記

○あらたしきとしのはじめのはつはるの

けふふるゆきのいやしけよごと（大伴家持）

といふ歌を最後に萬葉集古義本文二十卷の翻刻は終りました。すなはち本會刊行本第七卷は出来上りました。

○發表當初の豫定をもつてすれば残り一卷で終結すべきであります。先月の附記等で申し上げました通りやむを得ず一卷を増すことになりましたことは、明かに破約であり多數讀者に御迷惑かけることゝ心痛いたしました。然るに日々十數通と配達される讀者からの御忠告御意見等を拜讀いたしますと、殆んど凡

萬葉集古義

正誤表

萬葉集古義二										萬葉集古義四										卷	
四六〇	四一一	三九一	三六三	三五五	一六一	一〇五	五七	五〇		一一三	二八二	二九三	三二〇	四四八	四七二	四七六	四九〇	五〇七	五一二	頁	
一一	三	一五	六	一一	一五	一四	七	一三		九	四	五	一四	三	一二	一六	一一	六	一二	行	
雪以滅 <small>ユキモチケテ</small>	阿由智 <small>アユチ</small>	長手袁 <small>ナガテヲ</small>	本名言 <small>モトイナヘル</small>	妹之 <small>イモシ</small>	大夫哉 <small>オスラヤ</small>	御宇 <small>ミコト</small>	澳の方に榜 <small>ウミノヘニボウ</small> ば、その玉藻	射流 <small>イフル</small>		戀忘貝 <small>コヒワスレガヒ</small>	所折家良受也 <small>ソラエケラヌヤ</small>	すなはち	玉手指更 <small>タマテサシカヘ</small>	掩 <small>カサ</small> レ面	必 <small>カナラ</small> さる	手折奈 <small>テオリナ</small>	君乎 <small>キミヲ</small>	安虚敷毛 <small>ヤスカラヌカモ</small>	往水之 <small>ユクミツノ</small>		誤
雪以滅 <small>ユキモチケテ</small>	阿由智 <small>アユチ</small>	長手袁 <small>ナガテヲ</small>	本名言 <small>モトイナヘル</small>	妹之 <small>イモシ</small>	大夫哉 <small>オスラヤ</small>	御宇 <small>ミコト</small>	澳の方に榜 <small>ウミノヘニボウ</small> ば、その玉藻	射流 <small>イフル</small>		戀忘貝 <small>コヒワスレガヒ</small>	所折家良受也 <small>ソラエケラヌヤ</small>	すなはち	玉手指更 <small>タマテサシカヘ</small>	掩 <small>カサ</small> レ面	必 <small>カナラ</small> さる	手折奈 <small>テオリナ</small>	君乎 <small>キミヲ</small>	安虚敷毛 <small>ヤスカラヌカモ</small>	往水之 <small>ユクミツノ</small>		正

附記

○あらたしきとしのはじめのはつはるの

けふふるゆきのいやしけよごと（大伴家持）

といふ歌を最後に萬葉集古義本文二十卷の翻刻は終りました。すなはち本會刊行本第七卷は出来上りました。

○發表當初の豫定をもつてすれば残り一卷で終結すべきであります。先月の附記等で申し上げました通りやむを得ず一卷を増すことになりましたことは、明かに破約であり多數讀者に御迷惑かけることゝ心痛いたしました。然るに日々十數通と配達される讀者からの御忠告御意見等を拜讀いたしますと、殆んど凡てが、別に御異議もなく増冊を御了承下さいましたことはありがたきことゝ感謝の外御座いません。

○次に最初から頭痛に病んで居りました索引は色々の意見を綜合して、之又一卷別冊として、完全を期すことゝなりました。勿論本の型裝幀等には變りはありません。

○以上の如くして、本會刊行の萬葉集古義は本文七卷、附録二卷、索引一卷都合十卷となる譯であります。

○次回行刊物は唯今著々と計劃を進行せしめては居りますが、其の發表は今しばらく御待ちを願ひます。

○終りに、いつもながら多數讀者からの激勵、忠告、意見等を賜つて居りますことを再三ながら御禮申上げて置ます。

萬葉集古義 七目次

萬葉集古義十七卷之上……………一一七

天平二年庚午冬十一月太宰帥大伴卿被任大納言上京之時陪從人等別取海路入京於悲傷歸旅各陳所心作歌……………一

三野連石守歌○作者不審歌……………一

十年七月七日之夜大伴宿禰家持獨仰天漢聊述懷歌……………六

十二年十一月九日大伴宿禰家持追和太宰之時梅花新歌……………七

十三年二月右馬寮頭境部宿禰老鷹讚三香原新都歌……………一〇

四月二日大伴宿禰書持詠霍公鳥贈兄家持歌……………三

四月三日大伴宿禰家持和歌……………二五

566-42

てが、別に御異議もなく増冊を御了承下さいましたことはありがたきこと、感謝の外御座いません。

○次に最初から頭痛に病んで居りました索引は色々の意見を綜合して、之又一卷別冊として、完全を期すことになりました。勿論本の型装幀等には變りはありません。

○以上の如くして、本會刊行の萬葉集古義は本文七卷、附録二卷、索引一卷都合十卷となる譯であります。

○次回刊物は唯今著々と計劃を進行せしめては居りますが、其の發表は今しばらく御待ちを願ひます。

○終りに、いつもながら多數讀者からの激勵、忠告、意見等を賜つて居りますことを再三ながら御禮申上げて置ます。

萬葉集古義 七日次

萬葉集古義十七卷之上……………一一七

天平二年庚午冬十一月太宰帥大伴卿被任大納言上京之時陪從人等別取海路入京
於是悲傷羈旅各陳所心作歌……………一

三野連石守歌○作者不審歌……………一

十年七月七日之夜大伴宿禰家持獨仰天漢聊述懷歌……………六

十二年十一月九日大伴宿禰家持追和太宰之時梅花新歌……………七

十三年二月右馬寮頭境部宿禰老鷹讚三香原新都歌……………一〇

四月二日大伴宿禰書持詠霍公鳥贈兄家持歌……………三

四月三日大伴宿禰家持和歌……………一五

田口朝臣馬長思霍公鳥歌……………一六

山都宿禰赤人詠春鶯歌……………一七

十六年四月五日大伴宿禰家持獨居平城故宅作歌……………一八

十八年正月白雪多零於時左大臣橘卿率王卿等參入大上天皇御在所作歌……………二二

566-421

左大臣橋宿禰應詔歌	三
紀朝臣清人應詔歌	三
紀朝臣男梶應詔歌	三
葛井連諸會應詔歌	三
大伴宿禰家持應詔歌	三
七月越中守大伴宿禰家持赴任所時姑大伴坂上郎女贈家持歌	三
更贈越中國歌	三
平群氏女郎贈越中守大伴宿禰家持歌	三
八月七日夜集于守大伴宿禰家持館宴歌	三
守大伴宿禰家持歌○掾大伴宿禰池主歌○大目秦忌寸八千島歌○僧玄勝傳誦	三
古歌(大原高安真人歌)○守大伴宿禰家持歌○史生土師宿禰道良歌	三
大目秦忌寸八千島之館宴歌	三
九月二十五日守大伴宿禰家持哀傷長逝之弟歌	三
十一月守大伴宿禰家持相歡歌	三
十九年二月二十日守大伴宿禰家持臥病悲傷作歌	三
二十年二月二十九日守大伴宿禰家持贈掾大伴宿禰池主悲歌	三

萬葉集古義十七卷之下

(三)(月)(二)(日)(掾)(大)(伴)(宿)(禰)(池)(主)(報)(守)(大)(伴)(宿)(禰)	六〇
(家)(持)(歌)	六〇
(三)(月)(三)(日)(守)(大)(伴)(宿)(禰)(家)(持)(更)贈歌	六〇
(三)(月)(四)(日)(掾)(大)(伴)(宿)(禰)(池)(主)(贈)(守)(大)(伴)(宿)(禰)	六〇
(家)(持)(晚)春三日遊覽七言詩	六〇
(三)(月)(五)(日)(掾)(大)(伴)(宿)(禰)(池)(主)(報)(贈)(歌)	六〇
(三)(月)(五)(日)(守)(大)(伴)(宿)(禰)(家)(持)(更)(報)(詩)(并)(歌)	六〇
三月二十日夜大伴宿禰家持述戀歌	六〇
三月二十九日大伴宿禰家持立夏既經累日未聞霍公鳥喧因恨作歌	六〇
三月三十日大伴宿禰家持二上山歌	六〇
四月十六日夜裏遙聞霍公鳥喧大伴宿禰家持作歌	六〇
四月二十日大目秦忌寸八千島之館餞守大伴宿禰家持宴歌	六〇
四月二十四日守大伴宿禰家持遊覽布勢水海歌	六〇
四月二十六日掾大伴宿禰池主敬和遊覽布勢水海歌	六〇

同日掾大伴宿禰池主之館餞稅帳使守大伴宿禰家持宴詞并古歌	九〇
大伴宿禰家持歌○介内藏忌寸繩麿歌○石川朝臣水通橋歌	九一
同日守大伴宿禰家持館飲宴歌	九二
四月二十七日大伴宿禰家持立山歌	九三
四月二十八日掾大伴宿禰池主敬和立山歌	九五
四月三十日守大伴宿禰家持入京漸近悲情難撥述懷贈掾大伴宿禰池主歌	九七
五月二日掾大伴宿禰池主報贈歌	一〇〇
九月二十六日大伴宿禰家持思放逸鷹夢見感悅作歌	一〇四
高市連黑人歌	一〇五
二十(一)年正月二十九日大伴宿禰家持作歌	一〇五
大伴宿禰家持依春出舉巡行諸郡當時所屬目作歌	一一七
礪波郡雄神河邊作	一一七
婦負郡渡鷓坂河(邊)時作	一二七
見潛鷓人作	一二八
新河郡渡延槻河時作	一二八
赴參氣多大神宮行海邊之時作	一二九

能登郡從香島津發船射於熊來村往時作	一一〇
鳳至郡渡饒石河之時作	一一三
從珠洲郡發船還太沼郡之時泊長濱灣仰見月光作	一一二
大伴宿禰家持怨鶯晚睡歌	一一三
大伴宿禰家持造酒歌	一一三

萬葉集古義十八卷之上

二六一—二七九

天平二十(一)年春三月二十三日左大臣橘家之使者造酒司令史田邊福麿饗于守大伴宿禰家持館爰作新歌并便誦古詠各述心緒	一二六
田邊史福麿歌○古歌○于時期云明日將遊覽布勢水海仍述懷各作歌(田邊史福麿歌)○大伴宿禰家持歌○古歌	一二六
二十五日大伴宿禰家持往布勢水海道中馬上口號	一二三
至水海遊覽之時各述懷作歌	一二三
田邊史福麿歌○遊行女婦土師歌○大伴宿禰家持歌○掾久米朝臣廣繩歌	一二五
二十六日掾久米朝臣廣繩之館饗田邊史福麿宴歌	一二五
田邊史福麿歌○久米朝臣廣繩歌○大伴宿禰家持歌	一二五

太上皇御在於難波宮之時歌	一三七
左大臣橘宿禰歌	一三八
御製歌	一三九
河內女王歌	一四〇
栗田女王歌	一四〇
作者未詳歌	一四一
大伴宿禰家持後追和橘歌	一四二
山上臣射水郡驛館之屋柱題著歌	一四四
大伴宿禰家持館饗宴僧清見之時主人詠庭中牛麥花歌	一四四
大伴宿禰家持(重)(作)(歌)	一四五
三月十五日越前國掾大伴宿禰池主來贈歌	一四六
三月十六日越中國守大伴宿禰家持報贈歌	一四八
四月一日掾久米朝臣廣繩之館宴歌	一五一
大伴宿禰家持歌○遊行女婦土師歌○羽咋郡擬主帳能登臣乙美歌	一五二
姑大伴坂上郎女來贈越中守大伴宿禰家持歌	一五三
越中守大伴宿禰家持報歌	一五四

又別所心歌	一五七
天平感寶元年五月五日饗東大寺之占墾地使僧平榮等于時守大伴宿禰家持送酒	一五七
僧歌	一五八
九日諸僚會少目秦伊美吉石竹之館飲宴於時主人造百合花縵三枚疊置豆器捧賓	一五九
客賦此縵作歌	一五九
守大伴宿禰家持歌○介內藏伊美吉繩磨歌	一六一
十日大伴宿禰家持獨居幄裏遙聞霍公鳥喧作歌	一六一
大伴宿禰家持行英遠浦之日作歌	一六五
十二日大伴宿禰家持賀陸奧國出金詔書歌	一六六
萬葉集古義十八卷之下	一八〇—一八三
爲幸行芳野離宮之時大伴宿禰家持儲作歌	一八〇
十四日大伴宿禰家持爲贈京家願真珠歌	一八二
十五日大伴宿禰家持教喻史生尾張少作歌	一八六
十七日少作先妻不待夫君之喚使自來時大伴宿禰家持作歌	一八四
閏五月二十三日大伴宿禰家持橘歌	一八五

二十六日大伴宿禰家持詠庭中花歌	二〇〇
二十七日去天平二十年掾久米朝臣廣繩入京今日還到本仍守大伴宿禰家持佐歌	二〇三
聞霍公鳥喧作歌	二〇七
二十八日爲向京之時見貴人及相美人飲宴之日述懷大伴宿禰家持儲作歌	二〇七
六日朔日晚頭忽見雨雲之氣大伴宿禰家持作歌	二〇九
四日大伴宿禰家持賀雨落歌	二一三
七月七日大伴宿禰家持仰見天漢作歌	二二三
天平勝寶元年十一月十二日越前國掾大伴宿禰池主來贈越中國守大伴宿禰家持	二二三
戲歌	二二六
十二月十五日更來贈歌	二三〇
十二月宴席大伴宿禰家持詠月雪梅花歌	二三四
少目秦伊美吉石竹館宴時守大伴宿禰家持作歌	二三五
二年正月二日於國廳給饗諸郡司等宴時大伴宿禰家持作歌	二三五
五日判官久米朝臣廣繩之館宴時大伴宿禰家持作歌	二三六
二月十八日緣檢察墾田地事宿禰波郡主帳多治比部北里之家于時忽起風雨不得	二三六
辭去大伴宿禰家持作歌	二三七

萬葉集古義十九卷之上

天平勝寶二年三月一日之暮詠桃李花歌	二二九
見翻翔鳴作歌	二三〇
二日攀柳黛思京師歌	二三二
攀折堅香子草花歌	二三三
見歸鴈歌	二三三
夜裏聞千鳥喧歌	二三三
聞曉鳴鴉歌	二三四
遙聞泝江船人唱歌	二三五
三日守大伴宿禰家持之館宴歌	二三五
八日詠白大鷹歌	二三七
潛鱸歌	二四一
九日擬出舉之政行於舊江村道上屬目物花之詠并與中作之歌	二四三
過澁溪埒見巖上樹歌	二四四
豫作七夕歌	二四七
悲世間無常歌	二四三
慕振勇士之名歌	二四七

二十日詠霍公鳥并時花歌……………二四九
 爲家婦贈在京尊母所詠作歌……………二五二
 二十四日應立夏節因此二十三日思霍公鳥曉喧作歌……………二五五
 贈京丹比家歌……………二五六
 二十七日追和筑紫太宰之時春苑梅歌……………二五七
 詠霍公鳥歌……………二五六
 四月三日贈越前判官大伴宿禰池主霍公鳥歌……………二五八
 不飽感霍公鳥之情述懷作歌……………二六一
 五日從京師贈來歌……………二六三
 詠山振花歌……………二六四
 六日遊覽布勢水海作歌……………二六五
 九日贈水鳥越前判官大伴宿禰池主歌……………二六七
 詠霍公鳥并藤花歌……………二七〇
 更怨霍公鳥喧晚歌……………二七二
 贈京人歌……………二七三

萬葉集古義十九卷之中……………二七六—二八〇

十二日遊覽布勢水海船泊於多祢灣望見藤花各述懷作歌……………二七六
 守大伴宿禰家持歌……………二七六 次官內藏忌寸繩磨歌……………二七六
 判官久米朝臣廣繩歌……………二七七 久米朝臣繼磨歌……………二七七
 久米朝臣廣繩恨霍公鳥不喧歌……………二七九
 見攀折保寶葉歌(講師僧惠行、守大伴宿禰家持)……………二七九
 守大伴宿禰家持還時濱上仰見月光歌……………二八一
 二十二日贈判官久米朝臣廣繩霍公鳥怨恨歌……………二八二
 二十三日掾久米朝臣廣繩和歌……………二八四
 五月六日追和處女墓歌……………二八五
 贈京丹比家歌……………二八八
 二十七日大伴宿禰家持弔聳南右大臣家藤原二郎之喪慈母患挽歌……………二八八
 霖雨晴日作歌……………二九一
 見漁夫火光歌……………二九三
 六月十五日見芽子早花作歌……………二九四

大伴坂上郎女從京師來贈女子大嬢歌	二九四
九月三日宴歌	二九六
掾久米朝臣廣繩歌○守大伴宿禰家持歌	二九七
十月五日河邊朝臣東人傳誦藤原皇后御歌	二九八
十六日錢朝集使少目秦伊美吉石竹時作歌	二九八
十二月雪日作歌	二九九
三形沙彌(雪)(歌)	二九九
三年(天平勝寶)正月二日大伴宿禰家持館宴時零雪殊多即主人作歌	三〇〇
三日介內藏忌寸繩磨館宴時歌	三〇一
大伴宿禰家持歌	三〇一
于時積雪彫成重巖之趣奇巧綵發草樹之花屬此久米朝臣廣繩作歌	三〇二
遊行女婦蒲生娘子歌	三〇三
于是諸人酒酣更深鷄鳴因此主人內藏伊美吉繩磨作歌	三〇三
守大伴宿禰家持和歌	三〇四
太政大臣藤原家之縣犬養命婦奉天皇歌	三〇四
作主未詳悲傷死妻歌	三〇六
二月三日會集于守館宴作歌	三〇八
四月十六日詠霍公鳥歌	三〇九
春日祭神之日藤原太后賜入唐大使藤原朝臣清河御歌	三〇九
大使藤原朝臣清河歌	三一
大納言藤原家餞入唐使等宴日歌	三一
主人卿歌：三一 民部少輔多治(比)真人土作歌：三三 大使藤原朝臣清河歌	三四
天平五年贈入唐使歌	三四
阿倍朝臣老人遣唐時奉母悲別歌	三四
八月四日以七月十七日遷任少納言仍作悲別之歌贈貽朝集使掾久米朝臣廣繩之館	三四
同日取八月五日應入京師因此設國厨之饌於介內藏伊美吉繩磨館餞之時大伴宿禰家持作歌	三九
五日平且上道射水郡大領安努君廣島門前預設饌餞之時大伴宿禰家持和內藏伊美吉繩磨捧盞之歌	三〇
正稅帳使掾久米朝臣廣繩事畢退任適遇於越前國掾大伴宿禰池主之館時廣繩闕	三〇
芽花作歌	三一
大伴宿禰家持和歌	三一

向京路上依興預作侍宴應詔歌……………三三
爲壽左大臣橘卿預作歌……………三六

萬葉集古義十九卷之下……………三〇—三七〇

十月二十二日於左大辨紀飯麿朝臣家宴作歌……………三〇

治部卿船王傳誦久邇京都時歌○左中辨中臣朝臣清麿傳誦古京時歌○少納言

大伴宿禰家持詠梨黃葉歌

四年(天平勝寶)二月二日聞之壬申年之亂平定以後歌……………三四

大將軍贈右大臣大伴卿歌○作者未詳歌

閏三月(勝寶四年)於衛門督大伴古慈悲宿禰家餞入唐副使同胡麿宿禰等歌……………三七

多治比真人鷹主歌○作主未詳歌(右件歌傳誦大伴宿禰村上同清繼等是也)

勅從四位上高麗朝臣福信遣於難波賜酒肴入唐使藤原朝臣清河等御歌……………三〇

爲應詔儲作歌(大伴宿禰家持)……………三三

天皇太后共幸於大納言藤原家之日賜黃葉澤蘭於大納言藤原卿(并)陪從大夫等御歌……………三八

十一月八日太上天皇在於左大臣橘朝臣宅肆宴歌……………三八

太上天皇御製○左大臣橘卿歌○右大辨藤原八束朝臣歌○少納言大伴宿禰家

持歌

二十五日新嘗會肆宴應詔歌……………三六〇

大納言巨勢朝臣歌○式部卿石川年足朝臣歌○從三位文屋智奴麿真人歌○右

大辨藤原八束朝臣歌○大和國守藤原永手朝臣歌○少納言大伴宿禰家持歌

二十七日林王宅餞但馬按察使橘奈良麿朝臣宴歌……………三六九

治部卿船王歌○右京少進大伴宿禰黑麿歌○少納言大伴宿禰家持歌

五年正月四日於治部少輔石上朝臣宅嗣家宴歌……………三六一

主人石上朝臣宅嗣歌○中務大輔茨田王歌○大膳大夫道祖王歌

十一日大雪落積因述拙懷歌……………三六六

十二日侍於內裏聞千鳥喧作歌……………三六七

二月十九日於左大臣橘家宴見攀折柳條歌……………三六七

二十三日依興作歌……………三六八

二十五日詠鷓鴣歌……………三七〇

萬葉集古義二十卷之上……………三七—四三

幸行於山村之歌……………三七

先太上天皇御口號……………三七二 舍人親王應詔奉和御歌……………三七三

天平勝寶五年八月十二日二三大夫等各提壺酒登高圓野聊述所心作歌……………三七四

左京少進大伴宿禰池主歌○左中辨中臣清麿朝臣歌○少納言大伴宿禰家持歌

六年正月四日氏族人等賀葉集于少納言大伴宿禰家持宅宴飲歌……………三七五

左兵衛督大伴宿禰千室誦古今未詳歌○民部少丞大伴宿禰村上誦古今未詳歌

○左京少進大伴宿禰池主歌

七日天皇太上天皇皇太后於東常宮南大殿肆宴時播麿國守安宿王奏古今未詳歌……………三七七

三月十九日家持之庄門槻樹下宴飲歌……………三七九

置始連長谷歌○長谷攀花提壺到來因是大伴宿禰家持和歌

二十五日左大臣橋卿宴于山田御母之宅時少納言大伴家持暈時花作歌……………三八〇

四月大伴宿禰家持詠霍公鳥歌……………三八一

(七)(月)(七)(日)(夕)大伴宿禰家持獨仰天漢作歌……………三八一

二十八日大伴宿禰家持作歌……………三八四

兵部少輔大伴宿禰家持獨憶秋野聊述拙懷作歌……………三八四

天平勝寶七歲乙未二月相替遺筑紫諸國防人等歌……………三八七

國造丁長下郡物部秋持歌○主帳丁龜玉郡若倭部身麿歌○防人山名郡丈部眞

麿歌○同郡丈部川相歌○佐野郡丈部黑當歌○同郡生玉部足國歌○長下郡物

部古麿歌(右七首二月六日防人部領使遠江國史生坂本朝臣人上進)○(某)

(郡)助丁丈部造人麿歌○足下郡上丁丹比部人國歌○鎌倉郡上丁丸子連多麿

歌(右三首二月七日相模國防人部領使守從五位下藤原朝臣宿奈麿進)

八日兵部少輔大伴宿禰家持追痛防人悲別之心作歌……………三九〇

九日大伴宿禰家持重作歌……………四〇一

(諸)(圈)(防)(人)(等)(歌)……………四〇一

上丁有度部牛麿歌○助丁生部道麿歌○刑部虫麿歌○川原虫麿歌○丈部足麿

歌○坂田部首麿歌○玉作部廣目歌○商長首麿歌○春日部麿歌○丈部稻麿歌

(右十首二月七日駿河國防人部領使守從五位下布勢朝臣人主實九日進)

國造丁日下部使主三中父歌○國造丁日下部使主三中歌○助丁刑部直三野歌

○(主)帳丁若麻績部諸人歌○望陀郡上丁玉作部國忍歌○天羽郡上丁丈郎鳥

歌○朝夷郡上丁丸子連大歲歌○長狹郡上丁丈部與呂麿歌○武射郡上丁丈部

山代歌○山邊郡上丁物部乎刀良歌○市原郡上丁刑部直千國歌○種泚郡上丁

物部龍歌○長柄郡上丁若麻績部羊歌(右十三首二月九日上總國防人部領使

少目從七位下茨田連沙彌麿進)

十三日兵部少輔大伴宿禰家持陳私拙懷歌……………四九
(諸)(國)(防)(人)(等)(歌)……………四四
城郡若舍人部廣足歌○信太郡物部道足歌○茨城郡占部小龍歌○久慈郡丸子
部佐壯歌○都賀郡上丁大舍人部千文歌○助丁占部廣方歌○倭文部可良磨
歌(右十首二月十四日常陸國部領防人使大目正七位上息長真人國鳥進)

萬葉集古義二十卷之中……………四三—四六

火長今奉部與曾布歌○火長大田部荒耳歌○火長物部眞鳥歌○寒川郡上丁川
上巨老歌○津守宿禰小黑栖歌○都賀郡上丁中臣部足國歌○足利郡上丁大舍
人部禰磨歌○梁田郡上丁大田部三成歌○河內郡上丁神麻績部鳥磨歌○那須
郡上丁大伴部廣成歌○鹽屋郡上丁丈部足人歌(右十一首二月十四日下野國
防人部領使正六位上田口朝臣大戶進)

助丁海上郡海上國造他田日奉直得大理歌○葛饒郡私部石鳥歌○結城郡矢作
部眞長歌○千葉郡大田部足人歌○占部虫磨歌○印波郡丈部直大歲歌○猿島
郡刑部志加磨歌○結城郡忍海部五百磨歌○埴生郡大伴部麻與佐歌○結城郡
雀部廣鳥歌○相馬郡大伴部子羊歌(右十一首二月十六日下總國防人部領使

少目從七位下縣大養宿禰淨人進)

十七日兵部少輔大伴宿禰家持獨惜龍田山櫻花歌……………四五二

同日又獨見江水浮漂糞怨恨貝玉不依作歌……………四五三

同日又在館門見江南美女作歌……………四五二

十九日兵部少輔大伴宿禰家持爲防人情陳思作歌……………四五三

(諸)(國)(防)(人)(等)(歌)……………四五六

國造小縣郡他田舍人大鳥歌○主帳埴科郡神人部子忍男歌○小長谷部笠磨歌

(右三首二月二十一日信濃國防人部領使(官)(位)(姓)(名)進)

助丁上毛野牛甘歌○朝倉益人歌○大伴部節磨歌○池田部子磐前歌(右四首

二月二十三日上野國防人部領使大目正六位下毛野君駿河進)

二十三日兵部少輔大伴宿禰家持陳防人悲別之情歌……………四六三

(諸)(國)(防)(人)(等)(歌)……………四六七

上丁郡珂郡檜前舍人石前之妻大伴眞足女歌○助丁秩父郡大伴部少歲歌○主
帳荏原郡物部歲德歌○妻椋椅部刀自賣和歌○豐島郡上丁椋椅部荒虫之妻宇
遲部黑女歌○荏原郡上丁物部廣足歌○橘樹郡上丁物部眞根歌○妻椋椅部弟
女和歌○都筑郡上丁服部於田歌○妻服部皆女和歌○埼玉郡上丁藤原部等母

磨歌○妻物部刀自賣和歌（右十二首二月二十日（幾）武藏國部領防人使掾正六位上安曇宿禰三國進）

昔年防人歌（刑部少錄正七位上磐余伊美吉諸君抄寫贈兵部少輔大伴宿禰家持）

三月三日檢按防人勅使并兵部使人等同集飲宴作歌……………四八〇

勅使紫微大弼安倍沙彌磨朝臣歌○兵部少輔大伴宿禰家持

昔年相替防人歌……………四八二

先太上天皇御製霍公鳥歌……………四八三

薩妙觀應詔奉和歌……………四八四

冬日幸于靱負御井之時內命婦石川朝臣應詔賦雪歌……………四八五

上總國朝集使大掾大原真人今城向京之時郡司妻女等餞之歌……………四八六

五月九日兵部少輔大伴宿禰家持宅集飲歌……………四八七

大原真人今城歌○大伴宿禰家持歌○即聞鶯啣大伴宿禰家持作歌

十一日左大臣橘卿若右大辨丹比國人真人宅歌……………四八九

丹比國人真人壽左大臣○左大臣和歌○左大臣寄味狹藍花詠

十八日左大臣宴於兵部卿橘奈良磨朝臣宅歌……………四九一

治部卿船王歌○兵部少輔大伴宿禰家持歌

八月十三日在內南安殿肆宴歌……………四九二

內匠頭兼播磨守正四位下安宿王奏歌○兵部少輔從五位上大伴宿禰家持歌

十一月二十八日左大臣集於兵部卿橘奈良磨朝臣宅宴歌……………四九三

天平元年班田之時使葛城王從山背國贈薩妙觀命婦等所歌……………四九三

薩妙觀命婦報贈歌……………四九四

萬葉集古義二十卷之下……………四九七—五〇〇

八歲（天平勝寶）丙申二月二十四日（天）（皇）太上天皇（太）皇太后幸行於河內離

宮之時歌……………四九七

三月七日於河內國伎人鄉馬（史）國人之家宴歌

兵部少輔大伴宿禰家持歌○主人散位寮散位馬史國人歌○式部少丞大伴宿禰

池主誦歌○大伴宿禰家持江邊作歌

三月二十日大伴宿禰家持依興作歌……………五〇〇

六月十七日大伴宿禰家持喻族歌……………五〇三

同日大伴宿禰家持臥病悲無常欲修道作歌……………五〇〇

同日大伴宿禰家持願壽作歌	五二
十一月五日夜少雷起鳴雪落覆庭忽懷感憐大伴宿禰家持作歌	五二
八日讚岐守安宿王等集於出雲掾安宿奈杼磨家宴歌	五三
掾安宿奈杼磨歌○守山背王歌	
後日大伴宿禰家持追和出雲守山背王歌	五五
二十三日集於式部少丞大伴宿禰池主宅飲宴之時兵部大丞大原真人今城作歌	五六
智奴女王卒後圓方女王悲傷作歌	五七
大原櫻井真人行佐保川邊之時作歌	五七
藤原夫人歌	五八
九歲三月四日於兵部大丞大原真人今城宅宴歌	五九
兵部少輔大伴宿禰家持屬植椿作歌○主人大原今城誦歌	
六月廿三日於大監物三形王宅宴時兵部大輔大伴宿禰家持作歌	五二
天平寶字元年十一月十八日於內裏肆宴歌	五三
皇太子御歌○內相藤原朝臣奏歌	
十二月十八日於大監物三形王宅宴歌	五七
主人三形王歌○大藏大輔甘南備伊香真人歌○右中辨大伴宿禰家持歌	
藤原宿奈磨朝臣之妻石川女郎薄愛離別悲恨作歌	五九
二十三日於治部少輔大原今城真人宅宴時右中辨大伴宿禰家持作歌	五〇
二年正月三日召侍從豎子王臣等即玉筥肆宴之時應詔右中辨大伴宿禰家持作歌	五〇
爲七日侍宴右中辨大伴宿禰家持作歌	五三
六日內庭假植樹木以作林帷而爲肆宴之時右中辨大伴宿禰家持作歌	五五
二月(某)(日)於式部大輔中臣清磨朝臣宅宴歌	五六
治部少輔大原今城真人歌○主人中臣清磨朝臣歌○右中辨大伴宿禰家持歌○	
治部大輔市原王歌○大藏大輔甘南備伊香真人歌○依興各思高圓離宮處作歌	
(右中辨大伴宿禰家持歌)○治部少輔大原今城真人歌○主人中臣清磨朝臣歌	
○大藏大輔甘南備伊香真人歌○屬目山齋作歌(大監物御方王歌)○右中辨宿禰家持歌○大藏大輔甘南備伊香真人歌	
十日於內相宅餞渤海大使小野田守朝臣等宴時右中辨大伴宿禰家持歌	五六
七月五日於治部少輔大原今城真人宅餞因幡守大伴宿禰家持作歌	五八
三年正月一日於因幡國廳賜饗國郡司等宴時守大伴宿禰家持作歌	五八

萬葉集古義七目次終

萬葉集古義十七卷之上

土佐國 藤原雅澄撰

此卷は、すべて日記のやうに載られたり

天平二年庚午。冬十一月。太宰帥大伴卿。被任大納言。言帥
如。上京之時。陪從人等。別取海路入京。於是悲傷羈旅。各陳
所心作歌十首。

大伴卿は旅人卿なり、○被任大納言は、公卿補任に、天平二年十月一日、任大納言とある、これなり、此事紀文には漏たり、十月に大納言に任られて、十一月に京に上られるなるべし、○陪從人、(陪字、元曆本并官本には備と作り、字書に、備從使屬とあり、人字、元曆本には無)和銅元年三月乙卯、勅太宰府帥大貳并三關及尾張守等、始給備仗、其員、帥八人、大貳及尾張守四人、三關國守二人云々、と續紀に見えたり

和我勢兒乎。安我松原欲。見度婆。安麻乎等女登母。多麻藻可流美由。

和我勢兒乎は、枕詞なり、吾夫が來座を、吾待と云意につゞけたり、六卷聖武天皇大御歌に、妹爾戀吾乃松原見渡者潮干乃瀉爾多頭鳴渡、とあるも、吾自松原とありしを誤れるにて、今の歌と同じつゞ

けなるよし、本居氏説を擧て、彼處に云り、○安我松原欲は、十卷に、風吹者黃葉散乍少雲吾松原清在莫國、とあるは、吾住方の松原を云、今の吾は、上よりの縁にいひかけたるのみにて、いづくにまれ、たゞ松原をいふことにて、此によめるは、筑前の海濱にある松原なるべし、欲は從にて、木間より見渡す意なり、○歌意、かくれたるところなし

右一首。三野連石守作。

石守は、傳八卷下に出つ

荒津乃海。之保悲思保美知。時波安禮登。伊頭禮乃時加。吾孤悲射良牟。

荒津は、筑前にあり、十二、十五にも見えたり、〔頭註、略解、和名抄、筑前〕○之保悲思保美知は、伊勢物語に、岩間より生るみるめしつれなくば、潮干潮満かひもありなむ、○歌意は、荒津の海の潮は、時ありて滿乾のあることなれど、吾妹を戀しく思ふ事は、いつと云時もさらになし、といへるにて、餘にかくれたるどころなし、廿卷に、伊奈美野乃安可良我之波々等伎波安禮騰伎美乎安我毛布登伎波佐禰奈之、古今集に、駿河なる田子の浦浪立ぬ日はあれども君にこひぬ日はなし

伊蘇其登爾。海夫乃釣船。波底爾家利。我船波底牟。伊蘇乃之良奈久。

歌意は、海夫の釣舟は、磯邊ごとに泊たれど、吾は案内もしらねば、いづこに泊むと云、このしらねること、となり、又漁舟の心にまかせて、物おもひなげに泊たるを、うらやみて、自は公事にて、心にまかせぬを、歎きたる意もあるべし

せぬを、歎きたる意もあるべし

昨日許會。敷奈底婆勢之可。伊佐魚取。比治奇乃奈太乎。今日見都流香母。

伊佐魚取は、枕詞なり、海とつゞきたるに同じ、○比治奇乃奈太は、契沖、河海抄を引て云、孫姬式、あふときはますみのかゞみはなるればひゞきのなだのなみもとどろに、忠見集、年をへてひゞきのなだにしづむ舟なみのよするをまつにぞありける、此、うたのことばには、としごろ攝津國にさぶらひけるを、といへり、しかれば當國、名所敷、袖中抄顯詔云、ひゞきのなだは、播磨にあり、俗説には、ひゞきの

なだとも云と云々、李部王記云、天徳四年六月十一日、是日備前備中淡路等飛驒至備前、使申云、賊船二艘河海（純友等也）從響奈多捨舟曉遁、疑入京敷云々、（以上河海、）こゝに此次に、淡路島、武庫などよ

みたれば、淡路よりは、西のほどにあたる敷、李部王記に、備前備中淡路等の使、賊舟のひゞきのなだより、曉に遁る、といへるによらば、備後よりなほ西にや、といへり、源氏物語玉葛に、ひゞきのなだもなだらかに過ぬ云々、と見えたり、本比治奇なるを、後に比妣奇と訛れるなるべし、〔頭註、忠見家集に、みのはりまなるひゞきのなだと聞はまことか〕○歌意、かくれなし、發船して日を経ず、日治奇の灘を見つるを權べるか、又は船の早くすゝみ行ことに、驚きたるにもあるべし、古今集に、昨日こそさなへ取しかいつの間に稻葉そよぎて秋風の吹、此集十卷にも、昨日社年者極之賀春霞春日山爾速立爾來、などあるに、語勢類たり

淡路島。刀和多流船乃。可治麻爾毛。吾波和須禮受。伊弊乎之曾於毛布。

刀は、海門をいふなるべし、○可治麻爾毛は、織取間にもこの謂にて、暫の間にも意なり、十八にも、多流比女能字良乎許具不禰可治末爾毛、奈良之和藝徹乎和須禮氏於母倍也、とあり、○歌意、これもかくれなし、○元曆本に、此次に、大船乃云々、海未通女云々、多麻波夜須云々、家爾底母云々、大海乃云々、と次第で、其左に、右九首云々、とあり

多麻波夜須。武庫能和多里爾。天傳。日能久禮由氣婆。家乎之曾於毛布。

多麻波夜須は、本居氏云、玉映と云ことなり、由を延て、夜須と云は、古言の格なり、令映の意にはあらじ、さて武庫の枕詞とせるは、玉映むかしきと云つゞけなり、玉の光るは、めでたき物なれば云り、心にかなひて愛く思ふを、古むかしきといひき、○天傳は、これもまぐら詞なり、○歌意、これもかくれなし

家爾底母。多由多數命。浪乃字倍爾。字伎底之乎禮八。於久香之良受母。

字伎底之乎禮八、舊本に、思之乎禮婆とありて、註に、一云字伎底之乎禮八、とあり、元曆本、類聚抄等にも、字伎氏之云々、とあり、かくあるかた理叶ひたれば、今從つ、之の辭は、浮居ることの、一すぢに危ふき謂を、思はせむがためにおきたるなり、○於久香は、奥處にて、行極りたる處をいふ言はり、既く往々見えたり、○歌意、家はたしかなる往處なるすら、身命は定めがたきものなるに、まして浪上に浮びて居れば、いと奥處しらず、一すぢに危ふくおぼつかなし、となり、さて命の定めがたきを、浪の縁に、多由多數とは云るなり

大海乃。於久可母之良受。由久和禮乎。何時伎麻佐武等。問之兒等波母。

歌意は、大海の行極りたる處の、はかりしられず往なる吾を、いつまた筑紫に歸り來座むこととぞと、問し子等はいづらや、と尋慕へるなり、この兒等は、筑前にて相馴し女をいふ
大船乃。字倍爾之居婆。安麻久毛乃。多度伎毛思良受。歌乞和我世。

爾之、と云る辭に力あり、すべて爾之とつらねたる辭は、さだかにしかりとする處に、おく辭なり、此は、尾句にめぐらして意得べし、○安麻久毛乃は、まぐら詞なり、天の雲の根係る處なきをもて、手著不知と云にいひかけたり、○歌乞和我世、舊本此歌の下に、諸本如此可尋之、とあるは、この歌乞をうたがひて、仙覺などが註したるなるべし、古寫本、官本、拾穗本、古寫小本等には、此註なし、岡部氏云、十二に、歌方毛曰つゝもあるか云々、他卷にも此詞ありて、ウタガタは、あやふく不定なるよしなり、然ればこの乞は、方を誤たるにて、ウタガタワガセといふならむ、と云るぞ宜き、和我世は、同船の輩をさすなるべし、○歌意は、大海の波、上に浮びて居れば、何處をよすがとたよるべき處もしられず、まことに危ふきことぞ吾兄よ、といへるなり

海未通女。伊射里多久火能。於煩保之久。都努乃松原。於母保由流可聞。

本二句は序にて、漁火のほのかにおぼるなるよしに、いひつゞけたり、○於煩保之久は、おぼろくしくといふにて、ほのくくと云が如し、○都努乃松原は、和名抄に、攝津國武庫郡津門都刀、とあるところ

ろの松原なるべし、三卷に、吾妹兒二猪名野者令見都名次山角松原何時可將示、とある歌に、委註り、○歌意は、都の方にむきてこぎ來れば、はや都努の松原の風景の、ほのぼのと目の前にうかびておぼゆる哉、さても歡しや、となり

右九首。作者不審姓名。

十年 七月七日之夜。獨仰三天漢。聊述懷歌一首。

歌字、舊本にはなし、目錄に従つ

多奈波多之。船乘瀕良之。麻蘇鏡。吉欲伎月夜爾。雲起和多流。

多奈波多之は、織女之にて、之辭は、此上にいへるに同じ、今ぞ織女の舟乗するならしと、その一すぢにしか思ふよしを、重く思はせたる辭なり、○麻蘇鏡は、枕詞なり、○雲起和多流は、織女の儀容を、人に見せじと、雲の起わたり覆ふ意なり、と大神眞潮翁の説る、さもあるべし、(略解に、雲を浪に見なしたるなり、といへるは、うべなひがたき説なり、)○歌意は、清く照たる月夜に、天原に雲の起わたれるは、今ぞ織女の舟出したまふならし、それ故、その織女のおそひを人に見せじと、雲の起わたるならむ、といふなるべし、さて牽牛こそ、舟にのりてわたるよし、いひならはしたるに、織女の舟のりは、いさゝかうたがはしけれど、此はかの牽牛の妻迎舟ともよめれば、其迎舟に乗て、わたるよしに云るなるべし、そもくこの牽牛織女のこととは、もとえせ漢人の浮説より興りて、かの漢國にても、くさくのはかなきことどもを、詩文にも作りならはしたれば、今強に、事實を論ふべきことにもあらずなむ

右一首。大伴宿禰家持作。

作字、舊本にはなし、元曆本、古寫本等に従つ

十二年十一月九日。追和太宰之時梅花新六首。

十二以下八字、舊本には此處になし、今は古寫本に従つ、○追和は、五卷に、梅花歌三十三首并序ありて、其は天平二年正月十三日、帥大伴卿家にて、會ありし時の事なり、それを十二年に至りて、家持の追和へられたるなり、十九にも、この如く見えたり

民布由都藝。芳流波吉多禮登。烏梅能芳奈。君爾之安良禰婆。遠流人毛奈之。

民布由都藝は、民布由とは、御冬にて、眞冬といふが如し、(本居氏の、御春、御夏、御秋てふ言の例も聞えねば、御冬とせむことおぼつかなし、と云るは、甚偏なり、さらば、春方とはいへども、夏方、秋方、冬方とはいはぬを、なにとかはせむ、○或説に、前漢書東方朔傳に、朔年十三、學書三冬、文史足用云云、とあるを引て、三冬の意かといへるは、謂れぬことなり、)さて都藝は、盡ならば、藝の濁音字は、用まじきによりて思ふに、都は須の誤寫にて、過なるべし、さらば集中に、春過而夏來良之、などよめると、同例とすべし、○歌意、かくれたるところなし、此は五卷に、武都紀多知波流能吉多良婆可久斯許曾烏梅乎利都多努之岐乎倍米、と云るに、和へられたるなり

烏梅乃花。美夜萬等之美爾。安里登母也。如此乃未君波。見禮登安可爾勢牟。

美夜萬等之美爾は、契沖が、眞山と繁になり、といへる如し、さてこの等は、集中に、家等住、また玉等將拾など云、古今集に、今日來ずは明日は雪とぞふりなまし、などある等にて、某と變て、某と化てなどやうの意に聞ゆる辭なり、なほ開卷、雄略天皇、大御歌に、委註り、されば、此も眞山と化て繁に、といはむが如し、○安里登母也は、雖有也なり、也は終にめぐらし、さて可と云意に聞べし、○君は、梅花を指していふなるべし、其方といふが如し、梅花を君と云ること、五卷にも見えたり、○安可爾勢牟（勢字、舊本には氣と作り、今は古寫本、官本等に從つ）、は、安可爾は、不飽にて、不知を之良爾といふと同例なり、此卷下にも、安加爾等とあり、さてこゝは、不飽足物に爲む、といふほどの意なるべし、○歌意は、梅花よ、およそ物は、多きと少きとにより、愛賞る心も異なるならひなるに、そなたにおきては、たとひ眞山の繁きが如くに開滿てありとも、いとふ心はなくて、かくの如く見れど、不飽足もののみおもはむか、となり

春雨爾。毛延之楊奈疑可。烏梅乃花。登母爾於久禮奴。常乃物香聞。

物の下、古寫本、官本、拾穗本、或校本等に、能字あり、○歌意は、中山巖水、此は梅の花咲たるその青柳は云々、とよめるに、和へたるなり、此芽はる青柳は、つぎてふれる春雨に萌しにや、但しいつも梅に後れぬ常の物にて、かくやあるらむ、といへるなるべし、可は等の誤なりとする説は、從べからず、といへり

宇梅能花。伊都波乎良自等。伊登波禰登。佐吉乃盛波。乎思吉物奈利。

歌意、梅花は、とりわきて、いつは折まじと、折取を厭ふにはあらねども、盛に咲たる時のみは惜まれて、甚折うき物なり、といへるなるべし、（略解に、自は目の誤にて、ヲラメトは、ヲラムトの意なり、といへれど、猶もとのまゝにて、よくきこえたるをや、そのうへ此歌の書さまにては、目字をメの假字に用ひしとは、おもはれず、）

遊内乃。多努之吉庭爾。梅柳。乎理加謝思底婆。意毛比奈美可毛。

遊内乃は、本居氏、内は日の誤にて、アソプロノならむ、といへり、これに從べし、○乎里加謝思底婆は、折頭指たらばの意なり、○意毛比奈美可毛は、思無らむか、さても折まほしや、と云意なり、この美の辭は、未來を兼ていふ一格にて、既く委云り、毛は歎息辭にて、さても云々と云意にあたり、○歌意、かくれたるところなし

御苑布能。百木乃宇梅乃。落花之。安米爾登毗安我里。雪等敷里家牟。

百木乃宇梅は、數株の梅をいふ、六卷に、百樹成山者木高之、とよめるは、諸木のうへにていひ、今は梅にかぎれり、○安米爾登毗安我里は、天に飛上りて、鳥などの虚空に飛のぼることくに、花の散亂るゝをいへり、仁徳天皇紀歌に、破夜歩佐波阿梅理能朋利等弭箇慨梨伊菟岐餓宇倍能娑非岐等羅佐泥、○雪等敷里家牟は、雪と化て降りむの意なり、明日は雪とぞ降なましの、雪と同じ、○歌意は、數株の梅花の散て、大空に上りて、かく雪となりて降つらむ、となり

右大伴宿禰家持作。

右の下、舊本には、天平十二年十一月九日（一字、元曆本には二と作り、）と記せり、今は古寫小本に從て、上に出せり

十三年二月。讚三香原新都一歌一首并短詠。

十三以下五字、舊本には、此處になし、目錄には、同十三年二月、とあり、○新都は、即久邇都なり、六卷にも見えたり、又布當宮とも稱り、彼卷に委註たりき

山背乃。久爾能美夜古波。春佐禮播。花咲乎乎理。秋佐禮婆。黃葉爾保比。於婆勢流。泉河乃。可美都瀬爾。宇知橋和多之。余登瀬爾波。宇枳橋和多之。安里我欲比。都。可倍麻都良武。萬代麻底爾。

花咲乎乎理は、枝も撓むばかりに、咲満たるを云、既く出たり、○黃葉爾保比の下、拾穗本には美字あり、それによらば、モミチニホヒミと訓べし、黃葉艶ひもしの意なり、○於婆勢流は、帶有の伸りたるなり、婆勢を切れば、辨となれり、帶賜へる、と云むが如し、こは立有を多々勢流、往有を由可勢流など云と、同格の語なり、久邇の都の帶賜へる泉河と云意に、崇めて云るなり、（略解に、オパセルは帶にせるなり、といへるは、意は大異なることなれども、語の説さま、よろしからず、）○泉河は、既く出つ、○宇知橋は、既く委註り、○余登瀬爾波は、水の淀める所にはの謂なり、余登瀬は、河瀬の中に、水の淀む處を云なるべし、七卷に、氏河齒與杼湍無之阿自呂人舟召音越乞所聞、とあり、爾波は、他の瀬にむかへて云る詞なり、○宇枳橋は、古事記上卷に、詔天津日子番能邇々藝命、而離天之石位、押分天之八里多那雲、而、伊都能知和伎知和伎氏、於天浮橋、宇岐士摩理、蘇理多々斯底云々、（書紀にも同じさまに見ゆ、）とある浮橋は、名は同じけれど、其はいはゆる天之梯のことにて、其形いさゝか異なるにやあらむ、神代紀に、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船亦將供造、とある浮橋と同物なるべし、さて其は高橋に對へたれば、筏など浮たらむ如く、水に浸し浮て、假にわたせる橋をいふならむ、紀略に、延曆二十年五月甲戌、勅諸國調庸入貢、而或川无橋、或津乏舟、民憂不少、令路次諸國貢調之時、津濟設舟楫浮橋等、長爲恆例、和名抄に、魏略五行志云、洛水浮橋、和名宇岐波之、とあり、○歌意は、久邇の新都は、春は花咲満、秋は黃葉の艶ひわたりて、甚も盛りなる大宮所なれば、泉河の上瀬の急きには、打橋渡し、淀瀬のぬるきには、浮橋わたして、ありつゝ往來て、萬代までに、仕奉らむぞ、となり

反歌。

楯並而。伊豆美乃河波乃。水緒多要受。都可倍麻都良牟。大宮所。

楯並而は、枕詞なり、古事記に依て、（次に引、）タ、ナメテと訓べし、楯をタ、と云は、稻をイナ、酒をサカ、船をフナと云など、同格なり、と本居氏の云る如し、仲哀天皇紀に、倭國狹城盾列陵とありて、註に、盾列此云多々那美、とあり、（神名式に、丹波國多紀郡川内多々奴比神社、）さてこの枕詞、二の意あるべし、一には、楯を立ならべて射るといふ意に、伊の一言へかゝれる歟、さるは合戦には、先楯を立て、敵の矢に中るまじく、身を防て、弓射るものなればなり、二には、契沖も説し如く、泉川は、崇神天皇紀に、更避那羅山、而進到輪韓河、埴安彦挾河屯之、各相挑焉、故時人改號其河曰挑河、

今謂^ハ泉河^ハ訛也^トとある如く、もと挑河^ハなれば、楯をたて竝べて、互に挑む意につどきたる歎、いづれにてもあるべし、さて古事記神武天皇、大御歌に、多々那米^ハ且伊那^ハ佐能夜麻能^ハ云々、とあるも、伊の一言へかけてのたまへる歎、又是は實に楯を竝ぶるを、詔へるにもありぬべし、○水緒多^ハ要受^ハは、水脈不^レ絶なり、此詞、九卷、十二卷にも見えたり、さて此歌は、水緒と云までは、不^レ絶をいはむとの序なり、○歌意は、此久邇の大宮所に、萬代までに、絶ず奉^ハ仕む、となり

右右馬寮頭境部宿禰老鷹作也。

右右の間、舊本には、天平十三年二月の七字あり、今は上に出せる故、此處を除つ、○寮字、古寫小本、元曆本、類聚抄等にはなし、○老鷹は、傳未詳ならず

四月二日。詠^ニ霍公鳥^一歌二首。

四月二日の四字、舊本には此處になし、今は古寫小本、并目錄によりて記しつ

多知婆奈波。常花爾毛歎。保登等藝須。周無等來鳴者。伎可奴日奈家牟。

常花は、常しへに、いつも散失ることなくてある花、といふなり、常は、常葉、常磐、常闇などの常の如し、○歌意は、橘は常しへに、いつもある花にてもがなあれかし、さらばその橘に住宿るとて、霍公鳥の來て鳴ならば、聞ぬ日はなからましを、となり、(○この歌より次々の歌の事を、一に集めて、此處に論ふべし、まづ此二首の歌の中に、多知婆奈波常花爾毛歎云々、と云るは、花の盛によめりとはなれ

れど、何とかや、咲の最中によめりと聞えて、今開始たる時に、よめるものとは思はれず、又此次に、珠爾奴久安布知乎宅爾云々、と云るも、棟花は、四月の末つかたより、五月かけて咲ものなるうへ、珠爾奴久と云るは、五月五日の藥玉に貫ことなり、藥玉の事は、なほ次にいはむ、しかるを、これを、四月二日によめるよし記せるは、いぶかしきことなり、もとより年の氣候につれて、花の遅速あることは、さることなれど、四月のはじめによめりとせむは、あまりに時はやし、八卷にも、百枝刺於布流、橘玉爾貫五月乎近美、安要奴我爾花咲爾家利、と家持卿のよまれたる如く、昔來橘花は、五月を待て盛に咲よしいひならへり、これも玉爾貫は、藥玉になり、されば四月二日は、五月二日にてこそあらまほしけれ、此次に、四月三日、家持卿のよめる歌三首ありて、その小序に、橙橘初咲とあるは、四月のはじめつかた、橘花のや、開始たらむ年もあるべければ、其はさるかたに、たすけても聞るべきを、其歌に、安之比奇能山邊爾乎禮婆保登等藝須木際多知久吉奈可奴日波奈之、とある、もとより霍公鳥の鳴は、さるものながら、いかに山邊なればとて、木際立漏不鳴日者無、と云る、あまりに盛に、屢鳴よしなるも、五月のさまならずや、其次に、保登等藝須奈爾乃情會多知花乃多麻奴久月之來鳴登餘牟流、とある、まづ玉貫月と云るは、三卷山前王の歌に、霍公鳥來鳴五月者、菖蒲花橘乎、玉爾貫爾將爲登云々、とある下に、既く委云る如く、玉に貫と云るは、藥玉に貫ことにて、其藥玉は、もと漢土の長命縷、あるは續命縷とも號けて、五月五日、その縷を帯れば、萬の病を辟るよしに云るに、ならへるにや、皇朝にも、古は五月五日、菖蒲、橘花、艾、そのほか雜花十種ばかりを、五色の縷にて貫と、のへて、ひぢに佩し趣なり、其を藥玉と號けて、公よりは、群臣にも賜ひしよし見えたり、か、ればその玉に貫は、主とは五月五日の事なれど、すべて五月を、ひろく玉貫月と云りし趣、集中を見わたしてしられたり、しかればい

よいよ四月三日は、五月三日ならでは、理叶ひがたきに似たり、其次に、保登寺藝須安不知能枝爾由吉底居者花波知良牟奈珠登見流麻泥、とある、これも棟花は、前に云る如くなるうへ、四月のはじめに、散ぬべきばかり、盛に咲たるよし云むは、いよくおぼつかなきことなり、かくて其次に、馬長歌、赤人歌ありて、其は年月詳ならざるよし記せれば事もなし、其次に、天平十六年四月五日、家持卿のよめる歌六首ありて、橘乃爾保繁流香可聞保登等藝須奈久欲乃爾宇都路比奴良牟、とある、雨に濕て、橘花の香の消失たらむげによめるも、五月めきたり、其次に載たる保登々藝須夜音奈都思云々、橘乃爾保繁流苑爾云々の二首も、五月によめる歌にてありたし、其次に、青丹余之奈良能美夜古波云々、とあるは、四月としても、五月としても、強に難なかるべきか、其次に、鶉鳴布流之登比等波云、とあるも、五月ならまほし、其次に、加吉都播多衣爾須里都氣云々、とあるは、燕子花は、春の末より夏かけて、もはらさかりに開ものなるうへ、藥獵も、四五月の間にせし趣なれば、四月にしても事なかるべきか、されどこれも、五月の作とせむに、難なきはさらなり、そもく、上件都合て十一首の歌は、はやく或人も疑ひいひしことにて、多くは五月によめりとせむかた、ふさはしけなれば、四月とあるは、いづれも五月を、後に寫し誤れるものともいふべけれど、三處に出たる四月を、ことごとく五月に改めむも、いみじき私なれば、さておきて、なほ後の識者のさだめをまつにこそ、

珠爾奴久。安布知乎宅爾。宇惠多良婆。夜麻霍公鳥。可禮受許武可聞。

珠爾奴久は、棟花を、續命縷に貫交ることなり、續命縷のことは、さきくも多くよめり、○可禮受は、不離にて、絶すと云むが如し、○歌意は、續命縷に貫交る棟を、宅の庭に植たらば、その花を賞て、

山霍公鳥の絶ず來て鳴べきか、さてもなつかしの鳥や、となり

右大伴宿禰書持。從奈良宅。贈兄家持。

右の下、舊本には、四月二日の四字あり、今は上に出せる故に、此處を除つ、○家持の次に、舊本和歌二首の四字あり、官本、古寫本等になきぞ宜き

四月三日。和歌三首。

四月云々の八字、舊にはなし、古寫小本に従て記しつ

橙橋初咲。霍公鳥翻嚶。對此時候。詎不暢志。因作三首短歌。以散鬱結之緒耳。

橙橋、和名抄に、橙和名安倍太知波奈、とあれど、こゝは二字にて、たゞ多知花のことに用ひたるなるべし、〔題註、橙橋花とありしを、もしは花ノ字を脱せる〕○嚶は、玉篇に、鳥鳴也、とあり、○候字、候と作るは非なり、今は拾穂本に従つ

安之比奇能。山邊爾乎禮婆。保登等藝須。木際多知久吉。奈可奴日波奈之。多知久吉は、立漏なり、久吉は、春之在者伯勞鳥之草具吉の、具吉におなじ、○歌意、かくれたるところなし

保登等藝須。奈爾乃情會。多知花乃。多麻奴久月之。來鳴登餘牟流。

奈爾乃情會は、如何なる心ぞ、といはむが如し、○多麻奴久月之、天智天皇紀童謡に、多致播那播於能我曳多曳多那例々騰母陀麻爾農短騰岐於野兒弘彌農俱とあり、之は、例のその一すぢなるを云辭なり、○歌意は、橘の玉を貫月に、來鳴響むるほとゝぎすは、如何なる心ぞ、このごろ一すぢに鳴さはくなるは、己が聲を、その玉に貫交へよとて歎、といへるにや、ほとゝぎすの聲を、玉に貫と云こと、前にもよみたればなり

保登等藝須。安不知能枝爾。由吉底居者。花波知良牟奈。珠登見流麻泥。

由吉底居者は、奈良を思ひやりていへるにて、奈良の相伴氏の家のあたりに、行て居ば、と云なるべし、○知良牟奈とは、奈は、歎息の聲にて、將散奈阿といへるなり、○珠登見流麻泥は、上にも棟花を、續命縷に貫よしよみたれば、其續命縷の、亂れ散かと見るまで、といへるなるべし、○歌意は、奈良の相伴氏の家の風景を、思ひやりたるにて、かかれたところなし

右内舍人大伴宿禰家持。從久邇京。報送弟書持。

右の下、舊本には、四月三日の四字あり、今は上に出せる故に、此處を除つ

思霍公鳥歌一首。田口朝臣馬長作。

馬長は、傳未詳ならず、○作字、拾穗本にはなし

保登等藝須。今之來鳴者。餘呂豆代爾。可多理都具倍久。所念可母。

今之、その時に正しく至りたるを云辭なり、土佐日記に、今し羽と云處に來ぬ、とあるに同じ、さて此歌の今之とは、左の傳に、此日といへるをさせり、○歌意は、ほとゝぎすの、今此日に來鳴たらば、萬代までに語り繼て、愛憐すべくおぼゆるを、嗚呼いかで一聲もがな、來鳴てあれかしと、一すぢに慕へるなり

〔右傳云。一時交遊集宴。此日此處。霍公鳥不喧。仍作件歌。以陳思慕之意。但其宴所并年月。未得詳審也。〕

山部宿禰赤人。詠春鶯歌一首。

安之比奇能。山谷古延底。野豆可佐爾。今者鳴良武。宇具比須乃許惠。

野豆可佐は、契沖云、野のたかき所をいふなるべし、第廿にもよめり、第四には、きしのつかさとよみ、第十には、やまのつかさとよめり、おのくそのたかき所をいふにこそ、○今者鳴良武は、者字は、もしは香の誤にて、イマカテクラムとありしにもあるべし、八卷に、河津鳴甘南備河爾陰所見今哉開良武山振乃花、とあり、又此卷末に、宇具比須波伊麻波奈可牟等可多麻底波云々、とある今者の意にて、よまれしならば、もとのまゝにもあるべし、○歌意は、奥深き山や谷を越て出で來て、野づかさ、今この頃、鶯の鳴らむか、いざ行て聞む、となり

〔右年月所處。未得詳審。但隨聞之時。記載於茲。〕

十 六 年四月五日。獨居平城故宅。作歌六首。

橋乃。爾保弊流香可聞。保登等藝須。奈久欲乃雨爾。宇都路比奴良牟。

可聞の辭は、尾句の終にうつして心得べし、可は疑の辭、聞は歎息辭なり、○宇都路比は、此は香の消
失るをいへり、すべて、宇都路布とは、梢にある花、また葉の地に落をも云、色の變るをも、香の薄くな
るをもいふ言なり、さるは、其本性の變ひ易るよりいふことにて、言の本は、何にいふもみな一なり、
○歌意は、ほととぎすの鳴、夜の雨に濕て、橋花の薫へる香の消失ぬらむか、さても惜や、となり、ほと
とぎすの鳴をいへるは、當時の風景をいへるのみにて、外に用あるにあらず

保登等藝須。夜音奈都可思。安美指者。花者須具等毛。可禮受加奈可牟。

安美指者は、網張者といふが如し、網張て、外へ遁さずしてあらばの意なり、新撰萬葉に、春霞網丹張
窄花散者可移徒、鷲將駐、○花は、橋花なり、○歌意は、ほととぎすの、庭の橋に宿りて、夜鳴聲の一
きはあはれになつかしく、聞どもく飽ざるを、もし網を張て、外へ遁さずしてあらば、たとひ橋の花
は散失るとも、絶ず鳴べきか、となり

橋乃。爾保敝流苑爾。保等登藝須。鳴等比登都具。安美佐散麻之乎。

比登都具は、人告なり、○歌意は、橋花の薫へる他の苑に、霍公鳥の來て鳴と人が告るが、もし吾庭に

來て鳴ならば、網を張て、外に遁さずあるべきものを、となるべし

青丹余之。奈良能美夜古波。布里奴禮登。毛等保登等藝須。不鳴安良奈久爾。

青丹余之は、枕詞なり、○布里奴禮登とは、舊都となりぬれど、といはむが如し、これは久邇新都のさ
かえたる頃なればいへり、○毛等保登等藝須は、集中に、舊なじみの人を、毛登都人といへると同じ意
にて、ふるなじみの霍公鳥、といはむが如し、十卷にも、本人霍公鳥、とよめり、奈良は、舊都となりぬ
れど、都の盛なりし時來鳴し如く、ふるなじみの霍公鳥の、猶來鳴よしなり、(略解に、年々來鳴もの故
に、もとほととぎすといふ、と云るは、さる謂に云るにも、あるべけれども、いさゝか云たらはず、)○
安良奈久爾(奈字、舊本になきは脱たるなり、契沖説によりて、補加つ、)は、有ぬことなるをの謂なり、
○歌意は、奈良は舊都となりて、いかにも物ごとに、さびしくはなりゆけども、都の盛なりし時來鳴し
ごとく、ふるなじみのほととぎすは、昔忘れず、猶來鳴ことなるを、愛ずあるべしやはとなり、古今集
に、奈良のいそのかみ寺にて、ほととぎすの鳴をき、て、素性法師、石上ふるき都のほととぎす聲ばか
りこそ昔なりけれ、又はやく住ける所にて、ほととぎすの啼けるを聞てよめる、忠岑、昔方や今もこひ
しきほととぎすふるさとにしも啼て來つらむ

鶉鳴。布流之登比等波。於毛幣禮騰。花橋乃。爾保敷許乃屋度。

鶉鳴は、こゝは、ウヅラナキと訓べし、鶉鳴て舊にし里、といふ意のつゞきなり、四卷に、鶉鳴故郷
從云々、八卷に、鶉鳴古郷之云々、十一に、鶉鳴人之古家爾云々、などあり、すべて鶉は、あれて人

目なきところに、多くは鳴ものなれば、かくつゞけたり、伊勢物語に、年を経て住こし里を出て去ばいとど深草野とやなりなむ、返し、野とならばうづらと成て鳴居むかりにだにやは君は來さらむ、六帖に、吾やどは鶉鳴まではらはせじ小鷹手にする來む人の爲、などあり、○歌意は、鶉鳴まで荒て、舊にし里と、他人はおもひおとしてあれど、然にはあらず、花橋のにはひて、おもしろき此やどぞ、となり

加吉都播多。衣爾須里都氣。麻須良雄乃。服會比獵須流。月者伎爾家里。

本二句は、七卷に、墨吉之淺澤小野之垣津幡衣爾摺著將衣日不知毛、ともありて、草木の花、また黄土なども、白絹を摺り、綵て服しこと、古のならばはしなり、○服會比獵須流は、本居氏、競狩にはあらずして、服裝て狩をするなり、五卷にも、ぬのかたきぬありのことごときをへども、と有、と云り、此に従べし、(競は、集中よりをちつかた、假字書に、みな伎保布とのみありて、伎會布と云ることは例なきことなれば、競狩にあらざること、論なし、)さて服會比は、服裝にても、服襲にても、意は滞ることなけれど、古事記雄略天皇、大御歌に、斯漏多閉能蘇豆岐蘇那布、とあるは、服具ふにて、今の服裝と云と全同趣なれば、もと同言なるべし、されば、服會布も即服具にてもあるべし、蘇那布を、蘇布とも云は、占を、宇良那布とも宇良布とも云と同じ例なり、獵は、藥狩なり、十六乞食者歌に、四月與五月間爾、藥獵仕流時爾、とよめり、但し書紀には、推古天皇卷、天智天皇卷に見えたる、共に、藥獵は、五月五日にする趣なれど、此集にて見れば、必それと限れるにはあらざりしこと、此歌の端に、四月五日と記し、十六なるも、四五月の間にせし趣なるを思ふべし、○歌意は、燕子花を絹に摺り綵りて、狩衣に服裝

ひつゝ、丈夫の狩する月は來にけり、となり

右大伴宿禰家持作。

右の下、舊本、六首歌者、天平十六年四月五日、獨居於平城故郷舊宅、といふ廿二字あり、今は元曆本になきに從つ

十、セマリヤトセトイフトシノムツキ。ユキオホクフリ。ツムコトツチニフカシ。トキニヒダリノオホマヘツキミタチバナノマヘツキミ。キテナカノ
八、年正月。白雪多零。積地數寸也。於時左大臣。橘卿。率二大
納言藤原豐成朝臣及諸王諸臣等。參入太上天皇御在所。西院。供奉。掃
雪。於是降詔大臣參議并諸王者。令侍于大殿上。諸卿大夫等者。令
侍于南細殿而則賜酒肆宴。勅曰。汝諸王卿等。聊賦此雪。
各奏。其詞。

十八の上に、舊本には天平二字あり、元曆本にはなき宜し、○正月の下、日を脱せるなるべし、○橘卿は、諸兄大臣なり、○大納言は、大は、中の誤にはあらざる歟、豐成朝臣、此時いまだ中納言なればなり、次に引傳を合見べし、○豐成朝臣は、續紀に、神龜元年二月壬子、正六位藤原朝臣豐成授從五位下、天平四年正月甲子、從五位上、九年二月戊午、正五位上、九月己亥、從四位下、十二月辛亥、以兵部卿從四位下藤原朝臣豐成爲參議、十一年正月丙午、正四位下、十二年二月甲子、行幸難波宮、以云々正四位下兵部卿藤原朝臣豐成爲留守、十月壬午、行幸伊勢國、以云々兵部卿兼中衛大將正四位下藤原朝臣豐成爲留守、十五年五月癸亥、授從三位爲中納言、十七年八月癸丑、行幸難波宮、以藤

原朝臣豐成、爲留守、十八年四月丙戌、爲兼東海道鎮撫使、二十年三月壬辰、授從二位、拜大納言、勝寶元年四月甲午朔丁未、拜右大臣、寶字元年五月丁卯、正二位、七月戊午、勅曰、右大臣豐成者、事君不忠、爲臣不義、云々、宜停、右大臣、任左降太宰員外帥、八年九月戊申、復爲右大臣、賜帶刀四十人、甲寅、授從一位、癸亥、勅曰、逆臣仲麻呂、奏右大臣藤原朝臣豐成不忠、故即左降、今既知讒詐、復其官位、宜先日所下勅書官符等類、悉皆燒却、神護元年四月丙子、右大臣從一位藤原朝臣豐成等上表言云々、伏願奉納先代所賜功封、少塞天下之責、云々、詔許之、十一月甲申、右大臣從一位藤原朝臣豐成薨、平城朝正一位贈太政大臣武智麻呂之長子也、養老七年、以內舍人兼兵部大丞、神龜元年授從五位下、任兵部少輔、頻歷顯要、天平十四年至從三位中務卿兼中衛大將、廿年、自中納言、轉大納言、感寶元年拜右大臣、時其弟大納言仲滿執政專權、勢傾大臣、云々、左降大臣、爲太宰員外帥、大臣到難波、別業、稱病不、去、居八歲、仲滿伏誅、即日復本官、薨時六十二、○諸臣、諸字、元曆本にはなし、○太上天皇は、元明天皇なり、○西院、舊本に兩院と作るは非なり、今は古寫本、元曆本、拾穗拾等に從つ、○供奉掃雪は、御前に侍ひて、雪を賞ることを、かしこみてかく書り、○南細殿、和名抄に、唐韻云、廊殿下外屋也、和名保會止乃、○酒字、舊本に海と作るは誤なり、今は古寫本、元曆本、官本、活本、拾穗本等に從つ

左大臣 橋宿禰 應詔歌一首

布流由吉乃。之路髮麻泥爾。大皇爾。都可倍麻都禮婆。貴久母安流香。

布流由吉乃は、即其時の物をもて、白といはむ料の枕詞とせり、○香は、哉なり、○歌意は、白髮になりて、老衰るまで、くさく深き恩澤を蒙り、かやうの興ある折ふしにも、まづ最一に、召下られて、大御酒賜りなどするを思へば、けにも大御惠の貴くもある哉、となり、諸兄大臣、和銅三年に從五位下になられしより、此年まで三十七八年經、この後十餘年ありて、勝寶八年に、致仕したまへり、さればこの時はやよきほどの齡なれば、白髮までとのたまへるなり

紀朝臣清人 應詔歌一首

續紀に、和銅七年二月戊戌、詔從六位上紀朝臣清人、三宅臣藤原麻呂、令撰國史、靈龜元年正月癸巳、授從五位下、秋七月己丑、賜從五位下紀淨人數人、穀百斛、優學士也、養老元年七月庚申、賜從五位下紀朝臣清人穀一百斛、優學士也、五年正月庚午詔云々紀朝臣清人云々等、退朝之令、侍東宮焉、甲戌詔曰、文人武士國家所重云々、因賜從五位下紀朝臣清人云々各絶十五疋、絲十五綯、布三十端、銀二十口、七年正月丙子、授從五位上、天平四年十月丁亥、爲右京亮、十三年七月辛亥、爲治部大輔兼文章博士、十五年五月癸卯、授正五位下、十六年二月丙申、爲平城宮留守、(閏正月乙亥)行幸難波宮、十一月庚辰、授從四位下、十八年五月癸丑、爲武藏守、勝寶五年七月庚戌、散位從四位下紀朝臣清人卒、

天下。須泥爾於保比底。布流雪乃。比加里乎見禮婆。多敷刀久母安流香。

須泥爾は、本居氏云、常に云とは異にして、此は悉皆と云意なり、古事記上卷に、此葦原中國者、隨命既獻也、同記序に、已因訓述者詞不逮心、書紀繼體天皇卷には、全字を、須傳爾とよめる

も同意なり、既字も本義は盡也と註せり、春秋などに、日有^レ食^レ之^既と云類なり、然れば須^ス傳^ルと云言に、此字を當たるも、もとは盡の義によれるにや、雅澄按に、既往の既は已也と註したれば、うるはしくは、スデニとは訓べからず、ハヤクと訓べし、スデニと訓ときは、盡也と註したる意得なり、されば、既字に、もとより兩義あるを、おしなべて、スデニと訓、既往の事をも、スデニと云こと、意得たるは、後の誤なるべし、○香は、上の歌に同じく、哉なり、○歌意、かくれたるところなし、雪の天下にのこりなく降り覆ふを、天子の恩光のあまねきに比へたり

紀朝臣男梶。應^レ詔^レ歌一首。

續紀に、天平十五年五月癸卯、正六位上紀朝臣小楫授^ニ外從五位下、六月丁酉、爲^ニ彈正弼、十七年正月乙丑、授^ニ從五位下、十八年四月壬辰、爲^ニ太宰少貳、勝寶二年三月庚子、爲^ニ山背守、六年十一月辛酉朔、東海道巡察使、寶字四年正月戊寅、爲^ニ和泉守、

山乃可比。曾許登母見延受。乎登都日毛。昨日毛今日毛。由吉能布禮禮婆。

山乃可比は、山と山との間をいへり、間を可比と云は、麻那可比(目之間なり)などいふに同じ、大殿祭詞に、今奥山乃大峽小峽爾立留木乎云々、(字書に、山夾^レ水曰^レ峽、とあれど、此方にては、たゞ山の間にのみ、此字を用ひ來れり、)和名抄に、考聲切韻云、峽山間陝處也、俗云、山乃加比(俗云と云ることいかゞ)とあり、古今集に、山のかひより見ゆる白雲、山のかひある今日にやはあらぬ、などよめる、これなり、此下には、夜麻可比ともよめり、さて雪の多く積りて、峽も埋るゝさまによみなしたり、○

乎登都日は、彼津日にて、一昨日なり、彼と云は、貫之の、昨日よりをちをばしらず、とよめる彼なり、○歌意、かくれたるところなし、梅花それとも見えず久方のあまぎる雪のなべてふれゝば、これは今の歌の、面影をうつせるならむ

葛井連諸會。應^レ詔^レ歌一首。

續紀に、天平七年九月庚辰、先^レ是美作守從五位下阿倍朝臣帶麻呂等、故^ニ殺^ス四人、其族人詣^テ官申訴云云、正六位下葛井連諸會云々等六人、坐^レ不理^レ訴^レ人事、於是下^ニ所司^ニ科斷^ス、承伏既訖、有^レ詔^レ竝宥之、十七年四月壬子、正六位上葛井連諸會、授^ニ外從五位下、十九年四月丁卯、爲^ニ相模守、寶字元年五月丁卯、授^ニ從五位下、

新。年乃波自米爾。豐乃登之。思流須登奈良思。雪能敷禮流波。

新は、アラタシキと訓べし、(アタラシキといふは、後世の轉訛なり、)この言既くたびく云り、○波自米の波字、舊本に婆と作るはわろし、今は元曆本、古寫小本等に從つ、○豐乃登之は、左傳豐年の註に、五穀皆熟、爲^ニ有年^ト、大熟、大有年也、と見えたるが如し、雪を豐年の瑞とすること、本漢國の説より起れるなるべし、文選謝惠連雪賦に、盈^レ尺^ニ則^レ呈^ニ瑞^ト於^ニ豐年^ト、丈則表^ニ於^ニ陰德^トとあり、雪を佳瑞とすることは、なほ次に云べし、○思流須登奈良思は、表すとに有らしと云なり、表は、アラハス、瑞と云意なり、續紀九卷詔に、去年九月、天地^ニ大^ニ瑞^ト物^ニ顯^ト來^レ理^云々、皇^ニ朕^ニ賀^ス御^ニ世^ト當^ニ顯^ト見^レ留^ニ物^ト爾^ト者^ニ不^レ在^ト、今將^ニ嗣^ニ坐^ニ御^ニ世^ト名^ニ乎^ト記^レ而^レ、應^レ來^レ顯^レ來^レ留^ニ物^ト爾^ト在^ニ良^ニ志^ト、止^ニ所^ニ念^ニ坐^ニ而^レ云^々、とある記^レ而^レも、年號とすべき

授從三位、十八年四月丙戌、爲兼山陽道鎮撫使、勝寶元年四月甲午朔、授正三位、爲大納言、閏五月壬戌、中納言正三位大伴宿禰牛養菟、大德咋子連孫、贈大錦中吹負之男、と見えたり、○藤原仲麻呂朝臣は、續紀に、天平六年正月己卯、正六位下藤原朝臣仲麻呂授從五位下、十一年正月丙午、授從五位上、十二年正月庚子、授正五位下、十月丙子、爲前騎兵大將軍、伊勢に行幸の爲なり、十一月甲辰、授正五位上、十三年閏三月乙卯、授從四位下、四月辛丑、遣仲鷹檢校、河内與攝津相爭河堤所、七月辛亥、爲民部卿、十四年八月己亥、行幸紫香樂宮、以仲鷹爲平城留守、十二月庚子、行幸紫香樂宮、仲鷹爲留守、十五年五月癸卯、授從四位上、爲參議、六月丁酉、爲左京大夫、十六年閏正月乙亥、行幸難波宮、以仲鷹爲留守、十七年正月乙丑、授正四位上、九月戊午、爲兼近江守、十八年三月丁巳、式部卿、四月丙戌、爲兼東山道鎮撫使、癸卯、授從三位、二十年三月壬辰、授正三位、勝寶元年七月甲午、爲大納言、八月辛未、爲兼紫微令、補任云、中衛大將、中務卿、二年正月乙巳、授從二位、四年四月乙酉、行幸東大寺云々、是夕天皇還御大納言藤原朝臣仲麻呂田村第、以爲御在所、八歲十月癸卯、獻東大寺米一千斛、雜菜一千石、寶字元年四月辛巳云々、先是仲麻呂招大炊王、居於田村第、是日云々、迎大炊王、立爲皇太子、五月辛亥、天皇移御田村宮、爲改修大宮也、丁卯以云々仲麻呂爲紫微內相云々、其官位錄賜職分雜物者、皆准大臣、二年八月甲子、任大保、勅曰云々、自今以後宜姓中加惠美二字、禁暴勝強止戈靜亂、故名曰押勝、朕舅之中汝卿良尙故字稱尙舅、更給功封三千戶、功田一百町、永爲傳世之賜、以表不常之勳、別聽鑄錢舉稻及用惠美家印、是日、大保從二位兼中衛大將藤原惠美朝臣押勝云々等、奉勅改易官號云々、右大臣曰大保、三年正月甲午、宴蕃客於田村第、十一月壬辰、勅益帶刀資人二十人、通前四十人、四年正月丙寅、授從一位、高野天

皇口勅曰云々、藤原惠美朝臣能大保乎、大師(太政大臣)乃官仁上奉止授賜夫云々、即召大師、賜隨身契、十月壬戌、賜大師稻一萬束、以遷都保良也、六年二月辛亥、授正一位、甲子、賜近江國淺井高島二郡鐵穴各處、五月丙午、賜帶刀資人六十人、通前一百人、八年九月丙申、爲都督使、畿內三關近江丹波播磨等國習兵事、乙巳、逆謀頗泄云々、是夜押勝走近江、官軍追討、壬子、軍士石村村主石楯、斬押勝、傳首京師、押勝者、近江朝、內大臣藤原朝臣鎌足曾孫、平城朝、贈太政大臣武智麻呂之第二子也、と見えたり、大師大傳大保と云は、もろこし周と云し代の三公なり、唐と云し代には、是を三師と云て、三公の上にてたりしよし、そもこの仲麻呂は、孝謙天皇の天下しらしめし、ほどの政は、何事も心のまゝに奏し行へりしが、いみじく漢學を好みて、よろづ漢めきたる事殊に多く、官名をさへに、ひたぶるにかくからさまにはなしたりしなり、されば、この仲麻呂逆臣誅されて、ほどなく官名をも改て舊に復されしなり、詔詞解四、そもこの天皇を、皇太子に定め奉りしより始めて、すべ此奴は殊に、漢學を好みけるまゝに、此ほどは、よろづからめきたる事ことに多く、官名をさへに、かくひたぶるに、からにはなせるなり、故此後、同八年九月、此機奴誅されて、同月に勅遣人仲麻呂執政奏改官名、宜復舊焉と有、大師大傳大保といふは、もろこしの國の周の代の三公なり、○三原王は、舍人親王の御子にて、傳八卷下に引り、○智努王は、續紀に、養老元年正月乙巳、授無位智努王從四位下、十月戊寅、益封、(公卿補任云、養老二年九月丁未、爲大舍人頭、神龜五年十一月乙未、爲造山房、司長官、天平元年三月甲午、授從四位上、十一年三月癸丑、詔曰、得從四位上治部卿茅野王等奏、僞云々、十二年十一月甲辰、授正四位下、十三年八月丁亥、爲木工頭、九月乙卯、爲造宮卿、十四年正月癸丑、賚東繩六十疋、綿三百屯、以勤造宮殿也、八月癸未、詔曰、朕將行幸近江國甲賀郡紫香樂村、即以茅野王等四人爲造離宮、司、十八年四月癸卯、授正四位上、十九年正月丙申、授從三位、勝寶四年八月乙丑、賜文室真人

姓、六年四月庚午、從三位文室真人珍努、爲攝津大夫、寶字元年六月壬辰、爲治部卿、二年六月丙辰、參議從三位文室真人知努、爲出雲守、八月癸亥、知努等奉勅、改易官號、三年六月丙辰、參議從三位出雲守文室真人智努、及少僧都慈訓、奏狀云々、四年正月丙寅、爲中納言、六月乙丑、天平應真人正皇太后崩、云々、以知努等十二人、爲山作司、五年正月戊子、從三位文屋真人淨三授正三位、淨三は、智努の事なり、名を改められしこと見えず、十月壬戌、賜稻四萬束、六年正月癸未、爲御史大夫、八月丙寅、以三年老力衰、優詔特聽、宮中持扇策杖、十一月丁丑、遣淨三等四人、奉幣於伊勢大神宮、十二月乙巳朔、爲神祇伯、八年正月乙巳、授從二位、九月戊戌、致仕云々、仍賜几杖并新錢十萬文、丙午云云、又勅、前大納言文室真人淨三、先緣致仕職分等、雜物減半者、宜改先勅、依舊全賜、景雲二年十月甲子、賜太宰綿六千屯、爲買新羅交開物也、寶龜元年十月丁酉、從二位文室真人淨三、爲一品長親王之子也、歷職内外、至大納言、年老致仕、退去私第、頭註、敍正三位、即改名智奴、爲淨三、○船王は、舍人親王の御子にて、傳六卷下に見えたり、○邑知王は、續紀に、(慶雲元年春正月癸巳、無位大市王授從四位下、三年十一月戊申、從五位下大市王爲伊勢守とあるは、別人なり、)天平十一年正月丙午、無位大市王授從四位下、十五年六月丁酉、爲刑部卿、十八年四月壬辰、爲内匠頭、勝寶三年正月己酉、授從四位上、六年九月丙申、文室真人大市爲大藏卿、寶字元年五月丁卯、文室真人大市授正四位下、六月壬辰、爲彈正尹、三年十一月丁卯、爲節部卿、(大藏)五年六月己卯、賜爵一級、十月壬子朔、爲出雲守、八年九月己卯、爲民部卿、神護元年正月己亥、授從三位、二年七月乙亥、出雲國按察使從三位文室真人大市爲參議、景雲二年十月甲子、賜中務卿從三位文室真人大市太宰綿四千屯、爲買新羅交開物也、寶龜元年十月己丑朔、授正三位、二年三月庚午、爲大納言、七月丁未、爲兼彈正

尹、十一月庚戌、敍從二位、十二月戊午、爲兼治部卿、三年二月癸丑、上表乞骸骨、曰云々、詔報宜下隨力所堪、如常仕奉、五年三月甲辰、爲兼中務卿、八月戊申、重乞致仕、詔云々、體力勇健、隨時節而朝參、因賜御杖、十一月甲辰、授正二位、十一年十一月戊子、前大納言正二位文室真人邑珍薨、二品長親王之第七子也、天平中、授從四位下、拜刑部卿、勝寶四歲、賜姓文室真人、勝寶以後、宗室枝旅陷、辜者衆、邑珍削髮爲沙門、以圖自全、寶龜初、至從一位大納言、年老致仕、有詔不許、五年重乞骸骨、許之、尋授正二位、薨時年七十七、○小田王(小字、舊本に山と作り、山田王と云は、續紀に見えず、今は元曆本に従つ)は、續紀に、天平六年正月己卯、無位小田王授從五位下、十年閏七月癸卯、爲大藏大輔、十六年二月丙申、以木工頭從五位上小田王、爲恭仁宮留守、十八年四月庚子、爲因幡守、癸卯、授從五位上、勝寶元年十一月己未、由機須岐國司、從五位上小田王授從五位下、庚申、授正五位上、と見えたり、○林王は、續紀に、天平十五年五月癸卯、無位林王授從五位下、六月丁酉、爲圖書頭、寶字三年六月庚戌、無位林王授從四位下、五年正月戊子、從五位下林王授從五位上、(五は二ともに、四字を誤れるか)六年正月戊子、從四位下林王爲木工頭、(下は、上字を誤れるか)寶龜二年九月丙申、從四位上三島王之男林王賜姓山邊真人、○穗積朝臣老は、傳三卷上に見えたり、○小田朝臣諸人、(治字、舊本になきは脱たるなり)は、續紀に、天平元年三月甲午、正六位上小治田朝臣諸人授外從五位下、九年十二月壬戌、爲散位頭、十年八月乙亥、爲備後守、十八年五月戊午、授從五位下、勝寶六年正月壬子、授從五位上、と見えたり、○小野朝臣綱手(綱字、舊本に綱と作るは誤なり)は、續紀に、天平十二年十一月甲辰、正六位上小野朝臣綱手授外從五位下、十五年六月丁酉、爲内藏頭、十八年四月壬寅、爲上野守、癸卯、授從五位下、○高橋朝臣國足は、續紀に、天平十五年五月癸卯、

正六位上高橋朝臣國足授外從五位下、十八年四月癸卯、授從五位下、閏九月戊子、爲越後守、○太朝臣德太理は、續紀に、天平十七年正月乙丑、正六位上太朝臣德足授外從五位下、十八年四月癸卯、授從五位下、○高丘連河内は、傳六卷下に見えたり、○秦忌寸朝元は、續紀に、養老三年四月丁卯、秦朝元賜忌寸姓、五年正月甲戌、詔曰、云々、○二卷津守連通が傳に引が如し、○醫術從六位下秦朝元賜繩十疋、絲十絢、布二十端、緞二十口、天平二年三月辛亥、太政官奏傳云々、又諸蕃異域、風俗不同、若無譯語、難以通事、仍仰云々、秦朝元云々等五人、各取弟子一人、令習漢語者、詔許之、三年正月丙子、正六位上秦忌寸朝元授外從五位下、七年四月戊申、授外從五位上、九年十二月壬戌、爲圖書頭、十八年三月丁巳、爲主計頭、懷風藻云、辨正法師者、俗姓秦氏云々、大寶年中、遣學唐國云々、有子朝慶朝元、法師及慶在唐死、元歸本朝、仕至大夫、天平年中、拜入唐判官、到大唐、見天子、天子以其父故、特優詔、厚賞賜、還至本朝、尋卒、○檜原造東人は、續紀に、天平十七年正月乙丑、正六位上檜原造東人授外從五位下、十八年五月戊午、授從五位下、十九年三月乙丑、爲駿河守、勝寶二年三月戊戌、駿河國守從五位下檜原造東人等、於部內廬原郡多胡浦濱、獲黃金獻之、(練金一分、沙金一分)於是東人等賜勤臣姓、五月丙午、伊蘇志臣東人之親族三十四人、賜姓伊蘇志臣族、十二年癸亥、授從五位上、寶字元年五月丁卯、授正五位下、○朝元者の下、歌を作ること能はざりしよし、數語ありしが、脱たるにや、○諺曰云々(諺字、舊本諺と作り、集中諺通用たりとおぼゆること、かたぐあり、但し今は、元曆本に諺と作る、正しきかたに従つ)は、上に云ることく、朝元は唐國にて生れし人にて、醫術漢學の方には長たれど、歌よむことは得ざりしからに、貴き贖物を出せと、諺ていはれしなるべし、○麴は、和名抄に爾雅註云、麴、脚似麴而有香、と見ゆ、かくから國の物を、贖物に出せといはれしが、即

諺なり

大伴宿禰家持。以天平十年閏七月。被任越中國守。即取七月。赴任所。於時姑大伴坂上郎女。贈家持歌一首。

閏七月いかゞ、傳寫の誤あるにや、夏六月に改むべし、續紀を考るに、六月壬寅、大伴宿禰家持爲越中國守、と見えて、又九月に閏ありて、七月に閏なし、次の文に、取七月、とあれば、六月ならでは、次もかなひがたし、○越中國守、民政部に、越中國上、職員令に、上國守一人、介一人、掾一人、目一人、史生三人、〔頭註、纂疏云、越州者彼地有坂、名曰角鹿、〕○姑は、玉篇に、父之姊妹、和名抄に、九族圖云、伯母、(和名乎波)今按、父之姊也、また九族圖云、叔母(和名同上)今按、父之妹也、爾雅云、父之姊妹爲姑、とあり、(和名抄舊本はたがひあり、今は大須本に従て引り、)坂上郎女は、旅人卿の妹なれば、家持の爲姑なり、又妻の母なれば外姑にてもあるなり

久佐麻久良。多妣由久吉美乎。佐伎久安禮等。伊波比倍須惠都。安我登許能弊爾。

久佐麻久良は、まくら詞なり、○歌意は、旅行君が平安くあれとて、床の邊に忌籠を居て、神祇を齋ふぞ、となり、廿卷追痛防人悲別之心、歌にも、伊波比倍乎等許敝爾須惠都云々、とあり、古旅立跡の床を齋へること、かたぐに見えたり、と略解にも云るが如し、(但し我床の方といへるは、古旅立る人の妻、或は親しき人、其床に臥守ること有て、かくいへるか、と云るは、我がの言に、甚く泥めり、と見えたり、こは吾之の言は甚軽くして、吾がいはひへを、床の方にすゑつ、といふほどに見てありぬべ

きことなるをや、)

伊麻能其等。古非之久伎美我。於毛保要婆。伊可爾加母世牟。須流須邊乃奈左。

須流須邊乃奈左は、爲る爲方の無也にて、爲す爲方の無さ、いはむ方なし、といふが如し、(勢牟須辨は、爲む爲方といふにあたりて、行さきをかねて云、須流須邊は爲す爲方といふにあたりて、さしあたりたる即今を云との差別あり、しかるを略解にするすべは、せむすべに同じと、一くりにいへるは、ときさま宜しからず) ○歌意は、今別れむと臨る時の如く、別れて後々も、君が戀しく思はるゝならば、其時いかにして、思に堪むや、されど其までもなし、今さしあたりて、爲る爲方のなきこと、たとへて云む方もなし、となり、(略解に、伎美我は、後に、君をといふ意なり、といへるは、たがへり、凡ておもふと云につゞくる時は、必君をおもふ、妹をおもふなどやうにいひ、おもほゆるといふにつゞくる時は、君がおもほゆる、妹がおもほゆるなどやうに云ことは、後とても、異なることなきをや、おもほゆるは、思はるゝと云ことなればなり、)

更贈_{マタオケル}越_{コシノ}中_{ミチノ}國_{ナカノ}歌_{ウタ}二_ニ首_ツ。

更贈も、同じ姑大伴坂上郎女よりなり

多毗爾伊仁思。吉美志毛都藝底。伊米爾美由。安我加多孤悲乃。思氣家禮婆可聞。

吉美志手は、あるが中にも君が、と云ほどの意なり、志毛は、數ある物の中をとり出て云辭なり、○歌

意は、世中には、さまざまの物思のあるが中にも、此ほど他のことなく、旅に出行し君が、つゞきて毎夜に夢に見ゆるは、そこにも我を思へるが故に、吾夢に、吾が入來れる歟、いなさはあらで、我片思ひのしけきが故に、思ひねの夢に見ゆる歟、さても寐ても寤ても、戀しく思はるゝ事哉、となり、古今集に、君をのみおもひねにせし夢なれば我心から見つるなりけり

美知乃奈加。久爾都美可未波。多毗由伎母。之思良奴伎美乎。米具美多麻波奈。

美知乃奈加は、越中をば、越之道之中と云が故なり、○久爾都美可未は、國津御神にて、國中に座す御神を云、(地祇といふ義には非ず、)既く一卷、樂浪乃國都美神乃浦佐備而云々の歌に、委註り、○之思良奴伎美は、爲不レ知君にて、未旅行を爲て試みたることもなきを云、家持卿、いまだ三十歳にもたらぬほどなれば、姑の情然ことなり、○米具美多麻波奈は、契沖、恵み給はねといふなり、と云るが如し、即奈は禰と通ひて、希望辭なり、いかで恵み給へかし、と希ふ意なり、其禰の辭は、一卷雄略天皇大御歌に、名告沙根とある所に、委註るが如し、さて奈と通云るは、集中には、此一首の外に見ゆることなし、佛足石歌に、和多志多麻波奈、また須久比多麻波奈などある、この奈は禰に通云るにて、濟し給へかし、救ひ給へかしと希へる意にて、今の歌に同じ、又續紀十五詔に、一二人乎治賜波奈止那毛所思須等奏賜止詔、とあるも、今の歌なるに、全同じ、○歌の意かくれなし、親族愛情深くあはれにこそ

平群氏女郎。贈_{オケル}越_{コシノ}中_{ミチノ}守_{ナカノ}大_{オホ}伴_{トモ}宿_{ヤカ}禰_カ家_カ持_チ歌_{ウタ}十_{ジュウ}二_ニ首_ツ。

平群氏女郎は、傳未詳ならず

吉美爾餘里。吾名波須泥爾。多都多山。絶多流孤悲乃。之氣吉許呂可母。

須泥は、盡と云ことにて、此上に註たる如し、こゝは、四方に廣く残りなくと云ほどの意なり、既往のこと、須泥爾と云たることは、古にあることなし、(さればこゝは、既往く名の立たる謂にはあらず) ○多都多山は、上よりは、名の立といひかけ、下に連けるは、多都を斷の意に取て、斷絶と係れるなるべし、(略解に、立田山は、繁と云へつゞくなるべし、といへれど、さる意にはあらず) さて女郎平群氏なれば、即平群郡に住て、其所の名處をいへるにやあらむ、○歌意は、君故に、吾名は四方に廣く、残りなく立たりしが、廣く名の立たるうへは、今更思ひ放つべきにもあらぬを、かく遙に別れ居て、絶たる中の戀情の、さても繁きこの頃にもある哉、となり、さて此歌、右に云如く、立田山に、兩の川をもたせて、こちたくいひめぐらせれど、調のなだらかに聞えて、耳立ざるは、妙れたる歌よみなるべし

須麻比等乃。海邊都彌佐良受。夜久之保能。可良吉戀乎母。安禮波須流香物。

海邊都彌佐良受は、常に海邊を離すしての意なり、○安禮波は吾者なり、○歌意、本句は序にて、かくれたるところなし

阿里佐利底。能知毛相牟等。於母倍許會。都由能伊乃知母。都藝都追和多禮。

阿里佐利底は、在在而なり、之阿切佐となれり、さてたゞに在々而と云ずして、かく云るは、在々と思ふことの一すぢなるを、重く思はせむとての詞なり、之の辭は、すべてその一すぢなるを、とりたて

ておもく思はする處におく詞なればなり、春佐禮婆、秋佐禮婆、などいふも、春之在者、秋之在者、といふにて、同例なり、猶この言の事、既く委註り、(略解に、去は、年月時日の經行ことなり、といへるは、解得すといふべし) ○於母倍許會は、思ばこそその意なり、(但し略解に、オモヘコソは、オモヘバコソのバを略けり、といへるは、甚うちつけなり、すべて後世、口づきたる言を準則として、古言を解むとするゆゑに、さる誤あり、そもく古は、オモヘコソ、コフレコソ、シカレコソ、オモヘカモ、コフレカモ、シカレカモなど云て、オモヘバコソ、コフレバコソ、シカレバコソ、オモヘバカモ、コフレバカモ、シカレバカモ、と云意に聞ゆること、さだまれる格にて、故に設て、省きたるにはあらざるをや、すべて略と云は、本具りたる言を、略き除くを云稱なり、古言に、オモヘコソと云に、オモヘバコソの意を具へたれば、略と云べきにあらず、およそ後世人の、古言を解に、かゝる處に心を著ずして、謾に略轉のさだせること多くして、其を今ことごとくに訂しいはむも、いとわづらはしきことになむ、) ○歌意は、在ながらへ居て、君が任國より歸り來まして、後にも相見むと、一すぢにたのみに思へばこそ、はかなき露命をも續き存へて、月日を過すことには侍れ、となり

奈加奈可爾。之奈婆夜須家牟。伎美我目乎。美受比佐奈良婆。須敵奈可流倍思。

伎美我目乎は、君之儀容を、と云むが如し、すべて君之目、妹之目など云は、君之儀容、妹之儀容と云意なり、その目は、所見の約れる言にて、彼方の儀容の、此方に所見を云ことなればなり、○歌意は、君が儀容を、久しく見すてあらば、思に堪がたく、爲方のなかるべしと思へば、死たれば、なまなかに、心の安からましを、となり、十二に、中々二死者安六出日之入別不知吾四久流四毛

許母利奴能。之多由孤悲安麻里。志良奈美能。伊知之路久伊泥奴。比登乃師流倍久。

此一首、既く十二に出て、彼所に註り

久佐麻久良。多妣爾之婆之婆。可久能未也。伎美乎夜利都追。安我孤悲乎良牟。

之婆之婆は、屢なり、此は尾句の上につして意得べし、屢、吾戀とつゞく意なり、(略解に、しばくと云るは、さきに久邇の京へ行、今又越中へ行をいふ、といへるは、ひがことなり、) ○可久能未也は、第四句の下へうつして意得べし、旅に君を遣つ、如此耳や、屢、吾戀將居、と次第づべし、次下に、可久能未也安我故非乎浪牟、とあるに、相照すべし、○歌意、君が旅に出行つゝあれば、吾は後れて居て、如此ばかり、屢戀しく思ひつゝ、月日を過ぎむ歎、となり

草枕。多妣伊爾之伎美我。可敞里許牟。月日乎之良牟。須邊能思良難久。

歌意は、旅に出行し君が、歸り來まさむ月日の程を、知べき爲方のしられぬことよ、となり

可久能未也。安我故非乎浪牟。奴婆多麻能。欲流乃比毛太爾。登吉佐氣受之底。

歌意は、君を除て、他にあふべき人なければ、夜の紐をさへ解放ずして、如此ばかりに戀しく思ひつゝ、月日を過ぎむか、となり、(略解に、浪字は、良の誤ならむか、と云るは、非ず、此下に、加欲敷浪牟云云此夜須我浪爾、廿卷に、牟浪多麻乃云々など、かたぐに用ひたるをや、)

佐刀知加久。伎美我奈里那婆。古非米也等。母登奈於毛比此。安連曾久夜思伎。

母登奈は、俗にむざくと云むが如し、此言は、尾句の久夜思伎の上にくらして聞べし、○歌意は、君が家の、吾里隣くなりなば、戀しく思はむやは、かく戀しく思ふことはあらじと、ひとへに思ひをりしかひもなく、今又かく旅に出行て、遠くなれるが、むざくと悔しき事、となり、此女郎平群氏にて、即平群郡に家居せしなるべし、さて天平十二三年の程、久邇宮に都遷されしに、家持卿は、其新都にうつりをり、平群氏の人、なほ本郷に居しなるべし、されば奈良都なりし間は、家持卿の家、其時、久邇都となりては、遠ざかれるなり、かくて程なく、同十五年に、久邇宮の造作を停られしかば、其時もし奈良へ都をかへしうつされなば、家持卿の家、其時、久邇宮の造作を停られしかば、其時もし遙なる越路に別れぬるを、後悔なるべし

餘呂豆代等。許己呂波刀氣底。和我世古我。都美之乎見都追。志乃備加彌都母。

餘呂豆代等(等字、舊本には尔とあり、今は元曆本に従つ、)は、萬代までと、と云意なり、○許己呂波刀氣底は、心者解而にて、互に思ふ心の打解たるよしなり、○都美之乎見都追(乎字、元曆本並官本には手と作り、ツミシテにても、理聞ゆれど、なほ舊本に従つ、)は、拊しを見乍なり、都牟は、廿卷に、美母乃須蘇都美安氣可伎奈涅、古今集俳諧に、秋くれば野べにたはるゝ女郎花いづれの人かつまでみるべき、春霞棚引野べの若菜にもなり見てしがな人もつむやと、千載集俳諧に、六波羅密寺の講の導師にて、高座にのぼるほどに、聽聞の女房あしをつみ付ければよめる、良喜法師、人の足をつむにて知ぬ吾

方へ文おこせよとおもふなるべし、源氏紅葉賀に、たちぬきたるかひなをとらへて、いといたうつみ給へれば云々、螢に、はづかしくて居たるを、うもれたりとひきつみ給へば、いとわりなし云々、かけろふ日記に、あがらじとて、うちもつみもし給へかし、といひつゞけらるれば云々、古今著聞集に、とかくためらひて行道の時、少足をつみて、其氣色を見せて云々、などある、都牟に同じく、つまむこととなり、○歌意は、萬代までと、相思ふ心の打解て、吾夫子が、吾が手足などを拊りし其時、まのあたり相見ながら、今かく遙に別れ居て、慕に堪むとすれど、さても得堪、忍ばれぬことよ、となり、(又都美之手とあるによらば、吾せこがとりてつめりし吾手を、今見つゝ慕に堪かぬるよしなり、)

鷺能。奈久久良多爾爾。宇知波米底。夜氣波之奴等母。伎美乎之麻多武。

鷺能奈久は、谷の形容をいへるのみにて、別に用あるには非ざるべし、○久良多爾々(爾々を、舊本に爾之と作るは誤なり、今は元曆本、官本、水戸本等に従つ、)は、谷になり、古事記傳、闇淤加美神の名義を説るところに云く、久良は谷のことなり、大祓祠に、高山末短山之末與理、佐久那太理爾落多支都速川能云々、これ谷川の水の落來るさまにて、佐は眞に通ふ言、久那は久良に通ひて、谷のこと、(式に、近江國栗太郡なる、佐久奈度神と云と、上の闇戸神と云を、引合せておもふべし、)多理は、少くも多くも、水の落るを云、(此ことは、師の冠辭考、石走垂水の下に委し、)谷と云名も、もと此多理の轉れるなるべし、萬葉十七に、云々とよめるも、かの久那太理と通ひて、たゞ谷のことぞ、(髭のクラも、人の身にとりては、谷の如くなる處なる故の名なり、)又諸國に、某倉と云地名の多かるも、谷よりぞ出つらむといへり、○宇知波米底は、打令茹而なり、波米は、古事記に、切伏大樹茹矢、とある、茹に

同じ、土佐日記に、ほとく打はめつべしなどあり、此は谷の間へ、投入茹るよしなり、○夜氣波之奴等母は、雖爲所燒なり、(之奴等母は、雖死には非ず、思ひ混ふべからず、)さて此は、水葬にあふことを、かくいへるにやあらむ、○伎美乎之麻多武は、君を一すぢに待む、となり、○歌意は、たとひ深き谷の間に投入茹て、骸骨を焼れは爲ぬとも、猶止す、君をば一すぢに待むぞ、といへるにて、待意の淺からぬを、甚じくいへるなり

麻都能波奈。花可受爾之毛。和我勢故我。於母敵良奈久爾。母登奈佐吉都追。

麻都能波奈は、松花なり、俗にみどりといふもの、よきほどに立のびて、三月の末より四月かけて、其みどりのもとに、穀粒のやうにて少し大きなが、いくらともなく凝り生て、たゞけば、黄なる粉ちり飛ものを云て、漢籍に、松黄、松蕊など云もの、是なりと云り、さてそは、花の中にては花としもいふべくもなきものなれば、花數ならぬよしにいへり、○之毛は、數ある物の中を取、出で云辭なり、數ある花の中にも、花數にかずまへて思はぬよしを、思はせたるなり、○母登奈佐吉都追は、咲乍もとな戀る、と云意なり、佐吉都追を上、母登奈を下に置換て意得べし、さて色に出で、むざく戀しく思ふと云ことを、花の縁に、咲といへり、○歌意は、松花をば、花數に人のおもはぬごとく、あるが中にも、吾をば、君が物の數ならず思へることなるに、吾は色にさへ出つゝ、むざく、いたづらに戀しく思ふことよ、となり

〔右件十二首歌者。時時寄便使來贈。非在一度所送也。〕
送字、拾穗本には贈と作り

ハツキノナヌカノヨ。ツドヒテ。カミオホトモノスクネヤカモチガダチニウタゲスルウタ。八月七日夜。集于守大伴宿禰家持館一宴歌。

館は、和名抄に、唐韻云、館官反作館、客舍之也、和名多知、一名無知豆美、(知は、路を誤れるなり、)〔頭註、玉篇云、館古換切、舍也、康熙字典云、〕

秋田乃。穂牟伎見我底利。和我勢古我。布佐多乎里家流。乎美奈敵之香物。

穂牟岐見我底利は、穂向見兼帯なり、兼帯は、一事に、また一事のそはりたるをいふ言にて、こゝは、穂向を見るが主にて、それにそはりて、女郎花を折取たるよしなり、さて古くは、我底利といへるを、後には我底良とのみ云り、かくて國掾なれば當年の豊饒、農民のなりはひなどのやうを、見あり、ことあるべければ、秋田の穂向見るよしひなるべし。○和我勢古は、池主をさせり、家持卿館宴に、池主の女郎花を折て持來られしこと、次の歌にてしられたり。○布佐多乎里家流は、總手折來有なり、總は多きことを云、今俗に、ふつさりと云、是なり、八卷にも、跡見乃岳邊之瞿麥花總手折、とよめり、家流は、(たゞの辭にあらず、)來家流の約れるにて、(伎家の切家、)來多流と云に、同意なり、此下に、使乃家禮婆、とあるに同じ、○歌意は、秋田の穂向を見兼帯、吾夫子が、多く手折て來れる女郎花が、見れども見れどもあかず、さても見事なる花哉、となり

右一首。守大伴宿禰家持作。

乎美奈敵之。左伎多流野邊乎。由伎米具利。吉美乎念出。多母登保里伎奴。

吉美は、家持卿をさせり、○多母登保理は、多はそへたる辭にて、廻なり、○歌意は、女郎花の咲たる野邊をなつかしみて、彼方此方往廻り、遊びありきしものから、なほ君と共に携りて來ざりし事を、あかず口惜き事に思ひ出して、この女郎花を折取て、野邊を廻りて、此處に持來ぬ、となり

安吉能欲波。阿加登吉左牟之。思路多倍乃。妹之衣袖。伎牟餘之母我毛。

歌意は、秋夜の曉はとりわきて、寒く苦しきに堪られぬを、いかで妹が衣を借て著て、此寒さを凌ぐべきよしもがなあれかし、となり、任國にて、はるく、京の妹を思へるさまあはれなり

保登等藝須。奈伎底須疑爾之。乎加備可良。秋風吹奴。余之母安良奈久爾。

乎加備可良は、從二岡傍なり、可良は、從と云に同じ、○余之母安良奈久爾は、本居氏、余之は、よそりなくとよめるに同じくて、よりのどころ、よすがを云なり、其よすがは即妹なり、といへり、今按に、此余之は、爲方と云意か、八卷に、白雪乎不令消將置吉者可聞奈吉、又後の歌に、人づてならでいふよしもがな、など云よしは、爲方といふ意に見て、よく通えたり、されば此も、爲方もあらぬことなるを、といへるにて、其爲方は、即妹と相寢することなれば、落る所は、上の説に同じ、○歌意は、夏の頃、霍公鳥の鳴て過し其岡傍より、秋風のそよぐ、吹來て、寒さに堪がたきに、妹と相寢すべき爲方もなきことなるを、いかにしてか凌がむ、となり

右三首。掾大伴宿禰池主作。

氣佐能安佐氣。秋風左牟之。登保都比等。加里我來鳴牟。等伎知可美香物。

登保都比登は、(こゝは枕詞にあらず)鷹は遠き國より、遙に來るものなれば、かくいへり、さて草木鳥虫の類をも、人と云は古のならばしなり、十二に、遠津人獵道之池爾云々、(これは枕詞なり)そこに委云り、○歌意は、今朝の朝開に、そよくと吹來る秋風の、そよりに肌寒し、これは鷹が來鳴べき時節の、近くなれるが故ならむ、さて物あはれに、心ぼそく思はるゝ事哉、となり

安麻射可流。比奈爾月歷奴。之可禮登毛。由比底之綴乎。登伎毛安氣奈久爾。

登伎毛安氣奈久爾は、解も不開になり、十一に、紐鏡能登香山誰故君來座在紐不開寐、ともよめり、又廿卷に、多可麻刀能乎婆奈布伎故酒秋風爾比毛等伎安氣奈多太奈良受等母、とも見えたり、○歌意は、夷の國に、あまたの月日は經たり、しかれども、吾は二心なければ、妹が堅く結てし紐を、其儘解も開ずして、吾はあることなるを、妹が心はいかならむ、おぼつかなし、といふ謂を含めたるなるべし

右一首。守大伴宿禰家持作。

安麻射加流。比奈爾安流和禮乎。宇多我多毛。比母毛登吉佐氣底。於毛保須良米也。

宇多我多毛は、暫もの意なり、十二、十五にもあり、此上にも見えたり、既に委註り、○比母毛登吉佐氣底、(毛字、古寫本、類聚抄等にはなし)底は、受字の誤寫なるべし、(底にては、解べきやうなし、契沖は、底を濁りて、紐も解さけずしての意ぞ、といへれど、不避而と云べきを、佐氣傳とやうにいへる。と、古はをさくあることなし)さて此一句は、初句の上に置いて意得べし、さるは此上、また次の歌と同じく、自紐を解せずしてあるを、いへればなり、○歌意は、妹が結びし紐をも解せずして、夷にある吾を、妹は吾如此思ふ如くに、暫も所思らむやは、となるべし

右一首。掾大伴宿禰池主。

例によるに、作字を脱せるならむ

伊弊爾之底。由比底師比毛乎。登吉佐氣受。念意緒。多禮賀思良牟母。

母は、歎息辭なり、○歌意は、京の家にして、妹が結てし紐を解せずして、吾おもふ心をば、妹ならず誰かは知べき、されば、たゞ此一言を告たく思へど、さる爲方もなきが、歎しく口惜や、となり

右一首。守大伴宿禰家持作。

日晚之乃。奈吉奴流登吉波。乎美奈弊之。佐伎多流野邊乎。遊吉追都見倍之。

歌意は、晚蟬のなく夕ぐれになりなば、其女と云名にめで、女郎花のさきたる野べをだに見つゝ、せめて旅の心を、なぐさめやらむ、となるべし、○今按に、第二句、鳴奈牟時者、とあるべきを、かくいへるは、いさゝかいぶかし

右一首。大目秦忌寸八千島。

大目は、オホキフミヒトと訓べし、和名抄に、本朝職員令、二方品員等所載云々、國曰目云々、(皆佐官)とあれど、すべて諸官の主典を、フミヒトと云ぞ、古の稱なる、然るを、昔より佐官と云たるは、いかなるよしにか、いぶかしきよし、本居氏もはやくいへり、さて又これを、さう官とも云は、佐を引のべたるにて、女房、牡丹などいふ類なり、設を、麻宇氣、八日を、夜宇可などいへる類も、や、古く見えたり、(今按に、越中は大國ならねば、目一人なり、越中は上國なれど、古本後紀に、延暦廿三年六月、定、越中國、爲、上國、とあれば、それまでは中國なりしなるべし、此上に云る如し、大國ならでは、目に大少なし、しかるを、此に大目とあれば、少目もありしことしるべし、但續紀に、寶龜六年三月乙未、始置、越中但馬因幡伯耆大少目員、と有ば、彼ほどよりは、越中に大少目を置れしを、既く此頃も大國に准へて、大少の目を並置れてありしにこそ、) ○八千島(千字、元曆本には十と作り、)は、傳未詳ならず、○例によるに、此も末作字を脱せるならむ

古歌一首。 大原高女真人作。年月不審。但隨開時。記載茲焉。

この註、家持卿の詞なり、○高安は、續紀に、天平十一年四月甲子、詔曰、省、從四位上高安王等、去年十月二十九日表、具知、意趣、云々、今依、所請、賜、大原真人之姓、子々相承、歷、萬代、而無、絶、十二年十一月甲辰、從四位上大原真人高安授、正四位下、十四年十二月庚寅、正四位下大原真人高安卒

伊毛我伊弊爾。伊久理能母里乃。藤花。伊麻許牟春毛。都彌加久之見牟。

伊毛我伊弊爾は、祝詞なり、妹家に行といひ下したり、○伊久理能母里は、略解に、神名長に、越後國蒲原郡伊久禮神社あり、禮と里と通へば、是ならむ、といへり、○伊麻許牟は、又來むといふ意なり、古今集に、今日よりは今來む年の昨日をぞ、士佐日記に、一うたにことあかねば今一、などある今も、又と云意にて、同じ、(大鏡五卷に、ちひさき御唐櫃ひとよろひに、かたつかたは御烏帽子、今かたつかたには、したうづを、ひとからうとづ、御手づから、つとぬひいれさせ給ひけるを、七卷に、女君と申は、今の小一條院の女御、今一所は、故中務卿具平親王と申、などある今も同じ、今世にも、かくさまにいへることあり、)○歌意は、伊久里の神社の藤花の、見るにあかすおもしろければ、此春のみならず、又來む春も、常に通ひ來て、今日の如く、如此こそは、一すぢに見はやさめ、となり ○此歌、拾穂本には、奴婆多麻乃云々の下、奈吳能安麻能云々の上に次でたり

右一首。傳誦。僧玄勝是也。

玄勝は、傳未詳ならず

○此間に、左の題詞のありしが、脱たるなるべし

鴈我彌波。都可比爾許牟等。佐和久良武。秋風左無美。會乃可波能倍爾。

佐和久良武は、喧らむにて、佐和久は、喧しく聲々に鳴響むことなり、(歌意は、秋風寒くなりぬれば、雁は使に來むと、其京の川邊に、喧しく鳴響むらむ、と思ひやれるなり、雁の使のこと、既くかたぐに出たり)

馬並底。伊射宇知由可奈。思夫多爾能。伎欲吉伊蘇未爾。與須流奈彌見爾。

伊射宇知由可奈は、馬を扣て率往な、と云るなり、(略解に、ウチは詞ぞ、と云るは、くはしからず) 往奈は、將往と思ふ心の急がる、時にいふ詞なり、既に委註り、○伊蘇未(未字、舊本末に誤れり、今改つ)は、磯廻なり、○歌意、かくれたるところなし

右二首。守大伴宿禰家持。

奴婆多麻乃。欲波布氣奴良之。多末久之氣。敷多我美夜麻爾。月加多夫伎奴。

奴婆多麻乃、また多末久之氣は、共に枕詞なり、○敷多我美夜麻爾は、越中國二上山なり、○歌意、かくれなし

右一首。史生土師宿禰道良。

史生は、越中國史生なり、職員令に、上國、守一人、介一人、掾一人、目一人、史生三人、とあり、文使を主る者なり、和名抄に、職員令云、史生(俗二音如賞)今按、官局以上、及諸國一分皆謂之史生、一分者、蓋俸斷之分法、長官五分、次官四分、判官三分、典主二分、史生一分之義也、○道良は、傳未詳ならず

大目 秦忌寸八千島之館 宴歌一首。

千字、元曆本には、十と作り

奈吳能安麻能。都里須流布禰波。伊麻許曾婆。敷奈太那宇知底。安倍底許藝泥米。

奈吳は、越中國射水郡にあり、○敷奈太那宇知底、和名抄に、野王按、榎大船、板也、和名布奈太那、榮花物語に、水の面も所なくうきたるほどに、舟にことごとくなる棚と云物、をかしくつくりて云々、契沖、古今集の、ほり江こぐたな、し小舟、といふ歌につきて、顯昭註云、たな、し小舟とは、ちひさき舟には、ふなだなのなきなり、萬葉に、棚無小船とかけり、ふなだなとは、かいとて、ふねの左右のそばに、えんのやうに、板をうちつけたるなり、それをふみてもあるくなり、とものかたにつけたるを、したなといふ、尻のたななり、(已上)今の歌は、櫓かいをもて、こぎやるさま、うつやうなるを云なるべし、といへり、又本居氏、今もふなだなをかしくうつ事有、其音に魚のよりくるなり、と云り、猶考べし、○安倍底は、喘而なり、三卷に委註り、○歌意は、此客屋に、風流士の集ひ來て、蒼海を望る折しもなれば、今こそは、海人の釣舟の舟棚打て、喘て漕出べき時なれ、さらば、一きは興を益べきに、となるべし

〔右館之客屋。居望蒼海。仍主人八千島作此歌也。〕
海字、元曆本には波と作り、○千字、元曆本には十と作り

哀傷長逝之弟一首并短歌。

安麻射加流。比奈乎佐米爾等。大王能。麻氣乃麻爾末爾。出而許之。和禮乎於久流登。青丹余之。奈良夜麻須疑底。泉河。伎欲吉可波良爾。馬駐。和可禮之時爾。好去而。安禮可弊里許牟。平久。伊波比底待登。可多良比底。許之比乃伎波美。多麻保許能。道乎多騰保美。山河能。弊奈里底安禮婆。孤悲之家口。氣奈我枳物能乎。見麻久保里。

念間爾。多麻豆左能。使乃家禮婆。宇禮之美登。安我麻知刀敷爾。於餘豆禮能。多
婆許登等可毛。波之伎余思。奈弟乃美許等。奈爾之加毛。時之波安良牟乎。波太須酒
吉。穗出秋乃。芽子花。爾保弊流屋戸乎。言斯人爲性。好愛花草花樹。而多。安佐爾波爾。伊
泥多知奈良之。暮庭爾。敷美多比良氣受。佐保能宇知乃。里乎往過。佐保山火葬。故謂之
由吉。須疑。安之比紀乃。山能許奴禮爾。白雲爾。多知多奈妣久等。安禮爾都氣都流。

比奈乎佐米爾等は、夷治にとての意にて、越中の任に下れることをいへり、○麻氣乃麻爾末爾は、任之
隨意なり、○好去而は、マサキクテと訓べし、好去をマサキクとよむこと、九卷に、既く委註り、○安禮
可弊里許牟は、吾還來むにて、家持卿の自弟に語るゝなり、○平久伊波比底待登は、其方にも、平け
く安けくありて、齋清めて、神祇に禱りつゝ、吾を待てよと、弟に言令する謂なり、○許之比乃伎波美
は、別來し日の極といふにて、別れし其日より、といふ意なり、○多騰保美とは、多は、そへたる辭に
て、遠みなり、遠みは、遠さの意なり、○山河能弊奈理底安禮婆は、山と河との隔りて在者なり、○氣
奈我根は、別來後、戀しく思ふ月日の長きを云、氣は、來經にて、月日を云、○使乃家禮婆は、使之
來有者にて、家禮は、來家禮の約りたる辭なれば、來多禮者と云に、同意なり、猶この言、一卷に委註
り、此上にも云り、略解に、家は來の誤にてもあるべし、といへるは、甚誤なり、こゝは唯來禮婆との
みにては、理いひたらはねば、必家禮婆ならでは、叶ひがたきをや、○宇禮之美登は、懂みと云に同
じ、懂しさにの意なり、登は助辭なり、○安我麻知等敷爾は、家持卿の、吾が京の使を待得て問にの意
なり、○於餘豆禮能多婆許登等可毛は、於餘豆禮、多婆許登は、三卷に、於餘頭禮可吾聞都流、狂言加我

聞都流母、とある歌に委註り、等は、同卷に、逆言之狂言等可聞高山之石穗乃上爾君之臥有、とあるに
同じく、この等は、續紀宣命に、天皇詔旨止、勅、大命、と多くある止に同じく、爾且と云意なり、さ
て此は、結尾に至りて、安禮爾都氣都流と云にて應たれば、狂言にて云々、と吾に告つる敷、と謂にて、
使言を聞て、信とうけがはぬよしなり、毛は敷息辭にて、流言狂言にてあるらむか、よも眞實にはあら
じ、と驚嘆きたるよしなり、○奈弟とは、奈は親辭にて、奈兄、奈妹、奈姊など云が如し、(略解に、奈弟
をナセとよめるは、甚じき誤なり、證に引出たる物も、みなあたらぬことなり、なほ二卷、丹生乃河云
云戀痛吾弟、とある處にいへるを、考合せて知べし、)古事記清寧天皇條に、爾一少子曰、汝兄先、
其兄亦曰汝弟先、儻云々、○波太須酒吉、波字、舊本に婆と作るはわるし、今は元曆本に従つ、○穗出
秋乃、神功皇后紀に、幡秋穗出吾也云々、○註の言斯人已下廿六字、家持卿の自註なり、○安佐爾波爾
云々、敷美多比良氣受は、花草花樹を好愛て、庭面にうゑおきながら、いまだ朝庭夕庭に立出てなら
さず、ふみ平げぬ間に、身まかれるよしなり、安佐爾波、暮庭は、朝のほど夕の間、出立庭面を云、敷美
多比良氣受は、不踏平と云に同じ、さて此一の不の言にて、上を帶たれば、ならさず平けず、と云意
となれり、後撰集に、松も引若茶もつまずなりぬるを、とあるに同じ例なり、○註の佐保山已下廿一
字、舊本には、一首の終に、大字にて、本の行に記せり、今は古寫小本に従て、上に出し、且小字とせり、
これも家持卿の自註なり、○許奴禮は、木末なり、宇禮は、末枝の約れるなり、(ラエの切レとなれり、)
○白雲爾云々は、火葬せるを云り

麻佐吉久登。伊比底之物能乎。白雲爾。多知多奈妣久登。伎氣婆可奈思物。

歌意は、眞幸く在て、吾任國より歸るを待とてし物を、そのかひもなく、火葬せられし煙の、白雲に
立たなびくと聞ば、さてく悲しや、と歎きたるなり

可加良牟等。可禰底思理世婆。古之能宇美乃。安里蘇乃奈美母。見世麻之物能乎。

歌意は、契沖、かくはかなかるべき人と、かねてしりたらましかば、我をおくりし時、そのまゝいざなひ
て、此越の海のおもしろき荒磯の浪をも、見せましものとなり、といへり、(契沖又云、此ありそと
云は、たゞあらいそなり、こしの國に、ありそと云ところあり、と云は、此歌によりてあやまれるか、)
五卷に、久夜斯可母可久斯良摩世婆阿乎爾與斯久奴知許等其等美世摩斯母乃乎、とあるに似たる歌な
り、又十八の初に、奈美多知久夜等見底可敝利許牟、とよめるにて、奈良人の、ことに海浪をめぐらし
みせしこと、おもひやるべし

右天平十一年秋九月二十五日。越中守大伴宿禰家持。遙聞二弟

喪。感傷作之也。

相歡歌二首。

首の下、舊本に、越中守大伴宿禰家持作の十字あり、元曆本にはなし

庭爾敷流。雪波知敝之久。思加乃未爾。於母比底伎美乎。安我麻多奈久爾。

雪波知敝之久は、雪はかやうに千重に降重となり、さて庭上の雪を見て、雪はあの如し、吾は然らず、

との意を含めたるなり、雪乃と云ずして、雪波と云る、波の辭に、意を付べし、○思加乃未爾は、然耳に
にて、雪は千里に降重れども、吾は然のみにあらず、との謂なり、○安我麻多奈久爾は、契沖、これは
常の見なく、言なく、などいふなく、はあらず、吾待にといふにて、なくは詞なり第三に、草枕た
びのやどりにたがつまか國忘れたる家またなく、これは家にまたむにの心を、またなくといへる
にて、あらきを、あられなくと云類なり、といへり、誠に此歌、さやうに聞えたれば、余も初には、さるこ
と、うべなひ居たりしに、さては雪波と云る波の言、穩ならざるにつき、よく思へば、其意に非ず、
吾待は爲ぬものなるをの意なり、○歌意は、雪の庭に千重に降重るけしきの、面白くはあれど、雪は
もろくはかなきものなれば、かやうに降重りたるも、やがて跡方なく消失るものなり、吾はその雪の
如く、時として思ふのみにて待はせず、いつと云定もなく、戀しく思ひ居しことなるを、そのかひあり
て、此度君が京より、本任に歸來て、逢るが權しき、となるべし

白浪乃。余須流伊蘇未乎。榜船乃。可治登流間奈久。於母保要之伎美。

未字、これも舊本に、末と作るは誤なり、今改つ、○本句は、間無といはむ料の序にて、浪荒き磯廻を漕
船の、楫取に間無を以て、つゞけ下したり、○歌意は、間無慕ひ思ひしに、そのかひありて、今日君に逢
へるが權しき、といふなるべし

右以天平十年八月。掾大伴宿禰池主。附大帳使。赴向京師。
而同年十一月。還到本任。仍設詩酒之宴。彈琴飲樂。是日也白雪忽降。積地

尺餘此時也。復漁夫之船。入海浮瀾。奚守大伴宿禰家持。寄情二眺聊裁。所心。

大帳使は、調庸正税の損益等を記せる大帳を、諸國より、京師に持て上る使なり、委くは民部式に、處々に見ゆ、○樂字、元曆本には、宴と作り、○二眺とは、雪と船との眺望なり、○池主は、一族ながら、ことに心もかなひてしたしく、越中に任られし内、ことに家持卿のかたらはれしこと、此卷の下に見えたり、さるかたらしひなるを、使にて京師に上り、職などかはりやせむと思はれしに、つゝみなく歸られしを、よろこび思はれしこと、此詞にも歌にも、あらはなり

十 九 年春二月二十日。忽 沉 疴疾 一 殆 臨 泉 路 一 仍 作 詞 一 以 申 悲 緒 一 首 并 短 歌。

十九云々の九字、舊本には此處になし、○沉字、舊本に洗と作るは誤なり、今は元曆本、拾穂本等に從つ、仙覺抄には、染と作り、○疴字、舊本に枉と作るは誤なり、今は一本に從つ、疴は、字書に、羸也弱也、と見えたり、○悲字、定家卿萬事には、愁と作り

大王能。麻氣能麻爾麻爾。大夫之。情布里於許之。安思比奇能。山坂古延底。安麻射加流。比奈爾久太理伎。伊伎太爾毛。伊麻太夜須米受。年月毛。伊久良母阿良奴爾。宇都世美能。代人奈禮婆。宇知奈妣吉。等許爾許伊布之。伊多家苦之。日異益。多良知爾乃。波波能美許等乃。大船乃。由久良由久良爾。思多吳非爾。伊都可開許武等。麻多

須良武。情左夫之苦。波之吉與志。都麻能美許登母。安氣久禮婆。門爾餘里多知。己呂母泥乎。遠理加弊之都追。由布佐禮婆。登許宇知波良比。奴婆多麻能。黑髮之吉底。伊都之加登。奈氣可須良牟會。伊母毛勢母。和可伎兒等毛波。乎知許知爾。佐和吉奈久良牟。多麻保己能。美知乎多騰保彌。間使毛。夜流余之母奈之。於母保之伎。許登都底夜良受。孤布流爾思。情波母要奴。多麻伎波流。伊乃知乎之家騰。世牟須辨能。多騰伎乎之良爾。加苦思底也。安良志乎須良爾。奈氣根布勢良武。

比奈爾久太理伎(伎字、阿野本に且と作り)は、夷に下來なり、○伊伎太爾毛伊麻太夜須米受は、俗に息も續ず、といふ意にて、未旅のつかれをも息めぬほどを云、去年の秋、任に下られたれば、息をやすめずと云ばかりにはあらねど、旅の憂苦をつよくいはむとてなり、○宇知奈妣吉は、病に疴れて、草などの靡偃ごとくに、怯軟に打臥す容をいへり、○許伊布之は、反倒にて、ころびふしと云むが如し、○伊多家苦之は、イタケクシと訓べし、伊多家苦は、痛苦を云、之は、その一すぢなるを、重く思はする辭なり、○波々能美許等乃、家持卿の母君、當時在世なり、續紀に、天應元年八月、云々、家持爲左大辨兼春宮大夫、先是遭母憂、解任、至是復焉、とあるを思ふべし、○由久良由久良は、動搖々々にて、物思に心の動ぐを云、○思多吳非爾は、裏戀になり、○麻多須良武は、待給ふらむ、といふ意なり、○情左夫之苦は、心不樂なり、○都麻能美許登母は、母君を主とたて、云る故に、それにつれて、妻君もと云へるなり、母の辭に心を付べし、○安氣久禮婆は、明來者にて、下の夕去者に對へる詞なり、○己呂母泥乎云々は、門に倚立て、妻の待居る形容を、想ていへるなり、(略解に、衣手を折返しは、袖を折

右越中 國守之館 臥病 悲傷 聊作此歌

右の下、舊本には、天平十九年春二月二十日の十一字あり、今は上に出せる故に、此處を除つ

二十年云々の九字、舊本には此處になし、○二首の下、古寫小本並舊本目錄に、並序二字あるは、後人のおほろかに見て、しるせるなるべし、左の文は序にあらず、書牘なり

忽沈^ニ尪疾^一。累旬痛苦。禱^ニ侍百神^一。且得^ニ消損^一。而由^ニ身體疼痛^一。筋力怯軟。未^レ堪^レ展^ル謝。係戀彌深。方今^ニ春朝春花^一。流^ニ馥於春苑^一。春暮春鶯。嘯^ニ聲於春林^一。對^ニ此節候^一。琴罇可^レ翫矣。雖^レ有^ニ乘輿之感^一。不^レ耐^ニ策杖之勞^一。獨臥^ニ帷幄之裏^一。聊作^ニ寸分之詞^一。輕奉^ニ机下^一。犯^ニ解玉頤^一。其詞曰。

尪字、これも舊本には、枉に誤れり、○累旬痛苦云々、係戀彌深は、月日経てわづらひしゆゑに、神に祈などして、やうくおこたりさまにはなり侍れど、なほさはやぎあへねば、聞えまほしきことも、心に叶はずして、いとよそなたのしのばるゝとなり、○流馥は、香のみつるを云、○對此節候云々、(候字、舊本に候と作るは誤なり、今は拾穂本、古寫小本等に從つ)は、春日ののどかなるまゝに、花鳥の興に催されて、うかれ遊ぶべきを、杖による手力なくて、たれこめてのみ侍るゆゑに、此歌をよみて、みせ

まるらする、といふなり、○罇は、樽、樽など書に同じ、○策杖は、杖策を倒せるならむ、○帷幄、(帷字、舊本に惟と作るは誤なり、今は拾穂本、古寫小本等に從つ)和名抄に、帷和名加太比良、幄和名阿計波利、○寸分之詞は、いさゝか寸分の志を、短歌に述べたるを云べし、○犯解玉頤(頤字、舊本に頤と作るは誤なり、今は一本、拾穂本等に從つ)は、無禮ながら、おして御笑草にまゐらす、と云なり、漢書匡衡傳に、匡説詩解人頤、註に、如淳曰、使^ニ人笑不能^レ止^一、とあり

波流能波奈。伊麻波左加里爾。仁保布良牟。乎里底加射佐武。多治可良毛我母。

多治可良毛我母は、嗚呼手力もがなあれかし、さらば折挿頭て、心をなぐさむべきに、となり、わづらひたるゆゑに、力なきを歎きて、かくいへり、手力は、三卷に、石戸破手力毛欲得、とある歌に、委註り、○歌意、かくれたるところなし、不^レ耐^ニ杖策之勞^一といへる如く、病勞れたる故に、春花春鶯の節候を、いたづらに過しやらむことを、深く惜みたるなり

宇具比須乃。柰枳知良須良武。春花。伊都思香伎美登。多乎里加射左牟。

歌意、病後はやくさはやぎはてゝ、野山にもろともに立出て、鶯の來鳴踏ちらむ春花を、君と翫ばばや、とねがひいそぐなり

天平二十年二月二十九日。大伴宿禰家持。

天平云々の十七字は、右に附たる言なり、もとより書牘に記されたるまゝを、此處に書るものなれば、

贅れるに非ず、略解に、二十年は、十九年の誤なるべし、下に至て、二十年正月云々とあり、といへり、此説しからず、下の二十年は、二十一年の一字を脱せるなるべし、なほ下にいふ

三月三日。大伴宿禰池主。報贈守大伴宿禰家持歌一首。

この標、舊本に无は、脱たるなり

忽辱ニ芳音。翰苑凌雲。兼垂ニ倭詩。詞林舒錦。以吟以詠。能觸ニ戀緒。春朝和氣。可樂。春暮風景。最可レ伶。紅桃灼灼。戲蝶回花舞。翠柳依依。嬌鸞隱葉歌。可樂。淡交促席。得意忘言。樂矣美矣。幽襟足賞哉。豈慮乎。蘭蕙隔葉。琴罽無用。空過ニ令節。物色輕人乎。所レ怨有レ此。不能ニ黙止。俗語云。以藤續錦。聊擬ニ談笑一耳。

翰苑凌雲は、文のめでたくよきをほめたることなり、史記司馬相如傳に、相如既奏三大人之頌、天子大説、飄々有ニ凌雲之氣、似下游天地之間意、倭詩は、すなはち歌なり、○觸ニ戀緒は、こころのはるけなくさむなり、○春可の間、脱文あるべし、嘗に補は、春朝和氣固可樂などありしが、落たるなるべし、○春暮、舊本に暮春と作るは、下上に寫誤れるなるべし、上家持卿より贈られける書に、春朝云々春暮云々とあるに、報へられたれば、こゝも春朝云々春暮云々とあるべきこと疑なし、故今改つ、○灼灼は、毛詩傳に華之盛也、とあり、○戲蝶は、盧照隣春晚詩に、戲蝶亂依葉、○嬌鸞は、遊仙窟に、嬌鸞亂ニ於錦枝、とあり、張何蜀江濯錦賦に、戲蝶遊遊鸞欲レ弄、○淡交促席云々は、おもふどちあ

ひ賞遊ぶべきをりなりと云て、家持卿の春朝春花云々、と云おこされたるに、こたふるなり、淡交は、莊子に、君子之交淡如水、小人之交甘若醴、促席は、左太冲蜀都賦に、合樽促席、引滿相罰、とあり、○得意忘言は、莊子に見ゆ、心のあひかなひて、打とけたるなり、○幽襟は、みやびたるこゝろなり、○蘭蕙隔葉とは、風流才士の相見えぬに、たとへたり、○物色輕人乎は、物色は、花鳥をさすなるべし、其をめではやすことをせずば、花鳥に輕づられなむか、となり、○有は、在字の誤なり、○以藤續錦は、いとめでたき歌文に答へまゐらせむは、藤の荒布を以て、錦のよき衣に續たらむが如し、と卑下りたる詞なり

夜麻可比爾。佐家流佐久良乎。多太比等米。伎美爾彌西底婆。奈爾乎可於母波牟。

夜麻可比爾(可字、元曆本に、我と作るによらば、濁て唱べし)は、山峽になり、峽は、此上にも見えたり、十卷にも、足日本之山間照櫻花、と既く見えたり、○彌西底婆は、令見て有ばなり、○歌意は、この山峽に面白く咲る櫻を、君と共に居て、飽まで愛はやすことはかなはずとも、せめてたゞ一目にても見せまゐらせてあらば、何事をも思はじ、となり

宇具比須能。伎奈久夜麻夫伎。宇多賀多母。伎美我手敷禮受。波奈知良米夜母。

宇多賀多母は、暫もといはむが如し、此上にも出たり、○歌意は、鶯の來鳴、このおもしろき山振の花よ、しばしだにも、君が手觸しめずて、花のちるべきことかは、嗚呼手ふれし後こそ、ちらばちりなめ、となり

姑洗ヤヨヒノフツカノヒ二日。掾マツリゴトヒトオホトモノ大伴宿禰池主ネイヘスシ。

姑洗ハハ（姑字、舊本に沽とかけるは誤なり、今改つ）云々の十一字は、右に附たる言なり、姑洗は、三月の異名なり、白虎通に、三月謂之姑洗、何姑者故也、洗者鮮也、言萬物皆去、故就其新、莫不鮮明也、律曆志に、洗潔也、言陽氣洗物、辜絜之也、位於辰、在三月、と見えたり

三月三日ヤヨヒノミカノヒ。守大カミオホトモノ宿禰ネ家持ヤカモチガ。更贈サラニオウレルウタヒトツマケミジカワタ歌一首并短歌。

含弘之德。垂シ恩蓬體。不レ賞之思。報ヘ慰陋心。載ニ荷未春。無レ堪ル所ニ喻也。但以稚時不レ涉遊藝之庭。橫翰之藻。自レ乏乎彫蟲焉。幼年未レ逢山柿之門。裁歌之趣。詞失ニ平蒙林一矣。爰辱ニ以藤續トイフニ錦之言。更題ニ將石同レ瓊之詠。固是俗愚懷癖。不レ能ニ默止一。仍捧ニ數行一。式酬ニ嗤咲一。其詞曰。

含弘は、易に出たる字なり、大徳を云、○蓬體は、五卷に蓬身とあるに同じく、吾身を卑下りたるなり、毛詩に、自伯之東、首如飛蓬、と云るによりて、蓬頭と常にいへば、蓬頭の體と云義にていへるにや、○不賞は、賞は、字書に通作譽、また譽與贊同、とも註して、不譽と云に同じ、不譽は史記に出て、註に不レ可ニ量一とあり、○載荷未春は、本居氏、載ニ荷來春一の誤なり、と云る、信に然もあるべし、來春は、池主の歌文をおくれるを云、○遊藝は、論語により、物學ぶことを云、○橫翰之藻は、文をかくことを云、○乏乎彫蟲は、文道にくらきを云なるべし、唐虞僕詩に、仰レ天歌ニ聖道一、猶愧レ乏ニ雕蟲一、○逢字、拾穗本には逢、古本には過と作り、○山柿は、赤人、人麻呂なり、○蒙林は、藻林と云に同じきを、上

に橫翰之藻といへる故に、字をかへて書るか、○爰辱云々は、錦に續と云ことのかたじけなさに、更に又石を以て、瓊にまぎらはしまゐらするは、おろかなる歌よみの癖ぞ、と云なるべし、○固字、舊本には因、古寫本には思と作り、今は古本に従つ、○懷癖は、歌よむ癖あるを云べし、○式酬（式字、古本に或とあるは、いかゞ）酬字、舊酬本に誤れり、拾穗本等に従つ

於保吉民能。麻氣乃麻爾麻爾。之奈射加流。故之乎遠佐米爾。伊泥底許之。麻須良和禮須良。余能奈可乃。都禰之奈家禮婆。宇知奈妣伎。登許爾己伊布之。伊多家苦乃。日異麻世婆。可奈之家口。許己爾思出。伊良奈家久。曾許爾念出。奈氣久蘇良。夜須家久奈久爾。於母布蘇良。久流之伎母能乎。安之比紀能。夜麻伎弊奈里底。多麻保許乃。美知能等保家婆。間使毛。遺緣毛奈美。於母保之吉。許等毛可欲波受。多麻伎波流。伊能知乎之家登。勢牟須辨能。多騰吉乎之良爾。隱居而。念奈氣加比。奈具佐牟流。許己呂波奈之爾。春花乃。佐家流左加里爾。於毛敷度知。多乎里加射佐受。波流乃野能。之氣美登妣久久。鷺。音太爾伎加受。乎登賣良我。春菜都麻須等。等禮禮爲能。赤裳乃須蘇能。波流佐米爾。爾保比比豆知底。加欲敷浪牟。時盛乎。伊多豆良爾。須具之夜里都禮。思努波勢流。君之心乎。宇流波之美。此夜須我浪爾。伊母禰受爾。今日毛之賣良爾。孤悲都追曾乎流。

之奈射加流は、まくら詞なり、このまくら詞、十八、十九の卷々にも見えたり、その中十九に、科坂在、

と書たり、此は、契沖、舒明天皇紀に、十一年冬十二月己巳朔壬午、幸于伊豫温湯宮、是月於百濟川側建三九重塔、と見え、又層級の字をもコシとよめり、しなは階の級なれば、それを降りて避心に、しなざかるこしとはつゞけたり、と云るは、いさゝか聞とりがたき説なれど、故之を層の義とせるは、さることやあらむ、故思ふに、之奈とは、等級の意にて、層に一層二層の級々あれば、級々離る層といふにて、離は、地の方より、空の方に、高く段々に離るを云にやあらむ、(冠辭考に、科坂在と書しを正訓として、階坂ある越の國てふ意とすべし、といへるはいかにぞや、凡そ山坂ある國は、なほ他にも多くあるを、越國にかぎりて云るはいかに、且坂てふ言は、もと級所の意なるを、その之奈を約て、佐可と云るなれば、級級所とは、重ねて云べき理なし、古語に重辭は多かれど、かくざまに重ね云るは、例も理もあることなし、)○麻須良和禮須良は、丈夫吾尙にて、大丈夫とある吾さへに、といはむが如し、○余能奈可乃と云より以下十四句、病に苦めるさまをのべたり、○宇知奈妣伎以下四句は、上の長歌にも出たり、○伊多家苦乃、上には伊多家苦之とあれば、此も本は乃は之字なりけむを、ノと訓たるより、寫誤れるにはあらざる歟、但しこは、イタケクノにても難はなし、○可奈之家口云々四句は、古事記應神天皇條、宇遲能和紀郎子御歌に、伊良那祢久曾許爾淤母比傳、加那志祢久許云爾淤母比傳云、とあるを其まゝにとられたり、○許己爾思出、曾許爾念出は、此に就ては思ひ出、彼に就ては思出、といはむが如し、其思ひ出るは、即本郷のことなり、(池主をさして云るにはあらじ、)○伊良奈家久は、契沖、大和物語に、我さまの、いといらなくなりたるを、おもひはかるに、はしたなくて、蘆も打捨て走りにけり、和名抄に、苛音何、和名伊良、小草生刺也、これによらば、無苛の意か、と云り、此説によるときは、いらだついきほひなく、病に羸れて、心よわく思ふよししか、(又古事記傳に、稻掛、大平が

説を引て、伊良は、郎子、郎女などの伊良にて、人を親み、めぐく思ふ意にて、那祢久は、ハシタナクなどの那久の如く添たる辭ならむかといへり、とあり、なほ考べし、(頭註、心も無と云が如し、) (日本紀説、伊羅那鶏區は、疼なげくなるべし、那鶏區は、無けくにはあらで、切なることを、切なくといふ類に、其形容を云とき、ナクともナケクとも、添云辭なり、伊羅那區思ふと云は、疼々と心にしみて、憂苦事に思ふよしなるべし、辛き物を味ふるとき、心臓に徹りて、いらいとすると云、それなり、俗に魚、鰓又芒刺などに中りて、いらつくと云もそれなり、萬葉十七に、云々とあるは、全今の御歌に本づきてよめりと思ゆるに悲しげく、此に思出と云ては、下に歎く空安からなくにと應け、伊良奈家久彼に思出と云ては、下に思ふ空苦しき物をと應たれば、悲しく歎く疼なく念ふと云ことを、引延ていへるなり、よくその語路を味ひて、其意をささるべきなり、弘蔭按に、此は師の後考なり、)○つれぐ草に、數珠おしすり、印ことぐしくむすび出などして、いらなく此説によるべくおぼゆ、)○ふるまひて云々、とあるは、異様にふるまふさまなり、今の伊良奈久の詞の、轉りたるものならむ、○奈氣久蘇良、於母布蘇良は、嘆く心、思ふ心といふが如し、既く出、○夜須家久奈久爾、(家の下久字、舊本になきは、脱たるなり、今は一本に従つ、)十九に、嘆蘇良夜須家久奈久爾、とあり、○夜麻伎弊奈里本は、山を來り隔りて、と云なり、○等保家婆(婆字、舊本には波と作り、今は古寫小本に従つ、)は、遠ければの意なり、○乎之家登は、雖惜の意なり、○念奈氣加比は、思ひ嘆きの伸りたるなり、かく伸て云は、率爾ならず、長く引續きて、絶ず歎くよしなり、○春花乃と云より以下十八句は、たれこめて春の面白き時節を、いたづらに過しつるを歎きたるなり、○登妣久々は、飛漏るなり、○春菜都麻須等は、春菜を摘賜ふとの意なり、(春菜をワカナと訓るは、わろし、)都麻須は、都牟の延りたるに、摘賜と云に同じ、等は等天の等なり、○須具之夜里都禮は、過し遣つればの意なり、○思努波勢流は、吾を慕給へる、と云むが如し、さきに池主より贈れる歌に、家持卿を愛み慕へる趣あるをいへり、○君之心乎、この乎は、風乎疾、瀬乎速などの乎にて、こは之といふ意に聞べし、君は池主をさせり、○

宇流波之美(舊本に宇を牟に、波を沈に誤れり、今は古寫本、元曆本、拾穂本等に從つ)は、愛ウレハしさにの意なり、○今日毛之賣良爾(今日も終になり、十三には、日者之彌良爾、とよめり、既に註つ、○孤字、舊本に抓と作るは誤なり、今は古寫小本に從つ)

安之比奇能。夜麻左久良婆奈。比等目太爾。伎美等之見底婆。安禮古非米夜母。

見底婆は、見て有ば、といふが如し、○歌意は、かく面白く咲たる山櫻を、飽まで、愛メデハヤす事はかなはずとも、せめてたゞ一目ばかりなりとも、君と共に見てあらば、かくまで戀しくは思はじ、さても一すぢに、君と共に見まほしや、となり

夜麻扶枳能。之氣美登毗久久。鷺能。許惠乎聞良牟。伎美波登母之毛。

登母之毛は、羨ソラヤマしもといはむが如し、○歌意は、面白く咲たる山振の花のしけき間を、飛漏る鷺を聞てなぐさむらむ君は、さてもうらやましやと、病にたれこめ居て、池主をうらやめるなり、さきに池主より贈れる歌に、字具比須能伎奈久夜麻夫伎宇多賀多母伎美我手敷禮受波奈知良米夜母、とあるに、和へられり

伊泥多多武。知加良乎奈美等。許母里爲底。伎彌爾故布流爾。許己呂度母奈思。

泥字、舊本に尼と作るは誤なり、今は元曆本、古寫小本等に從つ、○知加良乎奈美等は、力が無さにの意にて、等は助辭なり、○許己呂度は、心神にて、利心と云に同じ、既くあまた出たり、○歌意は、病後

なれば、發出て行む力が無さに、たれこめ居て、君をのみ戀しく思ふに、心神もさらになし、となり

三月三日。大伴宿禰家持。

三月云々の十字も、右に附たる言なり、○持字、舊本には脱たり、官本、古寫小本等にあるぞよき

萬葉集古義十七卷之下

晚春三日。遊覽七言詩一首并序。

七言の二字、舊本には晚春の上により、今は拾穂本に従つ、○詩字、舊本にはなし、今は拾穂本に従つ
上巳名辰。暮春麗景。桃花照險。以分紅。柳色含苔。而競綠。于時也。携手曠望。江河之畔。訪酒逾過。野客之家。既而也。琴罇得性。蘭契和光。嗟乎。今日所恨。德星已少歟。若不扣寂含之章。何以據逍遙之趣。忽課短筆。聊勒四韻云爾。

上巳は、三月三日の事、後漢禮儀志に出、上は初のことなり、もろこし漢と云し代までは、三月初の巳の日を、俗節とさだめたりしを、魏文帝と云しが時より後は、三月三日を用ることゝはなれりしかども、猶もとの名の存に上巳と稱ことなり、○名辰は、佳節など、云に同じ、○含苔は、含黛か、含眉の誤なるべし、と略解にいへり、○訪酒(酒字、舊本に須と作るは誤なり、今は、古寫本、元曆本、拾穂本等に従つ)、は、酒店を尋行を云なるべし、○過字、元曆本には過と作り、拾穂本に過と作る、是るべし、○琴字、舊本には開と作り、今は古寫本、元曆本、拾穂本、古寫小本等に従つ、○蘭契和光は、友どちの親しき意なり、蘭契は、易に、同心之言其臭如蘭、とあるによれり、和光は、老子の和光同塵より出たり、○德星已少は、家持卿などのおはさぬを、あかす恨しきよしにいへり、德星は、賢人の聚ることなり、異苑に出たり、○若不扣寂含之章(之字、舊本にはなし、今は拾穂本に従つ)、は、文選陸機文賦

に、叩寂寞而求音韻、註に、寂寞無聲也、とあるをとり、また蜀都賦に、楊雄含章而挺生、とあるをとり合せて、扣寂含之章といへるにや、若寂まりかへりて、そこに含たる章を叩きたて、しひてひねり出すば、何を以て云々の意なるべし、○遺字、舊本に趙と作るは誤なり、拾穂本等に従つ
餘春媚日宜。恰賞上巳。風光足。覽遊。柳陌臨江。緡絃服。桃源通海。泛仙舟。雲壘酌桂。三清湛。羽爵催人。九曲流。縱醉陶心。忘彼我。酌酹無處。不淹留。
三月四日。大伴宿禰池主。

三月云々の十字も、右に附たる言なり、三月三日、遊覽の詩文をしらべとゝのへて、同四日に贈りたる故に、かくしるしたるなり、○次下の文に、更承賜書とあるによるに、此間に、家持卿より、右の詩文に和へられて、池主へ贈られたる詩歌などありしが、脱たるなるべし、又は甚頓にもせしゆゑに、其詞などに、あかぬところのありて、更に訂し改めて、後に書加へむとて、始省きて載られざりしが、其まゝに傳れるにもあるべし、下文にも、七步成章、また山柿詩泉比此如蔑、などいへれば、詩また歌などありしなるべし、たゞ書牘のみにては、あらざりしこと、さらなり

大伴宿禰池主。報贈歌一首并序。

報贈は、前にも云ごとく、家持卿より贈られし詩文などのありしに、こたへられしなり
昨日述短懷。今朝汗耳目。更承賜書。且奉不次。死罪死罪謹言。不遺下賤。頻惠德音。英雲星氣。逸調過人。智水仁山。既飄琳瑯之光彩。潘江陸海。自坐詩書之

廊廟。騁思非常。託情有理。七步成章。數篇滿紙。巧遣愁人之重患。能除戀者之積思。山柿詠泉。比此如蔑。彫龍筆海。粲然得看矣。方知僕之有幸也。敬和歌。其詞云。

昨日云々は、上件の三日遊覽詩並序を、昨日にしらべとて、家持卿へ見せに贈りしによりて、昨日述短懐と云、さて即日、家持卿より、其に和へられし詩歌などのありしによりて、その謝に、今日、左の長歌短歌など贈りし故に、今朝汗耳目、とはいへるなるべし、○更承賜書、賜字、官本には贈と作り、舊本に従べし、は、立かへりて、家持卿より、三日遊覽詩文に和へて、池主へ贈られしがありしを云り、家持卿より、池主へ贈られしこと度々なれば、更賜とは云るなり、かくてそのおこせられし詩歌などの、いと速なりしに驚きて、下文にも、七步成章といひ、あるはその勝れたるを美て、山柿詠泉云々などいへるなるべし、○死罪死罪、舊本には、一の死罪二字なし、今は古寫本、拾穂本等に從つ、○且奉不次云々は、池主より、言ことを卑下りて、かしまりたるなり、○英雲星氣は、氣品の高きをほめたる詞なるべし、古本には、英靈星送と作り、なほ考べし、○逸調は、家持卿の詩歌の調の、すぐれたるをほめたるなり、○智水仁山は、論語に、智者樂水仁者樂山、と云より出たり、○琳瑯は、尙書禹貢に、球琳琅玕、とありて、玉のことなり、○潘江陸海とは、潘は潘安仁、陸は陸士衡とて、唐の六朝に、名高き文人どものことなり、其文才のはかりなきを、江海にたとへて云り、○坐詩書之廊廟とは、常に道藝の中に身を置よしなり、○七步成章は、世説に出て、詩を作ることの速なるを云、○彫龍は、史記に出、文彩のこまやかなるを云、○筆海は、李善上文選註表に出たり、○粲然は、あざやかに

なるを云

憶保枳美能。彌許等可之古美。安之比奇能。夜麻野佐婆良受。安麻射可流。比奈毛乎佐牟流。麻須良袁夜。奈爾可母能毛布。安乎爾余之。奈良治伎可欲布。多麻豆佐能。都可比多要米也。己母理古非。伊枳豆伎和多利。之多毛比爾。奈氣可布和賀勢。伊爾之弊由。伊比都藝久良之。餘乃奈加波。可受奈枳毛能會。奈具佐牟流。己等母安良牟等。佐刀妣等能。安禮爾都具良久。夜麻備爾波。佐久良婆奈知利。可保等利能。麻奈久之婆奈久。春野爾。須美禮乎都牟等。之路多倍乃。蘇泥乎利可弊之。久禮奈爲能。安可毛須蘇妣伎。乎登賣良波。於毛比美太禮底。伎美麻都等。宇良吳悲須奈里。己許呂具志。伊謝美爾由加奈。許等波多奈由比。

夜麻野佐婆良受は、山野不障にて、如何なる嶮處をも、とどこほらず、しのぎふみこゆる丈夫のさまを云り、○比奈毛乎佐牟流は、夷を治るなり、毛の辭は、上にめぐらして、山野と云にかけて見べし、いかなる嶮しき山野にも障らずふみ超て、夷を治むる謂なり、(略解に、毛は乎の誤なるべし、といへるは、中々にわろし)○麻須良袁夜は、丈夫にして哉、と云むが如し、丈夫は家持卿をさせり、○奈爾可母能毛布は、何か物思ふにて、何ぞ物思ひをせむ、といはむが如し、以上二句の意は、嶮阻山野にも障らず、踏超往て、夷を治むるほどの武き大丈夫にして、何ぞおれしく、物思を爲給はむや、と謂なり、さて夜と云、可と云るは、たちまち疑の詞重りて、いかにぞや思はるれど

も、此は一の哉の言は、軽く見ることにて、古歌には例多きことなり、なほ此事、二卷下に、委辨へたるを、合見て考ふべし、○奈良治伎可欲布は、寧樂道來通なり、○都可比多要米也は、使の絶ることは、あるまじきによりて、然のみ嘆き悲み賜ふことなかれと、家持卿を慰むるなり、○己母理古非は、隠り居て戀しく思なり、○伊伎豆伎和多利は、息衝て、月日を過すを云、○之多毛比爾(爾、舊本余に誤れり)は、裏思になり、○奈氣可布和賀勢は、家持卿をさせり、按に、奈氣可布は、もと奈氣可須とありけむを、反歌にも、奈氣加布とあるより、ゆくりなく、後に見まがへて、寫し誤れるなるべし、其由は、奈宜可布は、自のうへに云、奈宜可須は、他の上に云ことにて、もとより自他の差別あることなればなり、此は和賀勢と云につゞきたれば、他の上を云ることは、更なるをや、さて奈氣可須は、嘆き賜ふ、と云ほどの意なり、○久良之の之は、久字の誤なり、改べし、來るやうはと云如し、○餘乃奈加波云々、二句上に出、○毛能會の會字、舊本に賀と作るはわるし、今は古寫本、元曆本、官本、拾穗本等に從つ、○安禮爾都具良久は、吾に告るやうは、と云如し、○夜麻備爾波は、山傍にはなり、爾波は、他處に對へていふ言なり、山傍には云々、春野には云々、といふ意なり、さて已下十餘句は、里人の語ことをのべたるなり、○可保等利能云々、二句、三卷、六卷、十卷にもよめり、○春野爾は、春野爾波云々、乎登賣良我云々と云べきを、波の言を此に除きて、次の乎登賣良波の波にもたせて、其意を調へたるなり、○蘇泥乎利可弊之は、婦女の茶摘さまなり、古常の衣服の袖も長かりし故に、摘茶などするにも折返せしゆるに、いふなるべし、○伎美は、家持卿をさせり、○宇良吳悲須奈里(須字、舊本に次と作るは誤なり、今は阿野家本、官本、古寫本等に從つ)此下に、かやうに告つるぞと云詞を、加へて聞べし、○已許呂具志は、心になつかしま

る、意なり、と中山嚴水云り、○許等波多奈由比は、本居氏云、由比は、思禮の誤なるべし、十三に、事者棚知とあるも、必タナシレとよむべき語の勢なり、さて許等は、集中に、ことさけば、こととふらば、古今集に、ことならばなどある殊なり、かくてタナシレは、詳ならざれども、大かたのやうを以ていはし、今俗語に、云々と人に物をいひつけて、さやうに心得よ、といふに似たり、十三なるは、人に告ることなけれ、さやうに心得よなり、こゝなるは、上に云る、世中は數なきものぞ、里人も云々と告るなり、然れば、春の野山に遊びて、心をやるべきことぞ、さやうに心得たまへ、いざ共に見にゆかむといふなり、と云り、但し許等は如なり、殊とかけは借字にて、字義にはあらず、さればこゝは、かくの如くに心得よ、といふ意にきこえたり、なほ許等と云言の義は、七卷下に、委云り、また多奈の言は、一卷に出で、既に委註り、九卷にも、金門爾之人乃來立者夜中母身者田菜不知出會相來、とあり、○歌意は、初句より、多麻豆佐能都可比多要米也、といふまでは、家持卿をなぐさめ、己母理古非といふより餘乃奈加波可受奈根毛能會、といふまでは、家持卿のなやまるゝを、共になげき、奈具佐牟流已等母安良牟等、といふより伎美麻都等宇良吳悲須奈里、といふまでは、里人のことばをあげて、已許呂具志と云より、家持卿をもよほして、野遊にいざなふなり、と契沖も云たるが如し

夜麻夫枳波。比爾比爾佐伎奴。宇流波之等。安我毛布伎美波。思久思久於毛保由。

歌意は、山吹は日に日に咲たり、愛しく吾思ふ君は、其花の日に日に咲ごとく、重々に慕はる、となり

和賀勢故爾。古非須弊奈加利。安之可伎能。保可爾奈氣加布。安禮之可奈思母。

古非須弊奈加利は、戀しく思ふことの、爲方無さの意なり、十二に、吾妹兒爾戀爲便名鷹、とあるに同じ、○安之可伎能は、枕詞なり、○保可爾奈氣加布は、外に嘆息にて、家持卿は守、池主は椽にて、隔り居られし故に、如此云り、さて奈氣加布は、奈宜久の仰りたる言にて、引續きて絶す嘆くを云なること、此上にもいへり、○歌意は、他に隔り居て、吾兄子を戀しく思ふことの爲方無さに、絶す引續きて、嘆暮す吾身の、さても一すぢにかなしや、となり

三月五日。大伴宿禰池主。

三月云々の十字も、右に附たる言なり

守大伴宿禰家持。更報詩一首并短歌。

昨暮來使。幸也。以垂晚春遊覽之詩。今朝累信。辱也。以貺相招望野之歌。一。看玉藻。稍寫鬱結。一一吟秀句。已觸愁緒。非此眺翫。孰能暢心乎。但惟下僕。稟性難彫。闇神靡瑩。握翰腐毫。對研忘渴。終日因流。綴之不能。所謂文章天骨。習之不也。豈堪探字勒韻。叶和雅篇哉。抑聞鄙里少兒。古人言無不酬。聊裁拙詠。敬擬解吟焉。如今賦言勒韻。同斯雅作之篇。豈殊將石同瓊唱聲遊走曲歟。抑小兒譬濫詔。敬寫葉端。式擬亂曰。

昨暮來使云々、この處よくせずばまがひぬべし、昨暮來使は、池主の許より、三日遊覽詩を、昨四日に持來し、その使なり、さて家持卿の、それに和へられたるに、又謝へて、上件の長歌等を今

五日に、池主より贈りしを、今朝累信とは云るなり、○累信は、使の度かさなるを云、○相招望野は、家持卿をもよほして、野遊に招きいざなへる長歌なれば、云るなり、○此眺翫とは、歌の趣の面白きを云なるべし、○難彫は、論語に、朽木不可彫也、とあるによりて、性のつたなきよしに卑下りて云るなり、○闇神靡瑩は、心の闇きよしなり、○腐毫とは、歌文作らむとして考る間に、久しく時を移して、筆毫を腐らする意なり、○忘渴は、硯のひるをもわすれて、歌文を考るに時をうつすを云べし、○因流(因字、古寫本、拾穂本等には目と作り、それもいかゞ)は、因循などの誤歟、と略解に云り、○所謂云々、歌文作ることの上手は、生れつきによることにて、吾等學びたりとても、及ばぬことぞ、となり、○豈堪云々は、吾等文才乏しくて、よき作に和ふることあたはぬ、といふ意なり、○探字勒韻は、次韻のことなり、○抑聞云々は、吾が里の少兒すら、古人言無不酬と云ことは、よく知つてゐるほどのことなれば、つたなしとても、酬ずはあるべからず、と云意なるべし、○言無不酬(酬字、舊本酬に誤れり、今は拾穂本、古寫小本等に従つ)毛詩に、無德不報、無言不酬、○解吟は、解人頤、と云に同じ意にて、卑下りていへるなるべし、○如今(今字、舊本令に誤れり、今は古寫本、拾穂本等に従つ)已下三十八字、古本には細書せり、○唱聲遊走曲(歟、遊字、活字本には極と作り、走字、拾穂本には之と作り)は、いかなる謂ならむ、考へがたし、脱字などあるべきか、○小兒譬濫詔は、詔字、一本、活字本、拾穂本、古寫小本等には、謠と作り、これによりて思ふに、もとは譬小兒濫謠とありしを、錯れるものか、○亂は、字書に、詞之卒章曰亂、亂者理也、史記屈賈傳索隱曰、王師叔云、亂者理也、所以發理辭指、總撮其要、重理前意也

七言一首。

抄春餘日媚景麗。初巳和風拂自輕。來燕銜泥賀宇入。歸鴻引蘆迴赴瀛。聞君嘯侶
新流曲。襖飲催爵泛河清。雖欲追尋此良宴。還知染隴脚踰躅。

迴字、拾穗本、古寫本等には迴と作り、○此良宴、舊本に、良此宴とあるは、顛へり、○隴字、古
寫本、拾穗本には、悞と作り

短歌二首。

佐家理等母。之良受之安良婆。母太毛安良牟。己能夜萬夫吉乎。美勢追都母等奈。

母太毛安良牟は、默も在むにて、たゞ何ともなしにあらむといふ意なり、既く出、伊勢物語に、たゞ
なほやは在べき、とある、なほと母太とは、同意の詞なり、○美勢追都母等奈、三卷に、如是故爾
不見跡云物乎樂浪乃舊都乎令見乍本名、○歌意は、山吹の咲てあると云ことを、しらすしてあら
ば、たゞ何ともなくてあるべきを、むざ／＼と其花を見せつゝ、いと戀しく思ふ心を、まさらし
むるよ、となり、池主より贈らるゝ歌に、夜麻扶根波比爾比爾佐伎奴、とよみて、山吹を折て、右
の歌にそへておくられしに、こたへられしなるべし、此歌十卷に、山振と秋芽子とかはりたるのみ
にて、全同じきあり、古歌を用ひて、家持卿は節にかなへられしにやあらむ

安之可技能。保加爾母伎美我。余里多多志。孤悲家禮許會波。伊米爾見要家禮。

第一二句は、池主の贈れる歌をうけていへり、母は、吾如く君もの謂なり、○余里多多志は、倚立
賜ひ、と云むが如し、○孤悲家禮許會波(會字、官本に古と作るは誤なり、許多と云べき處に非れば

なり、波字、舊本には婆と作り、今は古寫小本に従つゝは、戀しく思へばこそ、といはむが如し、
○歌意は、君を吾戀しく思ふ如く、君も蘆垣の外に倚立賜ひて、つらく／＼吾を戀しく思ひたまへれ
ばこそ、吾夢に通來座て、見えつるなれ、となるべし

三月五日。大伴宿禰家持。臥病作之。

三月云々の十四字も、右に附たる言なり、これも即日、報へられたるなり

述二戀緒一首并短歌。

妹毛吾毛。許己呂波於夜自。多具弊禮登。伊夜奈都可之久。相見婆。登許波都波奈爾。
情具之。眼具之毛奈之爾。波思家夜之。安我於久豆麻。大王能。美許登加之古美。阿
之比奇能。夜麻古要奴由伎。安麻射可流。比奈乎左米爾等。別來之。會乃日乃伎波美。
荒璞能。登之由吉我弊利。春花乃。宇都呂布麻泥爾。相見爾婆。伊多母須弊奈美。之伎
多倍能。蘇泥可弊之都追。宿夜於知受。伊米爾波見禮登。宇都追爾之。多太爾安良爾婆。
孤悲之家口。知弊爾都母里奴。近在者。加弊利爾太仁母。宇知由吉底。妹我多麻久良。
佐之加倍底。禰天蒙許萬思乎。多麻保己乃。路波之騰保久。關左閉爾。弊奈里底安禮許
會。與思惠夜之。餘志播安良我曾。霍公鳥。來鳴牟都奇爾。伊都之加母。波夜久奈里那
牟。宇乃花乃。爾保弊流山乎。余曾能未母。布里佐氣見都追。淡海路爾。伊由伎能里多
知。青丹吉。奈良乃吾家爾。奴要鳥能。宇良奈氣之都追。思多戀爾。於毛比宇良夫禮。

可度爾多知。由布氣刀比都追。吾乎麻都等。奈須良牟妹乎。安比底早見牟。

許己呂波於夜自は、心者同にて、此は他心はもたず、同じ思にて、といふほどの意なり、同を古言に於夜自と云こと、既く云り、○多具弊禮登伊夜奈都可之久は、相副て在ども、あくことなく、いよいよ懐かしく愛しく、といふ意なり、次に別來しことをいはむ下形なり、○相見婆云々(四句)は、相見れば、いつも初花を見るが如くに、心にも目にも、なつかしくうるはしく思ふよしなり、登許は、常葉、常花など云如く、常しなへにいつも初花の如くなるをいへるなり、○情具之眼具之毛奈之爾は、中山殿水云、この奈之爾は、無にの意にあらず、怪しきを、怪しからぬといふなど、同例にて、たゞ詞なり、心にも目にもなつかしと思ふを云ことなり、といへり、なほ九卷に、目申毛勿見とある處に、委註り、○安我於久豆麻(麻の下、古寫小本には、波字あれどなき方よろし)は、略解に、奥におもふとよめるは、深く思ふを云、是も深く思ふ妻なり、といへり、さてこゝは、吾妻にといふ意にて、下の相見爾婆と云に應て心得べし、○夜麻古要奴由伎は、山を越野を往にて、遠く隔り來しさまをいへり、○曾乃日乃伎波美は、其日よりこのかた、と云意なり、此上にも見えたり、○伊多母須弊奈美は、甚も爲方無さにの意なり、○蘇泥可弊之都追云々、衣をうらがへして寝れば、思ふ人の夢に見ゆるよしよめる歌、往々に見えたり、袖かへすも同じことなり、○宿夜於知受は、寢夜不漏、といはむが如し、○多太爾安良禰婆は、直に逢ねばといはむが如し、○加弊利爾太仁母は、俗に立がへりになりとも、といふが如し、六卷同じ家持卿の歌に、關無者還爾谷藻打行而妹之手枕卷手宿益乎、と見えたり、○路波之騰保久は、道間遠にて、道の間の遠きを云り、○關左開

爾は、關までに、といはむが如し、道の遠きうへに、關までの意なり、○弊奈里底安禮許會は、隔て有ればこそその意なり、さて此句の下に、言を含めて心得べし、隔て有ばこそ、得心にも任せあへね、と云謂なり、○與思惠夜之餘志播安良武會は、縦や爲方はあらむ物ぞ、と思案を得たるさまなり、上に歎きの意をいひつくして、又思かへして、自心をなぐさむるなり、○爾保弊流山乎は、卯花の清白に映て咲る山を、と云なり、○余會能未母は、外に耳も、いはむが如し、○伊由伎能里多知は、伊は、物をいひ出す頭におくそへ言なり、往乘發にて、船に乗を云り、○奴要鳥能は、まくら詞なり、○宇良奈氣之都追は、裏數爲乍なり、家妻が自を慕ひ歎くさまなり、○思多戀爾は、裏戀になり、既く出、○於毛比字良夫禮は、思に苦み憂ひ疲れたるを云、○由布氣刀比都追は、夕ト問乍なり、既く出つ、○吾乎麻都等は、吾を待との意なり、○奈須良牟は、寢給ふらむ、と云むが如し、奈須は、奴の伸りたる言なり、(奈須の切奴となれり、二卷に、枕等卷而奈世流君香聞、とある奈世流も、寢有にて同言なり、さて獨寢して妻が待らむ、と思ひやりて、よめるなり、○安比底早見牟は、早く相て見む、と云むが如し、(略解に、安比は由伎の誤ならむ、といへれど、なほもとのまゝなるべし)安良多麻乃。登之可弊流麻泥。安比見禰婆。許己呂母之努爾。於母保由流香聞。許己呂母之努爾は、物思につけて、心も萎やぎて、と云なり、三卷に、淡海之海夕浪千鳥汝鳴者情毛思努爾古所念、とあるに同じ、○歌意は、一年の月日の暮て、又立かへり、春になるまで、久しく相見ねば、憂ひ苦し心も萎きて、さても家路戀しく思はるゝ哉、となり

奴婆多麻乃。伊米爾波母等奈。宇比見禮騰。多太爾安良禰婆。孤悲夜麻受家里。

本一二句のつゞき、十一、十二にも見えたり、母等奈は、尾句の上をめぐらして意得べし、○孤悲夜麻受家里は、戀止ざりけり、と云意の處を、かくざまに云るは、古風の詞なり、尙不如家里、見禮度安可受介利、などよめるも同じ、○歌意は、夢になりとも相見ば、心のなぐさむべき理なるに、唯夢ばかりにて、現在に直しく相見る事のなければ、むざぐざと戀しく思ふ心は、なほ止ざりけり、となり

安之比奇能。夜麻伎弊奈里底。等保家騰母。許己呂之遊氣婆。伊米爾美要家里。

許己呂之遊氣婆は、妹が當になり、之は、その一すぢなるを、重く思はする辭なり、○歌意は、山を隔て遠くはあれども、一すぢに戀しく思ふ吾心の、妹が當に行ば、身こそ遠く隔てあるなれ、夢にはたびく、妹が見えけり、となり、四卷に、天雲乃遠隔乃極遠鷄跡裳情志行者戀流物可聞春花能。宇都路布麻泥爾。相見彌婆。月日餘美都追。伊母麻都良牟會。

月日餘美都追は、月日を數へつゝ、といふに同じ、○歌意、かくれたるところなし、自の心に引くらべて、家の妹が情をおしはかれるなり

右三月二十日夜裏。忽兮起戀情。一作。大伴宿禰家持。立夏四月。既經累日。而由未聞霍公鳥喧。因作恨歌二首。

作恨は、恨作とありしが顛へる歎

安思比奇能。夜麻毛知可吉乎。保登等藝須。都奇多都麻泥爾。奈仁加吉奈可奴。

歌意は、山も近き處なれば、ほとゝぎすはいとはやく鳴ぬべきを、なにとて四月の節に入て日を累

るまで、來鳴ぬことぞ、となり

多麻爾奴久。波奈多知婆奈乎。等毛之美思。己能和我佐刀爾。伎奈可受安流良之。

等毛之美思は、乏しく少なさにの意なり、思は、例のその一すぢなるを、重く思はする辭なり、○歌意、かくれたるところなし、初の歌に、とがむるやうに云て、此歌には、自そをことわれるやうに、よみなしたり

霍公鳥者。立夏之日。來鳴必定。又越中風土。希有橙橘也。因此大伴宿禰家持。感發於懷。聊裁此歌。十九日。

霍公鳥者、立夏之日來鳴必定は、契沖云、今も其比鳴なれども、さのみ時候などのやうに、定まれる事ならず、昔はたがはざる儀に申ならはせりと見ゆ、當集第十八、四月一日宴歌に、をりあかしこよひはのまむほとゝぎすあけむあしたは鳴わたらむぞ、(左の註云)二日應立夏節、故謂之明旦將喧也、また第十九、二十四日(三月)應立夏四月節也、因此二十三日之暮、忽思霍公鳥曉喧聲、作歌、つね人もおきつゝ聞ぞ霍公鳥此曉に來なく始こゑ、又同、月たちし日よりをきつゝうちしのびまでどきなかねほとゝぎすかも、拾遺夏、春かけてきかむともこそ思ひしが山郭公おそく鳴らむ、猶有べし、○橙橘は、たゞたちばなのことなり、上にも出、○三月云々の六字、舊本には、本行に書り、今は古本に從て、細書せり

二上山賦一首。此山者在射水郡也。

賦は、卜商詩序に、故詩有六義焉、一曰風、二曰賦云々、註に、賦者敷陳其事而直言之者也、釋

名に、敷布ニ其義ニ謂ニ之賦、○此山云々の八字、舊本に本行とせり、今は古本、拾穂本、古寫小本等に從て細書せり、○在字、舊本には有に誤れり、○射水郡は、和名抄に、越中國射水郡伊美豆、國造本紀に、伊彌頭國造、〔頭註、國造本紀に、伊彌頭國造志賀高穴穗朝御世、建内足尼孫大河音足尼定賜國造〕

伊美都河泊。伊由伎米具禮流。多麻久之氣。布多我美山者。波流波奈乃。佐氣流左加利爾。安吉乃葉乃。爾保弊流等伎爾。出立底。布里佐氣見禮婆。可牟加良夜。曾許婆多敷刀伎。夜麻可良夜。見我保之加良武。須賣加未能。須蘇未乃夜麻能。之夫多爾能。佐吉乃安里蘇爾。阿佐奈藝爾。餘須流之良奈美。由敷奈藝爾。美知久流之保能。伊夜麻之爾。多由流許登奈久。伊爾之弊由。伊麻乃乎都豆爾。可久之許曾。見流比登其等爾。加氣底之努波米。

伊由伎米具禮流は、伊は、物をいひ出す頭におくそへ言なり、行廻有にて、射水河の二上山を廻れるを云、○可牟加良夜、夜麻可良夜は、神故哉、山故哉、といふに同じ、神とは即山をさしていへり、さて然見るは、其山の尋常に異りて、ことに奇く靈きをかしくみて云る稱なり、此次下に、すきぐに見えたるも、みな同趣なり、(契沖、續紀に、寶龜十一年十二月甲辰、越中國射水郡二上神、礪波郡高瀬神、並叙ニ從五位下、とあるを引たれど、こゝは必某神とさしたるには非じ)二卷に、玉藻吉讚岐國者、國柄加見雖不飽、神柄加幾許貴寸云々、の歌の註、考合べし、神を可牟といふは、神隨、神集など云る例甚多し、此は上を、上道、上縣などいふとき、カムと云、月

夜、月讀などいふ時は、月をツク、身實、身體など云時は、身をムと云に皆同じ、これらはいづれも、五十音の第二位を、連言の便に、第三位に轉じたるものなり、雅澄按に、神可良、山可良などいふは、神故、山故の意なり、(家ガラ、身ガラ、人ガラ、世ガラ、日ガラ、手ガラ、所ガラ、などいふも、そのもと、家故、身故、人故などの轉りたるものとおほゆるに、後には、ガラと濁りて、家幹、身幹、人幹などいふ意と、心得る事となれど、古にいへるは、しかにはあらず、)月可良といへば月故、身可良といへば身故と云意になるに同じ、されば月故の意なるを、ツクカラ、身故の意なるを、ムカラといふまじきなれば、可牟は、もとは可美なりけむを、神在隨など、可牟と云ることの多きに目なれたるより、必ふと寫し誤れるにぞあらむ、續紀聖武天皇御製歌に、可未可良斯多布度久安流羅之、とあるをも、考合べし、○曾許婆多敷刀伎は、許多貴なり、○須賣加未能云は、契沖、須賣神とは、二上山を、やがて神といへり、澀溪山は、その裾にありて、そのさきを、澀溪の岬といへり、と云るが如し、さて須賣加未能と云より下八句は、即其他の景を以て、彌益にをいはむ料の序とせるなり、○須蘇未は、裾廻なり、山の裾の邊を云、裾は麓の方なり、九卷に、筑波嶺乃須蘇廻乃田井爾、とよめるが如し、○美知久良之保能云々、四卷に、從蘆邊滿來塩乃彌益荷念敷君之忘金鶴、十二、十三にも、同じやうによめり、○伊麻乃乎都豆爾は、今之現在になり、五卷に、可武奈何良可武佐備伊麻須久志美多麻伊麻能遠都豆爾多布刀伎呂可憐、○加氣底之努波米は、心にも思ひ、言にもいひ出して、賞愛みせめ、となり

之夫多爾能。佐伎能安里蘇爾。與須流奈美。伊夜思久思久爾。伊爾之弊於毛保由。

伊爾之弊於毛保由といへるは、此山につきて、神代の古事などありてよめるなるべし、(たゞ時に感じて、かくいへるのみには非じかし、)○歌意は、本句は、即目に觸たる處をいひて序とせるにて、此山の神さび物ふりたる形儀を見れば、昔ありけむやうの、いよく頻々に思ひ出さる、となり

多麻久之氣。敷多我美也麻爾。鳴鳥能。許惠乃孤悲思吉。登岐波伎爾家里。

歌意は、二上山に、鳴鳥の聲のなつかしく、うつくしき時節は來にけり、となり、契沖云、三月三十日の歌なれば、此鳥といへるは、ほととぎすなるべし、十八、十九にも、二上山に、霍公鳥をよみあはせたり

右三月三十日。依興作之。大伴宿禰家持。

四月十日。六日夜裏。遙聞霍公鳥喧。述懷歌一首。

奴婆多麻能。都奇爾牟加比底。保登等藝須。奈久於登波流氣之。佐刀騰保美可聞。

都奇爾牟加比底、十九にも兩處見えたり、○奈久於登は鳴聲と云に同じ、五卷に、于遇比須能於登、とある處に、なほ云り、(かけるふの日記に、鶯ばかりぞ、いつしかとおとしたるを、あはれときく云々、いと奥山は、鳥の聲もせぬものなりければ、鶯だにおとせず、云々、これらも聲を於登といへるなり、)○歌意は、月の出るかたに向ひて、なくほととぎすの聲の遙に聞ゆるは、吾をる里より遠きが故なるらし、さてもなつかしの聲や、いかで近く聞まほし、となり

右大伴宿禰家持作之。

右の下、元曆本に、一首二字あり

大目秦忌寸八千島之館。餞守大伴宿禰家持。宴歌一首。

奈吳能宇美能。意吉都之良奈美。志苦思苦爾。於毛保要武可母。多知和可禮奈波。

本二句は、重々にといはむ料の序なり、○歌意は、君が京師の方へ、立別れて行賜ひなば、吾は遺居て、頻々に君が戀しく思はれむか、さても別れ難や、となり、○此は、主人八千島より贈りたる歌なるべし

和我勢故波。多麻爾母我毛奈。手爾麻伎底。見都追由可牟乎。於吉底伊加婆乎思。

和我、舊本に我加と作るは誤なり、今は古寫小本に従つ、○多麻爾母我毛奈は、玉にてもがなあれかしなあ、と云なり、二卷に、放居而吾戀君玉有者手爾卷持而、衣有者脱時毛無、吾戀云々、○於吉氏伊加婆乎思は、遺し置て、往ば惜からむ、となり、○歌意は、吾兄子を遺し置て往ば、名殘惜からむ、されば吾兄子は、玉にてもがなあれかしなあ、さらば手に纏持て、見愛つゝ行べきものを、となり、○此は、家持卿より答へられたる歌なるべし

右守大伴宿禰家持。以正稅帳。須入京師。仍作此詞。聊陳相別之歎。

四月二十日。

四月二十日の五字、舊本には本行とせり、今は古本に細書せるに従つ

遊覽布勢水海賦一首短并歌。郡舊江村也。

布勢水海は、自註に云る如し、但し和名抄には、越中國射水郡古江(布留江)郷ありて、布勢と舊江は比郷なるを、水海は舊江に屬るにやあらむ、○在字、舊本有に誤れり、拾穂本に、異本に在と

作るよし見えたり、○舊江村は、下に云、十九にも出。
物能乃敷能。夜蘇等母乃乎能。於毛布度知。許己呂也良武等。宇麻奈米底。宇知久知夫
利乃。之良奈美能。安里蘇爾與須流。之夫多爾能。佐吉多母登保理。麻都太要能。奈我
波麻須義底。宇奈比河波。伎欲吉勢其等爾。宇加波多知。可由吉加久遊岐。見都禮騰母。
會許母安加爾等。布勢能宇彌爾。布禰宇氣須惠底。於伎弊許藝。邊爾已伎見禮婆。奈藝
左爾波。安遲牟良佐和伎。之麻未爾波。許奴禮波奈左吉。許己婆久毛。見乃佐夜氣吉加。
多麻久之氣。布多我彌夜麻爾。波布都多能。由伎波和可禮受。安里我欲比。伊夜登之能
波爾。於母布度知。可久思安蘇婆牟。異麻母見流其等。

許己呂也良武等は、心將遣とて、慰むとて、と云意なり、○宇麻奈米底、此句にて、しばらく絶
て、次の三句を隔て、之夫多爾能云々と云へつゞけて意得べし、澁溪の岬を、馬竝て廻る謂なれば
なり、此處よくせずばまがひぬべし、契沖が、馬ならべてむちうつ、と云意に、つゞけたるなり、と
いへるは、ひがことなり、○宇知久知夫利乃は、契沖も云る如く、彼此觸之なり、浪の彼方此方へ
觸るゝ謂なり、○麻都太要は、下の長歌にも見えて、地名なり、○奈我波麻は、松田江の海濱の、長
長としたるを云なるべし、○宇奈比河波は、和名抄に、越中國射水郡宇納宇奈美、とある地の河な
り、さて此句より下三句は、可由吉加久遊岐をいはむとての序なり、此處よくせずばまがひぬべし、家
持卿の、親、その鶴つかふ業爲またふ由には非ず、すべて鶴をつかふ人は、彼方此方行めぐるものな
れば、たゞ右往左往と云む料のみに、其地の宇納河もて、設け云るなり、○會許母安加爾等は、其

も不飽とて、と云なり、○奈藝左爾波は、渚にはなり、爾波とは、他の處にむかへていふ詞なり、
○之麻未爾波は、島廻にはなり、爾波は、上の如し、○許奴禮は、木末の約りたるなり、木末は、木
之末枝にて、宇禮も、もと末枝の約りたるものなり、○許己婆久毛は、許多もなり、○見乃佐夜氣
吉加は、見ることの清明に面白き哉の意なり、○多麻久之氣已下三句は、往者不別、といはむ料の
序なり、○由伎波和可禮受は、かたぐゝに往別れ去ことはなくしての意なり、○安里我欲比は、在
つゝ往來ての意なり、○於母布度知云々、今の如くに後々も、此衆中思ふ共と遊ぶ、となり、○
異麻母見流其等は、今日の前に見る如くもの意なり、母は、今を主とたて、後の度を客として云
るなり、さればこの毛の辭は、其等の下にめぐらして意得べし、今眼前に見て賞愛む如く、又後の
度も、かやうに遊ぶ、との謂なり、此詞集中に甚多し

布勢能宇美能。意枳都之良奈美。安利我欲比。伊夜登儂能波爾。見都追思努播牟。
歌意は、年毎毎に、在つゝ往來ひ來て、この布勢の海の、冲津白波の面白きけしきを見つゝ、め
で遊ぶ、となり、(略解に、冲つ浪のよせかへるを以て、序とせり、といへるは、あらず)

右守大伴宿禰家持作之。四月廿

四月云々の五字、舊本には本行とせり、今は古本に細書せるに従つ

敬下和遊覽 布勢水海一賦上一首并一絶

一絶は、長歌を賦と書るより、短歌一首を絶句の意に、かくしるせり

治奈美波。佐岐底知里爾伎。宇能波奈波。伊麻曾佐可理等。安之比奇能。夜麻爾毛野布

爾毛。保登等藝須。奈伎之等與米婆。宇知奈妣久。許己呂毛之努爾。曾己乎之母。宇良
胡非之美等。於毛布度知。宇麻宇知牟禮底。多豆佐波理。伊泥多知美禮婆。伊美豆河泊。
美奈刀能須登利。安佐奈藝爾。可多爾安佐里之。思保美底婆。都麻欲比可波須。等母之
伎爾。美都追須疑由伎。之夫多爾能。安里蘇乃佐伎爾。於枳追奈美。余勢久流多麻母。
可多與理爾。可都良爾都久理。伊毛我多米。底爾麻吉母知底。宇良具波之。布勢能美豆
宇彌爾。阿麻夫爾。麻可治加伊奴吉。之路多倍能。蘇泥布理可邊之。阿登毛比底。和
賀己藝由氣婆。乎布能佐伎。波奈知利麻我比。奈伎佐爾波。阿之賀毛佐和伎。佐射禮奈
美。多知底毛爲底母。己藝米具利。美禮登母安可受。安伎佐良婆。毛美知能等伎爾。波
流佐良婆。波奈能佐可利爾。可毛加久母。伎美我麻爾麻等。可久之許會。美母安吉良米
米。多由流比安良米也。

布治奈美波は、藤花は過去、宇之花は全盛と云るにて、波は、此物と彼物と、對偶べて云とときに、
用ふる辭なり、○佐岐底知里爾伎は、開て散にけり、と云が如し、伎は、さきによりしことを、今か
たるてにをはなり、○宇知奈妣久と云るは、心の花鳥に靡き依るを、云なるべし、○曾己乎之母は、
其をしもなり、之母は、多かる物の中を、取出ていふ助辭なり、この山河の風景は、いつと云とり分
もなき中に、卯花、霍公鳥などの盛は、ことにすぐれて、面白き時節ぞ、と思はせむがために云る
辭なり、○宇良胡非之美等は、心戀しさに、と云意なり、等は、助辭なり、○宇麻宇知牟禮底は、馬

打群而にて、馬竝而と云るに同じ、打は例のいひおこす辭なり、(鞭を打意にはあらず、)○多豆佐波
理は、携有なり、○須等利は河洲に住鳥を云、既くいへり、○可多爾安佐里之は、瀧に求食爲にて、
瀧は、干瀧なり、○等母之伎爾は、愛しきの意なり、○可多與理爾は、片寄になり、さてこの一
句は、次句へは連かず、上の於枳追奈美の下に、置かへて意得べし、奥つ浪の片寄に依來る、その
玉藻の意なればなり、○可都良爾都久理は、繭に製なり、さて古のならはしにて、梅柳などはさる
ものにて、藻の類をも、繭に製りて飾りしなり、伊勢物語に、わたつみのかざしにさすといはふ藻
も、とよめるも、古藻の類をも頭刺にし、繭に製れることの有によりて、よめる證なり、○宇良具
波之は、心細にて、心に愛るを云詞なり、此は心細き布勢の海と云意に、其海を愛ていへり、○阿
麻夫爾は、海舟にて、海人が乗舟に乗たるを云、○麻可治加伊奴吉は、眞穢榜貫なり、穢は今
云櫓なり、榜は、今の櫓に似てちひさきものを、今もかいと云、又其象を圖て服章ともせる、此な
り、十八にも、眞可伊可氣、又、眞可伊繁貫とあり、和名抄に、穢使舟捷疾也、和名加遲、また在
旁撥水曰權、字亦作棹、漢語抄云加伊、と見えたり、○蘇泥布理可邊之は、楫榜を取て舟をこぐ
に、袖の翻るを云、○阿登毛比底は、率而なり、既く出、○乎布能佐伎は、地名なり、○波奈知利麻
我比は、卯花の散亂ふをいへり、○佐射禮奈美は、興居をいはむ料の序なり、○多知底毛爲底母は、
興ても居てもにて、さまざまにして見るさまなり、さて此一句は、次の一句を隔て、美禮登母安可
受の上におきて意得べし、漕廻り、立て見居て見れども不飽、とつゞく意なり、○安伎佐良婆云々、
波流佐良婆云々は、末を兼ていへり、○可毛加久母云々は、ともかくにも、君が心任に隨ひて、共
に見つゝ遊ばむの意なり、○麻爾麻等、中院家本、元曆本、古寫小本等には、等を爾と作り、いづれにて

もありぬべし、○美母安吉良米米は、見もし、明らかめせめ、と云意なり、見は、見愛る方にて云、明らかめは、心を晴かする方にて云り、○多由流比安良米也は、絶る日將有やは、絶る日なしに、春秋に遊ぶむの意なり

之良奈美能。與世久流多麻毛。余能安比太母。都藝底民仁許武。吉欲伎波麻備乎。

本二句は、海濱にありふる物を云て、やがて序とせるにて、契沖も云る如く、玉藻の節といひかけたるなるべし、十九に、麿珠藻乃節間毛、とあるに同じつゞけなり、○余能安比太母は、本居氏、世間もにて、生涯もと云意なり、と云るが如し、○波麻備は、濱傍なり、○歌意は、たゞ一日二日のみにて止べきにあらず、わが生涯も絶ることなく續きて、此清くて面白き濱傍を、見に来む、となり

右 掾 大伴宿禰池主作。日追和。

四月云々の七字、舊本には、本行に書り、古本細書せるに従つ

四月二十六日。掾 大伴宿禰池主之館。餞 税帳使守大伴宿禰家持

宴 詞并古歌四首。

餞字、舊本に餞と作るは誤なり、拾穂本に従つ、○并已下五字、古本にはなし

多麻保許乃。美知爾伊泥多知。和可禮奈婆。見奴日佐麻禰美。孤悲思家武可母。

見奴日佐麻禰美(舊本、佐の下に、等字あるは衍なり、今は元曆本、古寫本、古寫小本、拾穂本等に無に従つ)は、佐は、そへ言にて、不見日數多なり、相見ぬ日の數の、多くなるがゆるにの意なり、○歌

意は、道に出發て、京師の方へ別れ去なば、漸相見ぬ日の數の多くなるが故に、いよゝ君が戀しく思はれむか、さても別れ難や、となり、○舊本註に、一云、不見日久彌戀之家牟加母

右一首。大伴宿禰家持作之。

和我勢古我。久爾弊麻之奈婆。保等登藝須。奈可牟佐都奇波。佐夫之家牟可母。

久爾弊麻之奈婆は、税帳使にて、本津國の奈良へおはしましたなば、と云なり、○歌意は、霍公鳥の聲を聞時は、憂をも晴しやるならひなるに、吾兄子が奈良へおはしましたなば、吾はそれとは引かへて、五月に至りて、ほとゝぎすの聲を聞度に、君が此處におはしますなば、共に聞べきにと思ひて、いとど心を苦しめむか、さても別れ難や、となり

右一首。介内藏忌寸繩磨作之。

繩磨は、傳未詳ならず

安禮奈之等。奈和備和我勢故。保登等藝須。奈可牟佐都奇波。多麻乎奴香佐禰。

歌意は、吾無とてわびたまふことなけれ、吾兄子よ、ほとゝぎすの鳴五月になりなば、橘を玉に貫て、心をなくさめ給へかし、となり

右一首。守大伴宿禰家持和。

石川朝臣水通。橘歌一首。

水通は、傳未詳ならず

和我夜度能。花橋乎。波奈其米爾。多麻爾曾安我奴久。麻多婆苦流之美。

波奈其米爾は、契沖、花ともになり、後撰集伊勢が歌に、根ごめに風のふきもこさなむ、とよめるも、根ともに吹おこせよ、といへるなり、花ごめに玉にぬくとは、橘實のあかみて、もてはやすべき比のとほければ、といふこゝろなり、といへり、○歌意は、橘子の熟みて、玉に貫べき頃に至るを待ば、待遠く苦しからむとて、猶花のある中に、花と共に、子を玉に貫ぞ、となり、○此は古歌ながら、當時の興に協ひたれば、誦たるならむ

右一首。傳誦主人大伴宿禰池主云爾。

守大伴宿禰家持館。飲宴歌一首。四月二

美夜故弊爾。多都日知可豆久。安久麻底爾。安比見而由可奈。故布流比於保家牟。

歌意は、京の方に發て趣く日間近くなりぬれば、かくて別れて後、戀しく思ふ日の多からむによりて、今飽足までに、相見てこそゆかめ、となり

立山賦一首并短歌。此山者在

立山、今はたてやまと云ども、古は多知山と唱り、○在字、舊本有と作るは誤なり、類聚抄、拾穂本、古寫小本等に從つ、○新河郡、(河字、官本には川と作り、)和名抄に、越中國新河郡爾布加波、と見えたり、(爾比を爾布といへるは、訛れるなり、)三代實錄に、貞觀九年二月廿七日、越中國正五位上新川神安麻射可流。比奈爾名可加須。古思能奈可。久奴知許登其等。夜麻波之母。之自爾安禮

登毛。加波波之母。佐波爾由氣等毛。須賣加未能。宇之波伎伊麻須。爾比可波能。曾能多知夜麻爾。等許奈都爾。由伎布理之伎底。於婆勢流。可多加比河波能。伎欲吉瀬爾。安佐欲比其等爾。多都奇利能。於毛比須疑米夜。安里我欲比。伊夜登之能播仁。余增能未母。布利佐氣見都都。余呂豆餘能。可多良比具佐等。伊末太見奴。比等爾母都氣牟。於登能未毛。名能未母伎吉底。登母之夫流我禰。

比奈爾名可加須は、夷に名懸すなり、可加須は、契沖、延喜式、紀伊國國懸神社を引たる如し、さて可加須は、懸賜ふと云が如し、山を貴みて、懸たまふ、と云意に云るなり、二卷に、御名爾懸世流飛鳥河、とよめるも、明日香皇女の御名に懸賜へると云なり、十六に、妹之名爾繫有櫻、と云るも、櫻兒と云女名に、懸たまへる櫻と云るにて、皆同意なり、さてこゝは、立山と云名に懸りて、高く秀て立登れるを云なるべし、夷と云に名を懸、と云には非ず、夷國にありて、立山と云名に懸りて、高く立る謂ならむ、○古思能奈可は、越中なり、越中を、常は古思能美知乃中と云を、古はかくも云けるなるべし、○久奴知許登其等は、國內盡なり、五卷に、阿乎爾與斯久奴知許等其等、とよめるに同じ、○之自爾安禮登毛は、繁に雖有にて、多く有どもといふに同じ、○佐波爾由氣等毛は、多に雖逝にて、逝は流れ逝を云、○須賣加未は、此立山に坐す神をさして云るなり、○宇之波伎伊麻須は、主佩坐にて、主として、其地を領坐すを云、古言なり、五卷、六卷、九卷等に出て、既く委註り、○等許奈都爾は、本居氏云、奈都は、能杼と通ひて、等許奈都は、のどかに久しき意なり、草のとなつといふ名も、花ののどかに久しくあるよしの名なり、なでしこも、のどしこにて、同じ

意なり、○於婆勢流は、所帶なり、四言一句なり、帶賜へる、と云が如し、立山の帶る片貝河の謂なり、さて此句より下五句は、序なり、○可多加比河波は、立山の麓の方にある河なるべし、○多都奇利能は、霧の消失るを過ると云ば、思ひ過るをいはむとの序なり、○於毛比須疑米夜は、此山河のあはれさの、一度見れば心留りて、外に思ひ過し難きよしなり、○余増能未母（増字、官本には會と作り、）は、外に耳もといふに同じ、○布利佐氣見都々は、その山の秀て、高く天に進みたる故に、振放仰見乍といふなり、○可多良比具佐等は、語種となり、具佐は、目醒し草、志奴布草などやうに、多く云草にて、種と云が如し、こゝは俗にはなしの種といふに同じ、山河の面白きけしきの、萬代にいひつきかたりつぐべき種とすべくおもはるゝをいへり、○於登能未毛は、山河の勝れたる風景を、人の語る音にばかり聞ても、と云なり、聞は、次句にてすべて云り、○名能未母伎吉底は、名ばかり聞ても、といふが如し、さてこの名は、たゞ山名を云にはあらで、山のすべての儀形をいふなるべし、すべて儀形を名と云こと、上に既に云り、○登母之夫流我禰は、羨しがる料にと、いはむが如し

多加比能。可波能瀬伎欲久。由久美豆能。多由流許登奈久。安里我欲比見牟。歌意、本句は序にて、かくれたるところなし、一卷に、雖見飽奴吉野乃河之常滑乃絶事無久復還見牟

四月二十七日。大伴宿禰家持作之。敬和立山賦一首并一絶。

阿佐比左之。曾我比爾見由流。可無奈我良。彌奈爾於婆勢流。之良久母能。知邊乎於之。和氣。安麻曾會理。多可吉多知夜麻。布由奈都登。和久許等母奈久。之路多倍爾。遊吉波布里於吉底。伊爾之邊遊。阿理吉仁家禮婆。許其志可毛。伊波能可牟佐備。多末伎波流。伊久代經爾家牟。多知底爲底。見禮登毛安夜之。彌爾太可美。多爾乎布可美等。於知多藝都。吉欲伎可敷知爾。安佐左良受。綺利多知和多利。由布佐禮婆。久毛爲多奈毗吉。久毛爲奈須。己許呂毛之努爾。多都奇理能。於毛比須具佐受。由久美豆乃。於等母佐夜氣久。與呂豆余爾。伊比都藝由可牟。加波之多要受波。

阿佐比左之は、（略解に、常見やる所より、朝日のさすに向ひて、見ゆる方なり、といへるは、隠ならず、）背向に所見、といはむとの、まくら詞におけるなるべし、すべて朝日のさす方には、羞明て、直に向ひ難きものなれば、かくつゞけたるなるべし、十四に、可美都氣努麻具波思麻度爾安佐日左指麻伎良波之母奈安利都追見禮婆、とあるも、朝月のさして、目嫌しと云かけたるにて、朝日の方に、直に向ひ難きよしなり、（目嫌は羞明と云に同じ、）故此に准へて、今の趣をもささるべし、

○曾我比爾見由流は、國府の方より、背向に見ゆるを云なるべし、○可無奈我良は、神在隨にて、神とはすなはち此も山をいふなるべし、○彌奈爾於婆勢流(婆字は書たれども、清て唱ふべし)は、御名に所負にて、此山の高く秀て、天に進り立るゆるに、立山と御名に負せ賜へる、といふなるべし、○之良久母能云々は、高く秀たる形容をいへり、○安麻會々理は、天進にて、天に進み登りて高きを云、古事記に火須勢理命とあるを、書紀には、火關降命、(註に、火關降此云ニ褒能須素里、)とあり、その一書には、火酢芹命と記し、又一書には、火進命と見えて、須勢理、須會理、會々理、須々理、須々美、と云も、皆同言なり、(今俗に、人の心の浮立進むを、そゝると云も、同じ言なり、)と本居氏云り、此集九卷菟原處女墓の長歌に、鷹八燎須酒師競、とよめる須酒師も同言にて、進み競ふ意なるを、合考べし、(須々理とも、須々師とも用くは、離を波奈理とも、波奈師とも用かし言と、全同例なり、)○阿里吉仁家禮婆は、在來にければなり、○許其志可毛は、凝々し哉にて、三卷に、島山之宜國跡、極此疑伊豫能高嶺乃云々、とある歌に委註り、○伊波能可牟佐備は、嶺之神然備にて、嶺の神々しく物ふりたるを云り、○多末伎波流は、代といはむとの枕詞なり、○彌禰太可美は、峯が高さにの意なり、さて此句より下八句は、心も之努に思ひ過さず、をいはむとの下形なり、○多爾乎布可美等は、谷が深さにの意にて、等は助辭なり、峯高く谷が深さに、遠く激り落る水の清きさまなり、○吉欲伎可敷知爾は、清河内になり、河内は、可多加比河の廻れる處を云、○久毛爲多奈毗吉は、雲霏霏なり、爲はたゞそへたる言にて、居る意にあらず、既く云り、○久毛爲奈須は、如雲と云に同じ、さて次句につゞける意は、雲の靡くが如く、心のしぬゝに萎やぎ靡くよしなり、○由久美豆乃と云より、結句までの意は、此河の絶ずてに在るならば、必遊覽して愛べ

き地ぞと云ことを、萬代までも、たしかにいひ續往べきものぞとなり、○於等母佐夜氣久は、音も清くにて、清くとは、人の音なひいひ傳ふることの、慥なる意なり
多知夜麻爾。布里於家流由伎能。等許奈都爾。氣受底和多流波。可無奈我良等會。
可無奈我良等會は、(上に、加武賀良奈良之、とあるも、武の下に奈字脱たるものにて、今の同言なること、彼所にいへる如し、)神在隨とてぞ、と云意なり、此も神は、すなはち山をさして云こと、上に出たる歌と同じ、○歌意は、立山に、零置有雪の、とこしへに消ずして、年月を在わたるは、其山の神しく靈なる神にてましますがまゝにて、然有とぞ、となり
於知多藝都。可多加比我波能。多延奴期等。伊麻見流比等母。夜麻受可欲波牟。
歌意は、今かく來て見る人々も、河流の不絶如く、いつまでも常に通ひ來て、見はやすむ、となり
右 掾 大伴宿禰池主和之。四月廿八日
四月云々の五字、舊本には本行とせり、前後の例のまゝに、細書せり
入 京 漸近。悲 情 難 撥。述 懷 歌 一首并 一 絶。
可伎加蘇布。敷多我美夜麻爾。可牟佐備底。多底流都我能奇。毛等母延毛。於夜自得伎波爾。波之伎與之。和我世乃伎美乎。安佐左良受。安比底許登騰比。由希佐禮婆。手多豆佐波利底。伊美豆河波。吉欲伎可布知爾。伊泥多知底。和我多知彌禮婆。安由能加是。伊多久之布氣婆。美奈刀爾波。之良奈美多可彌。都麻欲夫等。須騰理波佐和久。安之可

流等。安麻乃乎夫禰波。伊里延許具。加遲能於等多可之。曾己乎之毛。安夜爾登母志美。之怒比都追。安蘇夫佐香理乎。須賣呂伎能。乎須久爾奈禮婆。美許登母知。多知和可禮。奈婆。於久禮多流。吉民波安禮騰母。多麻保許乃。美知由久和禮播。之良久毛能。多奈。妣久夜麻乎。伊波禰布美。古要弊奈利奈婆。孤悲之家久。氣乃奈我氣牟會。則許母倍婆。許己呂志伊多思。保等登藝須。許惠爾安倍奴久。多麻爾母我。手爾麻吉毛知底。安佐欲比爾。見都追由可牟乎。於伎底伊加婆乎思。

可伎加蘇布は、二と云言にかゝる枕詞なり、可伎は、手して物する事に、そへいふ辭なり、指を折て、一、二幾許、と數ふる意につゞけたり、八卷に、秋野咲有花乎指折可伎數者七種花、○可牟佐備底は、糶の年を経て、物ふり神々しきを云、○毛等母延毛は、幹も枝もなり、さて此は、契沖も云る如く、幹枝は、大伴氏の嫡庶に比へて、家持卿自を幹とし、池主を枝としてよめりと見ゆ、さて糶木をしも、ことに取出たるは、集中に、糶木之彌續嗣爾、とよみなれたるうへ、常磐木にて、枝葉繁茂るものなれば、家の久しきを、祝意を含めて云るにこそ、○於夜自得伎波爾は、同常磐にて、常磐は、もと磐をいふより出て、物の堅くて常に不變を、何にても云言なり、○和我世乃伎美は、池主をさせり、○安佐左良受は、朝不離にて、此上にも見ゆ、集中に多き詞なり、毎日といふ意に用たり、○安比底許登騰比は、會而言語なり、言語は、物言といふに同意なり、○安由能加是は、下の歌の自註に、越俗語、東風謂之安由乃可是也、とあり、今も安以乃可是と云由、契沖云り、(毛詩に習々谷風云々、註に、谷風東風也、とあり、この谷風を、アユノカゼと、むかしの博

士の訓るを思へば、越俗より出て、京人なども、しかいへるにや、○曾己乎之毛は、其をしもなり、之毛は、多かる物の中を、とり出していふ辭なり、○安夜爾登母志美は、奇に愛しさに、と云意なり、○之怒比都追は、賞乍といはむが如し、○安蘇夫佐香理乎は、遊盛をにて、遊ぶ最中を、と云が如し、此上に、加欲敷浪牟時盛乎、多伊豆良爾須具之夜里都禮、とあり、○乎須久爾は、食國なり、○美許登母知は、御言持なり、すべて官事を取行ふは、天皇の大命を承賜り、戴持てものすれば、いへり、持は次の長歌に、乎須久爾能許等登里毛知底、とある、持に同じ、又司また宰を、ミコトモチと云も、同じ意の名ぞ、○吉民波安禮騰母は、君はさて雖在、といふ意なり、君は池主をさす、安禮騰母は、二卷に、君名者雖有吾名之惜毛、とよめる、雖有に同じ、互に相別の悲はなきにしもあらず、されど吾歎にくらべては、君はなほ堪忍ばるべくもあれど、といふが如し、古要弊奈利奈婆は、越隔りなばなり、○氣乃奈我家牟會は、月日の間の、長からむぞ、と云なり、○會許母倍婆は、其を思へばなり、○許惠爾安倍奴久は、聲に令合貫なり、霍公鳥の鳴ころ、橋を玉に貫故に、令合貫とよめり、八卷に、霍公鳥痛莫鳴汝音乎五月玉爾相貫左右二、とあり、○多麻爾母我は、玉にもがなあれかしの意なり、此上に、和我勢故波多麻爾母我毛奈手爾麻伎底見都追由加牟乎於吉底伊加婆乎思、とあり、此によめる多麻は、續命縷なり、○於伎底伊加婆乎思は、遺し置て往ば惜からむとなり、上にもあり

和我勢故婆。多麻爾母我毛奈。保等登伎須。許惠爾安倍奴伎。手爾麻伎底由加牟。歌意は、吾兄子は、續命縷にてもがなあれかしな、さらば霍公鳥の聲に令合貫て、手に纏持て、賞つゝ行べきをとなり

右大伴宿禰家持贈二 掾 大伴宿禰池主 卅日 四月
忽見二入京述懷之作 生 別悲兮 斷腸萬回 怨緒難禁 聊奉所心 一首并
絶

兮字、元曆本に、号と作るは、非なるべし

安遠爾與之。奈良乎伎波奈禮。阿麻射可流。比奈爾波安禮登。和賀勢故乎。見都追志乎
禮婆。於毛比夜流。許等母安利之乎。於保伎美乃。美許等可之古美。乎須久爾能。許等
登里毛知底。和可久佐能。安由比多豆久利。無良等理能。安佐太知伊奈婆。於久禮多流。
阿禮也可奈之伎。多妣爾由久。伎美可母孤悲無。於毛布蘇良。夜須久安良禰婆。奈氣可
久乎。等騰米毛可禰底。見和多勢婆。宇能波奈夜麻乃。保等登藝須。禰能未之奈可由。
安佐疑理能。美太流流許己呂。許登爾伊泥底。伊波婆由遊思美。刀奈美夜麻。多牟能
可味爾。奴佐麻都里。安我許比能麻久。波之家夜之。吉美賀多太可乎。麻佐吉久毛。安
里多母等保利。都奇多多婆。等伎毛可波佐受。奈泥之故我。波奈乃佐可里爾。阿比見之
米等曾。

和賀勢故は、家持卿をさせり、○於毛比夜流は、憂思を遺失ふを云て、慰む意なり、○許等母安利
之乎は、事も有し物をの意なり、田舎の旅居の、なべては物憂かる中にも、又吾兄子を相見つゝ居
れば、慰む事もありし謂なり、母の辭味ふべし、○許等登里毛知底は、官事を執持て、と云なり、登

里毛知は、古事記に、思金神者、取持前事、爲政、十八に、於保伎見能末伎能末爾等里毛知底都
可布流久爾能、三代實錄廿九詔に、右大臣藤原朝臣波、内外乃政乎取持天、勤仕奉己止夙夜不
懈、などあるに同じ、○和可久佐能は、枕詞なるべし、(略解に、足結は、和名抄に、行纏唐式云、
諸府衛士、人別行纏一具、本朝式云、脛巾、俗云波々支、新抄本草云、菡、和名以知比、今俗編菡
爲行纏、故附出、とある、此類にて、草もてはゞきを作れば、若草の足結といふなり、と云れど、い
かゞ、若芽の草は、いと弱く軟にて、足結の類には、製りがたかるべきをや、且足結は、行纏、脛
巾などとは異なる物にて、袴をかゝけて、膝のあたりにて結固むる帯を云こと、きこえたれば、若
草にて製らむこと、いよくいかゞなり、なほ足結のことは、七上に既く委云り、今按に、此は若草の
脆といふ意につゞけたる歟、安由布は、即脆く柔なる事を云言とおぼえたり、さるは字書に、脆字
を註して、小奠、易斷曰脆、とある意にて、若芽の草の柔に脆きより、つゞけたるならむ、さてそ
の安由布を、安由久とも用かし云しなるべし、志奴布を、志奴久とも用かすと、同例なり、廿卷に、
以母加去々里波阿用久奈米加母、とある、阿用久も、脆くにて、もろき意ときこゆればなり、され
ば安由布、安用布、安由久、安用久など通し用かして、同言とおもはるゝなり、かくて危く、危ぶむな
ど云なるも、もこの安由布より出たるならむ、稽考べし、○安由比多豆久利とは、安由比は、脚帶
にて、既く註り、多豆久利は、(略解に、手して作ればいふ、と云るは、あらず、此は旅發時のさま
を云る處なれば、さる時に臨て、脚帶を頓に製るべきにあらず)手装にて、手はそへたる辭、豆久
利は、豆久羅比と云に同じ、(羅比切利)皇極天皇紀歌に、野麻騰能飢斯能毘稜栖鳴倭拖羅騰阿庸
比拖豆短梨舉始豆短羅符母、とあるも、脚帶を装ひて、河瀬を渡らむとするさまを云るを、思合べし、

今の歌は、即此歌によれるものなり、○無良等理能は、まくら詞なり、○安佐太知伊奈婆は、旅はいつも朝とく發ものなればいへり、今は古事記八千矛神御歌を、まねびたり、○於久禮多流云々、伎美可母孤悲無（四句）は、遺れ居る吾が、君を慕ふ心が、悲しかるべき歎、旅に行君が、吾を戀しく思ふ心の悲しかるべき歎、さても吾が君を慕ひ思ふ心には、くらべざるしかるべし、其ゆるは、吾は思ふ空不安云々、といふ意につゞけたるなるべし、上の家持卿歌に、於久禮多流吉民波安禮騰母、と云に應へたり、○奈氣可久乎は、歎くをの仰りたるにて、歎く事といふ意なり、うくつらくを、うけくつらくなど云類なり、○宇能波奈夜麻は、契沖云、只卯花の多くさける山を、おしていへり、上に、うの花のほへる山、とよめるが如し、第十にも、うの花山とも、うの花へからともよめり、○禰能未之奈可由は、哭耳し所泣にて、之は、その一すぢに泣る、よしをいふ辭なり、奈可由は、泣ると云に同じ、○安佐疑理能は、枕詞なり、すべて霧は、散に亂れたなびくものなれば、亂といはむ料なり、○伊波婆由遊思美は、言ば忌々しからむとて、と云なり、打出してことごとくしく言ば、忌憚らしからむとて、黙止居る謂なり、○刀奈美夜麻は、和名抄に、越中國礪波郡、とあり、そこに、名高き山なり、○多牟氣能可味は、山の頂上に坐て、旅行を守坐神なり、和名抄に、唐韻云、禰道上祭、一云道神也、和名太無介乃加美、とあり、又三代實録に、元慶二年五月八日、授越中國手向神從五位下、とあるは、こゝの手向に坐神にや、猶尋ぬべし、さて多牟氣と云は、もと、山の坂路の頂上にては、越行人の、旅路の平安からむことを祈て、神に手向するより云ことにて、今俗に、これを峠と云は、すなはち多牟氣の音便に類れたるものなり、三卷に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者、とあるも、寧樂山の峠をいへるなり、かくて十五に、美

故之治能多武氣爾多知豆、と見えたと、六卷に、大伴坂上郎女の相坂山の上にて、木綿疊手向乃山、とよまれたると、さて今の歌などを考合するに、何の山にまれ、越行人の坂路の頂上にて、手向する地をいへりしことなるを、寧樂山の手向は、古よりことに名高く、誰も必彼處にて、手向することにはまりたるが故に、後には山名となりしとおぼえて、古今集羈旅に、朱雀院の寧樂におはしましける時に、手向山にてよめる、菅原朝臣、此たびは幣も取あへず手向山云々、と見えたり、なほ三卷上にも、委云り、○安我許比能麻久は、吾乞祈くにて、能麻久は即祈の延りたる言にて、いふることなり、こゝは、吾乞いのるやうは、と云意なり、○波之家夜之吉美賀多太可乎、此二句は、次の六句を隔て、結句の上におきて意得べし、君が多太可を令相見とぞ、と云意につゞきたればなり、多太可は、既くあまた見えたり、○麻佐吉久母は、眞幸くもなり、○安里多母等保利は、在手廻なり、在廻といはむが如し、年月と共に、在在て廻り逢むの意なり、○等伎毛可波佐受は、時も不令易にて、來年の此時にあたるほどを過ぎおして、と謂なり、續後紀十卷に、五月詔曰云々、時毛換左須甘雨令零賜倍止、○阿比見之米等會、上の安我許比能麻久に應へたり、吾乞祈るやうは云々、瞿麥の花の盛なる時に、令相見給へとぞ、となり、三卷に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者妹乎目不離相見染跡衣

多麻保許能。美知能可未多知。麻比波勢牟。安賀於毛布伎美乎。奈都可之美勢余。麻比波勢牟は、幣者將爲なり、(すなはち麻比は、賄賂の麻比なり、麻比奈比と云奈比は、トをト奈比、商を商奈比など云ことく、活用かぬ言に付て、用かす言なり、さて後世は、理ならぬ物を贈

るを、麻比奈比と云ことなれど、古にいへるは、それにはあらず、俗に云捧物を、麻比といへるなり、○奈都可之美勢余は、奈都可之牟とは、親しみ愛しむを云言にて、愛み賜ひて、恙無らむことを護らしめ給へ、となり、伊勢物語に、わがせしがごとうるはしみせよ、とよめるに同じ語勢なり、○歌意は、旅行の道路に座ます神々等に、捧物して申さむぞ、吾思君を愛しみ賜ひて、恙無らむことを、護らしめ給へよ、となり、此上大伴坂上郎女の歌に、美知乃奈加久爾都美可未波多妣由伎母之思良奴伎美乎米具美多麻波奈、契沖云、此歌は、大かた上の郎女の歌を取てよまれたり、當時の妙手人のしたはれたること、みるべし

宇良故非之。和賀勢能伎美波。奈泥之故我。波奈爾毛我母奈。安佐奈佐奈見牟。

宇良故非之は、心戀しきといふ意なり、○波奈爾毛我母奈は、花にてもがなあれかしな、と云意なり、○歌意、かくれたるところなし、三卷に、石竹之共花爾毛我朝旦手取持而不戀日將無

右大伴宿禰池主。報贈和歌。五月二日。

二日、目錄に五日と作るは、用べからず

思二放逸鷹。夢見感悅。作歌一首并短歌。

悦字、定家卿萬事には、働と作り

大王乃。等保能美可度等。美雪落。越登名爾於弊流。安麻射可流。比奈爾之安禮婆。山高美。河登保之呂思。野乎比呂美。久佐許曾之既吉。安由波之流。奈都能左加利等之。

麻都等里。鶺鴒我登母波。由久加波乃。伎欲吉瀨其登爾。可賀里左之。奈豆左比能保流。露霜乃。安伎爾伊多禮波。野毛佐波爾。等里須太家里等。麻須良乎能。登母伊射奈比底。多加波之母。安麻多安禮等母。矢形尾乃。安我大黑爾。鷹之名也。之良奴里能。鈴登里都氣底。朝猶爾。伊保都登里多底。暮猶爾。知登理布美多底。於敷其等爾。由流須許等奈久。手放毛。乎知母可夜須伎。許禮乎於伎底。麻多波安里我多之。左奈良弊流。多可波奈家牟等。情爾波。於毛比保許里底。惠麻比都追。和多流安比太爾。多夫禮多流。之許都於吉奈乃。許登太爾母。吾爾波都氣受。等乃具母利。安米能布流日乎。等我理須等。名乃未乎能里底。三島野乎。曾我比爾見都追。二上。山登妣古要底。久母我久理。可氣理伊爾伎等。可弊理伎底。之波夫禮都具禮。呼久餘思乃。曾許爾奈家禮婆。伊敷須弊能。多騰伎乎之良爾。心爾波。火佐倍毛要都追。於母比孤悲。伊伎豆吉安麻利。氣太之久毛。安布許等安里也等。安之比奇能。乎底母許乃毛爾。等奈美波里。母利弊乎須惠底。知波夜夫流。神社爾。底流鏡。之都爾等里蘇倍。己比能美底。安我麻都等吉爾。乎登賣良我。伊米爾都具良久。奈我古敷流。曾能保追多加波。麻都太要乃。波麻由伎具良之。都奈之等流。比美乃江過底。多古能之麻。等比多毛登保里。安之我母能。須太久舊江爾。乎等都日毛。伎能敷母安里追。知加久安良波。伊麻布都未。等保久安良婆。奈奴可乃宇知波。須藝米也母。伎奈牟和我勢故。禰毛許呂爾。奈孤悲曾余等曾。伊麻爾

都氣都流。

等保能美可度等、等字、舊本に、曾と作るは誤なり、今例に據て改つ、三卷に、大王能遠乃朝廷等、
 蟻通鳥門乎見者神代之所念、五卷長歌に、大王能等保乃朝廷等、斯良農比筑紫國爾、泣子那須斯多
 比根摩斯提云々、十五に、須賣呂伎能等保能朝廷等、可良國爾和多流和我世波云々、十八に、於保
 伎見能等保能美可等々、未伎太末不官乃末爾末、美由伎布流古之爾久太利來云々、廿卷に、天皇乃等
 保能朝廷等、之良奴日筑紫國波云々、などあり、これらによりて、必等の誤なることを知つ、曾と
 ありては、語と、のはぬことなり、遠之朝廷は、三卷に既く委註り、此は越中國府をさして云り、
 等は、とある、或はとありて、とも云意に用たり、此はとあるの意なり、○美雪落云々は、御雪落
 の詞、名に負有と云に係りて御雪落越と、古より名に負持來しごとく、雪深き夷の國にてあれば、と
 云意なり、○山高美は、山高くして、と云意なり、この美は、次の野乎比呂美の美とは、用ひさま
 いさゝか異れり、此言の事、既く委註り、○河登保之呂思は、三卷に明日香能舊京師者、山高三河登
 保志呂之、とある處に註り、○野乎呂比美は、野が廣さの意なり、○久佐許會之既吉、此許會、と云
 て、吉と結る例、一卷に委註り、○安山波之流奈都能左加利等は、漢籍にて、所謂盛夏の義にあら
 ず、夏の鮎走る盛、といはむが如し、○之麻都等里は、まくら詞なり、鶺鴒はもはら海島に棲ものなれ
 ば、鳥つ鳥鶺鴒といひかけたるなり、庭つ鳥鶺鴒、野つ鳥雉、奥つ鳥鶺鴒、などよめると同例なり、十九
 に、鳥津鳥鶺鴒等母奈倍、古事記神武天皇大御歌に、志麻都登理宇加比賀登母、とあり、和名抄に、
 辨色立成云、大曰鶺鴒、日本紀私記云志万豆止利、小曰鶺鴒、俗云宇、と見ゆ、此に大小を以て、鳥
 つ鳥と、宇とを分てるは非なり、又宇を俗云としるせるも、いかにぞや、かゝれば、や、後には、う

けはりたる鳥名となれり、と聞えたるを、古はたゞ枕詞にのみ云り、猶品物解に委云り、○登母は、
 伴にて、ともがらを云、○可賀里左之は、和名抄に、漢書陳勝傳云、夜篝火、師說云、比乎加々利爾須、
 按、漁者以鐵作篝、盛火照、水者名之、此類乎、とあり、左之は、篝火を照を云、○奈豆左比能保流
 は、浪濱傍沂なり、○露霜乃は、秋のまくら詞なり、○等里須大家里等は、鳥多集有となり、七卷
 に、鳥者簀竹跡君者音文不爲、十一に、葦鳴之多集池水雖溢、伊勢物語に、むぐらおひておれたる
 やどのうれたきはかりにもおにのすだくなりけり、などあり、さて此にいへる鳥は、もはら鶺鴒、雉
 の類を云り、○多加波之母は、鷹者しもなり、之母は、多かる物の中を、とり出ていふ助辭なり、○
 矢形尾は、袖中抄に、やかたをとほ、鷹の相經には、屋像尾、町方尾、とて、二の様をあげたり、や
 かたとは、屋の棟のやうにさがりふにきりたるを云、町かたとは、田の町のやうに、よこざまに、う
 るはしうきりたるなるべし、古歌云、もがみ山すかけし日より心して生したてたる屋像尾の鷹、と見
 えたり、禰津松鷗軒記に、屋形尾と云は、尾の數十三有、尾のふの切様八文字なり、三ふきりに、だ
 むだむしろく、ごますりのごとく、星有べし、といへり、忠峯集に、山ふかみすかけせしより心ありて
 まもりかへけるやかたをの鷹、詞花集、最嚴法師、みかりの、しはしの戀はさもあらばあれそり果
 ぬるかやかたをの鷹、今按に、此に矢形と書るは、借字にて、屋像の義なり、〔頭註、白鷹記、尾はや
 て、だんだん〕○安我大黒とは、安我は吾にて、親辭、大黒は註に、蒼鷹之名也、とある如く、鷹に負
 せたる名なり、馬犬猫の類、みな人家に畜ふものには、名をつけしこと、古より例ありて、その事か
 たゞに見えたり、十六に、ぬば玉のひだの大黒みるごとに、こせの小黒しおもほゆるかも、これ
 も馬名を云るなるべし、平城天皇の御鷹を、磐手と名づけしこと、大和物語に見えて、下に引り、○

之良奴里能鈴は、銀砂焼付たるなるべしと云り、延喜式三卷、八十鳥祭料註文の中に、白塗鈴八十口、とあり、又顯宗天皇紀に、繩端懸鐸、垂仁天皇紀に、鐸石別命、和名抄に、楊氏漢語抄云、鈴子須々、三禮圖云、鐸今之鈴、とあり、奴里泥の奴里も、自奴里の奴里に同じきにや、〔頭註、歌袋、しらねりのすい、白くぬりたるにや、又は白銀などしてつくれるを、しかみたる、白塗といふに〕○朝搦爾云々、暮搦爾云々、一卷に、朝搦爾今立須良之、暮搦爾今他田渚良之、とあるを初にて、かくさまに、朝暮の獵を云ること多し、○伊保都登里多底は、五百津鳥令立にて、五百津は、數の多きを云、令立は、鳥のふしかくれたるをおどろかし、令立て、鷹をあはするなり、○知登理布美多底は、千鳥令踏立なり、千鳥も、數多き鳥を云、十六に、百千鳥千鳥者雖來、六卷に、朝搦爾十六履起、夕狩爾十里踏立、○於敷其等爾は、毎逐なり、○由流須許等奈久は、無免にて、放てば追、追ば必獲るを云、雄略天皇紀に、二年冬十月丙子、幸御馬瀨、命人縱獵、凌重嶽赴長葬、未及移影、獮什七八每獵、大獲鳥獸將盡、とあり、此處に考合すべし、○手放毛云々は、鳥にあはする時、手許をはなれて行こと易きを云、十四に、佐伎母理爾多知之安佐氣乃可奈刀低爾手婆奈禮乎思美奈吉思兒良波母、これ物はかはれども、同言なり、又後京極殿鷹三百首に、たばなしの鷹の心を春かけてまけかちおほみよくやつかはむ、これに依ば、こゝもタバナンモと訓べきか、〔頭註、歌袋、西園よりいたばな〕○乎知母可夜須伎とは、乎知は乎知還り鳴など、多くよめる乎知にて、何にても、しぬれば云々、○乎知母可夜須伎とは、乎知は乎知還り鳴など、多くよめる乎知にて、何にても、本の處へかへり來るを云言なり、可夜須伎は、易きにて、可は、集中に、可青、可黒、可縁など云る類にて、そへたる辭なり、源氏物語にも、可易き、可弱きなど云り、さて手許を放ること、手許へ還り來ること、易く速なる鷹にて、能の逸れてよきをいへり、〔頭註、和訓栞、埃壘抄に、欽明

訓せり、印本には、やすら〕○許禮乎於伎底は此を除而なり、○麻多波安里我多之は、又者難在なり、かにとよめり、古點にや、○左奈良弊流は、指竝有なるべし、(弊字は書たれども、なほ濁るべし、習有にはあらざるべし、)此大黒に指竝ぶべき鷹は、又無むとおもひ誇るなり、○情爾波は、他の心はしらず、吾情には云々、といへるなり、爾波とは、他物に對へて云詞なればなり、○於毛比保許里底は、思誇而なり、五卷に、安禮乎於伎巨人者安良自等富己呂倍騰云々、○惠麻比都追は、啖乍なり、自得して、悦びほこるさまなり、○和多流安比太爾に、月日を経渡る間になり、○多夫禮多流は、狂而在なり、齊明天皇紀に、狂心、續紀廿卷詔に、狂迷遍流、頑奈留、奴心乎波云々、また、惡逆在、奴久奈多夫禮麻度比奈良麻呂、古麻呂等伊云々、久奈多夫禮良爾、所註、百姓波云々、○之許都於吉奈は、醜津翁にて、醜は、しこのますらを、しこほとゝぎす、しこのし草の類にて、惡み罵て云稱なり、翁は山田、史君麻呂をさせり、下註に見たり、〔頭註、推古天皇紀、二十年、是歲自百濟國有化來者、其面身皆斑白、惡臣之斑皮者、白斑牛馬、不可畜於國中、亦臣有少才、能構山嶽之形、其留臣而用則爲國有利、何空之棄海鳥耶、於是聽其辭、以不棄、仍令構須彌山形、及吳橋於南殿、時人號其人曰、路子工、亦名芝普摩呂、〕○許等太爾母云々は、言をなりとも、告知すべき理なるに、然とも吾には不告と云にて、言とは巨細なることを、しかぐと斷て言意にて、この吾が逸物の鷹をすて出ることを、よくつまびらかに、告ざりしなるべし、○等乃具母利は、棚疊と云に同じ、既く出つ、○名乃未乎能里底は、鳥狩すると云ことを、大やうに告たるのみにての意なり、名とは、その謂をさして云、さてこの詞にて見れば、ふつに告ざるにはあらざれども、鷹の惜まるゝ意より、悔恨る由をつよく云るなり、さて此句の下に、狩に出たるよしを略きて、含ませたり、○三島野は、和名抄に、射水郡三島、○可氣理伊爾伎等は、翔り去けりと云にて、鷹のそれたるを云、伎は、さきによりしことを、今かたるてにをはなり、○

之波夫禮都具禮は、咳告ればの意なり、老人のいひ出むやうなく、かなしく心にせまり、しはぶ
きまはり告るさま、みるやうによみなされたり、○呼久餘思乃は、招術之と云が如し、招とは、まね
きよすることなり、古事記上卷天降條に、於是副賜其遠岐斯八尺勾璣鏡云々、而詔者云々、(これ天
照大御神の、天の石屋戸に隠り坐しとき、まねきよせ奉りし璣鏡を云るなり)神代紀に、風招をカ
ザヲキとよめり、十九に、月立之日欲里乎伎都追敲自奴比麻低騰伎奈可奴霍公鳥可毛、拾遺集に、は
したかのをきゑにせむとかまへたる云々、とあるも、招餌なり、媒鳥を乎等利と云も、(和名抄に見
ゆ)招鳥の義なるべし、餘思は、後に、人づてならでいふよしもがな、といへる餘思にて、術のこと
なり、集中にはいと多き詞なり、三卷に、衣手乃別今夜從妹毛吾母甚戀名相因乎奈美、といへる
類、其なり、○曾許爾奈家禮婆は、其に無ればなり、○伊敷須弊乃云々、鷹のそれたることを聞、あ
きて物もいはれぬさまなり、大和物語に、おなじみかど、(平城天皇)かりいとかしこくこのみ給う
けり、みちの國いはでの郡より奉れる御鷹、よになくかしかりければ、になうおぼして、御手たかに
し給うけり、名をばいはでとなむつけ給へりける、それをかのみちに心ありて、つかうまつり給ける、
大納言にあづけ給へり、いかゞし給ひけむ、そらし給うてけり、心きもをまどはしてもとむるに、さ
らに見出ず、いかゞせむとて、内にまゐり、御鷹のうせたるよしを奏し給ふに、みかど物もの給は
せず、云々、此御鷹のもとむるに侍らぬこと、いかさまにも侍らむ、などか仰事したまはぬ、と
奏し給ふときに、みかど、いはでおもふぞいふにまされる、との給ひけり、かくのみの給はせて、こと
事もの給はざりけり、御心に、いとふかひなく、をしくおぼさるゝになむ有ける、此物語のやう、
今の歌をまねびて、かけるにやあらむ、○火佐倍毛要都追は、思ひ焦るゝさまなり、集中に、思曾

所焼など云る類なり、七卷には、冬隱春乃大野乎恒人者焼不足香毛吾情熾、ともあり、今は腹立
のさまなり、○伊伎豆伎安麻利は、息衝餘にて、息衝は、ため息をつくことなり、○氣太之久毛は、
若もといふがごとし、○安布許等安里也等は、もとめ逢ことあらむかと、いふ意なり、○安之比奇能、
此は枕詞を、即山のこととしてよめり、菅原大臣の、あしひきのこなたかなたに道はあれど、とよ
み給へるに同じ、○乎底母許乃毛爾は、彼面此面になり、十四に、安思我良能乎底毛許乃母、とも、
筑波爾乃乎氏毛許能母、ともよめり、○等奈美波里は、鳥網張なり、十三に、鳥網張坂手過、とも
見ゆ、鳥之網の縮れるなり、(ア)はナと約れり、和名抄には、爾雅曰、鳥罟謂之羅、和名度利阿美、
とあり、○母利弊乎須惠底は、守部を居而なり、(弊)の清音の字をば書たれども、濁るべし、鷹のも
しやかへると見せしむるなり、○底流鏡は、照鏡にて、明鏡を云、○之都爾等里蘇倍は、倭文に取
副なり、明鏡を倭文幣に取そへて、神に奉るなり、○己比能美底は、乞祈而なり、○乎登賣良我伊
米爾都具良久は、夢に少女のありて告るやうは、といふが如し、夢に何處ともなく少女の入來て告
るさまなり、即かの祈申せし神の靈の、少女と化て、夢に見え給ふよしなり、○奈我古數流は、汝之戀
るなり、○保追多加は、秀津鷹にて、秀逸れたる鷹を云、秀は、木の秀枝、相撲の最手など云が如
し、土佐國の最御崎も、秀れてさし出たる岬なれば、云るにて同じ、○麻都太要は、地名、上に出、
○都奈之等流は、鯛漁なり、鯛は、品物解に云、○此美乃江は、射水郡にある地名なり、平家物語
七卷、俱梨伽羅落しの條に、こゝに氷見の湊を渡らむと爲給ひけるが、折節潮満て、深さ淺さを知
ざりければ、木曾殿まづ策に、鞍おき馬十疋計おひ入られたりければ、くらづめひたる程にて、相
違なく、向ひの岸にぞつきにける、○多古能之麻、(これも射水郡にあり)十八に、多胡乃佐伎、十

九に、多祜乃浦、とよめる處の島なり、○等妣多毛登保里は、飛廻りなり、多はそへたる詞なり、○安之我母能云々、十一に、葦鳴之多集池水雖溢云々、○舊江は、和名抄に、射水郡古江布留江とあり、上にも見えたり、左の傳註には、即古江と書せり、○乎等郡日は、彼津日にて、一昨日を云、上に出たり、○知加久安良波云々、十三長歌に、久有者今七日許、早有者今二日許、將有等會君者聞之二二勿戀吾妹、今の歌は、此歌にもとづきて、よまれたるならむ、八卷に、吾屋前乃芽子花咲見來益今二日許有將落、とも見ゆ、○伊麻布都可太未（未字、元曆本には米と作り、其を用ふべきか、今世暮うつ人の詞に、間の事を太米といへり、それと同じきにや、）は、岡部氏云、北國にては、いくらばかりと云事を、いくらだみと云といへり、然らば二日ばかりなり、といへり、これに従べし、家持卿、越國の俗語のまゝに、東風を阿由乃風ともよまれたれば、此も古より、彼國の俗語をそのまゝに、よまれたるなるべし、（略解に、春海が、未は爾の誤か、といへる、ふしいへれど、太爾と云べき所にあらず、）○奈奴可乃字知波云々、九卷に、吾去者七日不過龍田彦、勤此花乎風爾莫落、○伎奈牟和我勢故は、將來吾兄子よ、と云意なり、將來は應のかへり來なむ、となり、○伊麻爾都氣都流は、麻は米の誤なり、と岡部氏の云る如し、夢に告つるなり

矢形尾能。多加乎手爾須惠。美之麻野爾。可良奴日麻爾久。都奇會倍爾家流。

歌意は、應の歸り來らぬゆる、三島野にて、獵せぬ日の數多くして、むなしく月日をぞ過しつる、となり

二上能。乎底母許能母爾。安美佐之底。安我麻都多可乎。伊米爾都氣追母。

伊米爾都氣追母は、夢に告つて、母は歎息辭なり、○歌意は、二上山の彼面此面に、網張設て吾

待居鷹の、幾程なく歸り來らむ、と夢に告つるは、さてもうれしや、となり

麻追我弊里。之比爾底安禮可母。佐夜麻太乃。乎治我其日爾。母等米安波受家牟。

本二句は、九卷に、松反四臂而有八羽三栗中上不來麻呂等言八子、とあるに同じく、松反は強の枕詞とは聞えたれど、如何なることにて、然いふと云所由を、未詳には辨得ず、なほ九卷に云たるをも、照見て考べし、○佐夜麻太乃乎治は、佐はそへたる辭なり、山田の翁にて君麻呂をさして云り、○母等米安波受家牟は、求め相ざりけむ、と謂なり、○歌意は、（略解に、待は却て強事なるか、山田の翁が、手放しつる日に求めども、鷹にあはざりけむ、といふ意なるべし、といへれど、もしさる謂ならば、安流可母と云べき例にこそあれ、すべて古言の用例の例を見集めて、強にてあるか、と云意には、通えがたきをさとるべし、たとひ又其謂に聞ても、一首の意隱ならぬことなるをや、又契沖も、強であるかといふ意に、ときなしたれど、すべて古言の格にかなはざれば、とかくあけて、ことわるまでもなからむ、）吾待居鷹の、幾程なく歸り來らむ、と夢に告つるは、強言にてあらむやは、強言には非じ、されば近き間に歸り來るべきなれば、そらしたる其日に、とかく心を盡して、くはしく求めなば、求めあはぬことはあらじを、然のみ心をもつくさずして、いかでもとめあはざりけむ、さても恨めしきことやと、悪みたるにや、猶考べし

情爾波。由流布許等奈久。須加能夜麻。須可奈久能未也。孤悲和多利奈牟。

情爾波とは、求る事業には、つゞきては得堪ざれども、中情には、一日片時も慢ぶ事なく、と云なり、爾波とは、すべて他にむかへて云ことなること、上にもたびくいへり、さればこゝは、情を

業にむかへていへるなり。○由流布許等奈久は、慢ぶ事無にて、惜む心の慢び怠ることなきよしなり、○須加能夜麻は、山名なり、源平盛衰記三十に、越中國に須川山と云あり、是なるべし、○須可奈久は、字鏡に、嘻囉心中不悦貌、坐歎貌、須加奈加留、催馬樂、蘆垣に、菅の根のすかなきことをわれはきくかな、これらを考合て、其意をささるべし、(岡部氏が、無因處の略語なり、と云るは、おぼつかなし、)○歌意は、求めありく事業にこそ得堪され、心中には、一日片時も慢び怠る事なく、すかなくのみ戀しく思ひつゝ、月日を經度りなむか、となるべし

右射水郡古江村。取獲蒼鷹。形容美麗。鷲雉秀群也。於時養吏山田史君鷹。調試失節。野獵乖候。搏風之翅。高翔匿雲。腐鼠之餌。呼留靡驗。於是張設羅網。窺乎非常。奉幣神祇。恃乎不虞也。粵以夢裏有娘子。喻曰。使君勿作苦念。空費中精神。逸放彼鷹。獲得未幾矣哉。須臾覺寤。有悅於懷。因作却恨之歌。式旌感信。守大伴宿禰家持。九月二十。六日作也。

蒼鷹は、和名抄に、廣雅云、三歳名青鷹白鷹、と見え、隋魏彦深鷹賦に、三歳成蒼、とあり、○鷲は、擊殺鳥也、と説文にあり、○調試は、手ならし、合せ試みなどすることなり、○養吏、これはかりそめに、かゝれたるものにて、史とあるが、君麻呂が本職なるべし、と契沖云り、○君鷹は、傳未詳ならず、○搏風之翅(翅、舊本翅に誤、拾穂本に従つ)、は、いと高く飛上る貌をいへり、○腐鼠之餌云々は、小鳥の好むものなれば、目もとゞめぬなり、○時字、舊本には特と作り、今は拾穂本に従つ、○粵字、舊本に與と作るは誤なり、今は古寫小本に従つ、○使君は、國守の唐名なり、○

精字、舊本に情と作るは、誤なり、○未字、舊本に末と作るは誤なり、今は古寫本、拾穂本、古寫小本等に従つ、○却恨は、恨をやむる意なり、○式旌感信は、さまざまに心を盡せし験のあることを、此歌よみて、旌すよしなり

高市連黑人詞一首。未審。賣比能野能。須須吉於之奈倍。布流由伎爾。夜度加流家敷之。可奈之久於毛保遊。

賣比能野能、和名抄に、越中國婦負郡禰比、とあり、婦字ネとは訓べからず、此歌の如く、本賣比なりけむを、後に訛れるなるべし、(略解云、春海云、負は老女のことなれば、ねびたる女と云義か、又青木敦書が郡名考に、婦負を、當時官家に用る文書に、姉負と書と有、これに依ば、禰比となふるは、よしあるか、とあり、今按に、越中國婦負郡にまします神に、鵜坂姉比咩神、鵜坂妻比咩神と申すあり、鵜坂も婦負郡の地名なり、この姉比咩、妻比咩、すなはち郡名に由あることか、この神のことは、下に三代實錄を引いていへり、)○保字、舊本に倍と作るは誤なり、○歌意は、旅の憂あるが中にも、婦負野の芒を、押伏塵して降雪の、寒さに堪がたきを忍て、旅宿する今日ぞ、一すぢに苦しく悲しく思はるゝ、となり

右傳誦此詞。三國真人五百國是也。

誦字、舊本に誦と作るは、誤なり、○五百國は、傳未詳ならず
ハダトセマリヒト、セトイフトシム、ツキノハツカマリコ、ノカノヒ、ヨメルウダ
二十云々の十三字、舊本にはなくして、下に至りて、右四首天平二十云々、と記せり、今は前々の

例に従て、此に記しつ、○一卷、舊本下に出せるに脱たり、契沖云、廿年は、已に有、次第を按るに、一字あるべし、次の十八卷の發端も、廿一年三月にて、前後年次よく相かなへり、○作歌二字、舊本下に出せるになし、今は古寫小本に従つ

東風。安由乃可是也。伊多久布久良之。奈吳乃安麻能。都利須流乎夫禰。許藝可久流見由。

歌意は、荒風を避むが爲に、磯かけなどに、漕隠るが見ゆるよしにて、他にかくれたるところなし、(六帖に、春風のいたく吹らし奈吳の海人の釣する小舟さしかへる見ゆ、と改て出せり、)

美奈刀可是。佐牟久布久良之。奈吳乃江爾。都麻欲比可波之。多豆左波爾奈久。是字、舊本には世と作り、今は拾穂本に従つ、○舊本註に、一云多豆佐和久奈里、○歌意、かくれたるところなし

安麻射可流。比奈等毛之流久。許已太久母。之氣伎孤悲可毛。奈具流日毛奈久。比奈等毛之流久は、夷と云も著くなり、○奈具流日毛奈久は、和る日も無にて、和るは、戀しく思ひ

苦しむ心の、をさまり和まる謂なり、○歌意は、京に遠き夷の國方に、別れ來しと云ことも著く、心の和さむ日もなく、さてもそこばくしげき戀にてもある哉、となり、一二五三四、と句を次第で聞べし

故之能字美能。信濃也。乃波麻乎。由伎久良之。奈我伎波流比毛。和須禮底於毛倍也。信濃乃波麻は、射水郡にある海濱の名にや、越後國にも、信濃川といふあり、越中、越後共に信濃

に隣ひたり、海川に信濃の名あるは、所由あるべし、夫木集に、越の海や信濃の濱の秋風に木曾のあさ衣かりぞ鳴なる、と有、〔頭註、東遊記、越後國新瀧は、信濃川其外の川と落合、海に入る所なり、此の邊にも、既に大河なり、それより新瀧までは、五六十里經て、其間大小の川々流れ入る故、かくばかりの大河と成、〕○於毛倍は、そへいふ辭なり、○歌意は、なぐさむることありやと、信濃の濱の長き海方を行廻り、日を暮せれど、長き日すがら、京の事を

得忘れむやは、得忘れず戀しき、と云なるべし

右四首。大伴宿禰家持。四首の下、舊本に、天平二十年春正月二十九日の十二字あり、今は上に出せる故に、此處を除つ

礪波郡雄神河邊。作歌一首。

雄神河は、神名式に、越中國礪波郡雄神神社、と見ゆ

乎加未河泊。久禮柔爲爾保布。乎等賣良之。葦附之類。等流登。湍爾多多須良之。

乎等賣良之の之は、例のその一すぢを、重く思はする處におく助辭なり、さて此辭は、上の紅映と云へかけて意得べし、○葦附は、品物解に出り、○歌意は、雄神河の河面が紅映ふよ、これは

少女等が葦附取とて、河瀬に立賜ふらし、それ故に、その女の裝束にてらされて、一すぢに紅色に映ひわたるならむ、となり、七卷に、黒牛乃海紅。丹穗經百磯城乃大宮人四朝入爲良霜、とあるを、思合べし、また五卷にも、麻都良河波可波能世比可利阿由都流等多々勢流伊毛河毛能須蘇奴例奴、とも見えたり

婦負郡。渡三鷗坂河邊。時。作歌一首。

鷓坂河は、神名式に、婦負郡鷓坂神社、と見ゆ、續後紀に、承和十二年九月乙巳朔、奉授越中國婦負郡從五位下鷓坂神從五位上、三代實錄に、貞觀五年八月十五日乙亥、越中國正六位上鷓坂姊比咩神、鷓坂妻比咩神、並授從五位下、

宇佐可河泊。和多流瀨於保美。許乃安我馬乃。安我枳乃美豆爾。伎奴奴禮爾家里。

許乃安我馬乃は、此吾馬之なり、○安我枳は、足搔にて、既く二卷に委註り、○歌意は、鷓坂河を渡るに、渡瀨の多きが故に、吾此乘る馬の足搔く激の水に、衣は沾にけり、となり

見潛鷓人作歌一首。

賣比河波能。波夜伎瀨其等爾。可我里佐之。夜蘇登毛乃乎波。宇加波多知家里。

可我里佐之は、篝火を照すを云、○夜蘇登毛乃乎は、八十伴之男なり、此は漁夫にはあらで、下司、家令などを云べし、○歌意、かくれたるところなし

新河郡 渡延槻河時。作歌一首。

延槻は、契沖云、今かの國には、はやつきと所のもの申侍るよしなり

多知夜麻乃。由吉之久良之毛。波比都奇能。可波能和多理瀨。安夫美都加須毛。

由吉之久良之毛は、本居氏、由吉之の之は、助辭にて、雪消らしもなり、消るをクといふは、めづらしけれども、書紀に、居をウと訓註もあり、又乾をフと訓註もあれば、消も、古言にはクといへるなるべし、と云り、これ然なり、雪敷らしも、ともきこゆれども、さにはあらず、按に、之の助辭は、これも例のその一すぢを云辭なり、毛は歎息辭なり、○安夫美都加須毛は、安夫美は鏡なり、

和名抄に、蔣魴切瀨云、鏡兩邊承脚具也、和名阿布美、とあり、足踏の義なり、都加須は、令浸にて、浸らすと云むが如し、すなはちひたらすことなり、河水の益て、鏡をひたらす謂なり、摘刈を摘須、刈須など云例とは、いさゝか異なり、さて浸るを都久と云は、七卷に、廣瀬川袖衝許、と云る衝に同じ、袖衝許なり、毛は歎息辭なり、○歌意は、延槻の河の、波瀨の水深くて吾乗て渡る馬の鏡を浸らしむるよ、これは立山に降積置る雪の、春日の暖さに、のこりなく一すぢに消て、流れ出たる故に、水のいたく益れるならし、さても渡り難や、となり

赴參氣多大神宮。行海邊之時。作歌一首。

氣多、舊本には氣比と作り、今は契沖、多に改めたるに従つ、契沖云、是は能登國羽咋郡にまします御神なり、聖武天皇紀に、天平十三年十二月、能登國并越中國これによりて、越中守なれども能登をも、兼て治めらるゝ故に、參でらるゝなり、延喜式神名帳を考るに、羽咋郡十四座、下註に、大一座小十三座、かくして、神名を越るには、大社のよし註することなし、これ漏脱なり、同第三卷、名神祭二百八十五座の中に、神名を擧る中にいはく、氣多神社一座、(能登國)これにて知りぬ、帳アル歟神名下卷には、神社の下に、名神大の註を落せるなり、又第三云、能登國氣多神宮司准小初位官、(以神封給之)續紀云、景雲二年十月甲子、充能登國氣多神封二十戸、田二町、寶龜元年八月辛卯、遣神祇員外少史正七位上中臣葛野連飯麻呂、奉幣帛於越前國氣比神、能登國氣多神、延曆三年三月丁亥、叙從三位氣多神正三位、續日本後紀云、承和元年九月癸酉、坐能登國正三位勳一等氣多大神宮禰宜祝二人始令把笏、文德天皇實錄云、嘉祥三年六月戊申、能登國氣多大神授從二位、

齊衡二年五月辛亥、詔能登國氣多、大神宮寺、置常住僧聽度三人、永々不絶、三代實錄云、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授能登國正二位勳一等氣多神從一位、順集云、天元三年春能登に成て下る云々、神のます氣多のみやま木しげくとも分て祈らむ君ひとりば

之乎路可良。多太古要久禮婆。波久比能海。安佐奈藝思多理。船梶母我毛。

之乎路可良とは、之乎路は、神名帳に、能登國羽咋郡志乎神社、とある、其地の道路を云、古今集に、しをの山さしでの磯、とよめる同處なるべし、可良は、從と云に同じ、○波久比能海は、和名抄に、能登國羽咋郡羽咋、とあり、○歌意は、之乎道より直越に越來れば、羽咋の海朝和して、さ

てものだかなるけしきや、いかで船楫もがなあれかし、さらば乘廻りて遊ぶべきを、となり

能登郡。從香島津發船。射熊來村往時。作歌二首。

能の上に、拾穂本に、過字あり、いかゞ、○香島は、和名抄に、能登郡加島加之萬、○船の下、舊本に、行於の二字あり、今は古寫一本、拾穂本等に无に從つ、○射は、十六にも、自肥前國松浦縣

美彌良久崎發船、直射對馬渡海、とあり、○熊來は、和名抄に、能登郡熊來、(久萬岐)十六に、能登國歌に、塔楯熊來及夜良爾、又塔楯熊來酒屋爾

登夫佐多底。船木伎流等伊布。能登乃島山。今日見者。許太知之氣思物。伊久代神備會。

旋頭歌なり、○登夫佐多底は、三卷に、鳥總立足柄山兩船木伐云々の歌に、既に註り、○布字、舊本に有と作るは誤なり、今は官本に從つ、○物は、歎息辭なり、○神備は、神佐備といはむが如し、○歌意、かくれたるところなし、三代實錄四十四に、元慶七年十月二十九日壬戌、勅令能登國禁伐

損、羽咋郡福良泊山木、渤海客、著北陸道岸之時、必造還船於此山、住民伐採或煩無材、故豫禁伐大木、勿妨民業、とあるにて、その木立しげくして、船材の出しこと思ひやるべし

香島欲里。久麻吉乎左之底。許具布禰能。可治等流間奈久。京師之於母保由。

可治等流間奈久は、此上にも見えたり、○歌意、本句は、香島津より、熊來村を射て漕渡る船の、楫取に間なきを以て、つゞけ下したる序にて、しばしの間もやまず京師の方の、一すぢに戀しく思はるゝよ、となり

鳳至郡。渡饒石河之時。作歌一首。

鳳至(鳳)、舊本は鳳に誤、拾穂本、古寫小本等に從つ、和名抄に、能登國鳳至郡不布志、○饒石河、契沖云、後にこれをあやまりて、にしき川とよめり、錦川の如し、〔頭註、典義抄に、にしき川とせる歟〕

伊毛爾安波受。比左思久奈里奴。爾藝之河波。伎欲吉瀬其登爾。美奈宇良波倍底奈。

美奈宇良波倍底奈は、水占令合てなるべし、水占は、石占、足占の類なるべし、神武天皇紀に、天皇御夢の訓のまゝに、天香山の埴をもて、八十平瓮、天の手扶八十枚、また嚴瓮をつくらしめ

賜ひ、さて嚴瓮を以て、丹生の川に沈めて、占ひまし、ことあり、さる類の占方、古よりありしな

らむ、波倍は令合にや、波字、官本にはなし、猶考べし、奈は牟を急云るなり、○歌意は、妹にあ

はずして、年月久しくなりぬれば、戀しく思ふに堪がたきを、かくてはいつ相見むといふこと、おぼつかなし、この饒石河の清き瀬毎に水占して、いつは家に歸り著て、たしかに妹に相見むといふことを占はむとなるべし

從^{ヨリ}珠洲郡^{スノコホリ}發^{フナデシテ}船^{カヘル}。還^{オホミ}太沼郡^{ミナト}之時^キ。泊^{ハテ}長濱灣^{ナガハマノウラニ}。仰^ミ見^テ月光^{キチヨノルウタヒトツ}作歌一首。

珠洲は、和名抄に、能登國珠洲郡須々、式に、珠洲郡須々神社、○太沼郡、太沼、元曆本には治布と作り、いかゞ、契沖云、能登は、四郡こゝにみな出て、大沼郡といふは、越中にもなし、和名抄を考るに、羽咋郡に太海（於保美）郷あり、延槻河をわたりて、羽咋郡にまします氣多大神宮にまうでて、能登郡より鳳至郡にいたり、それより珠洲にいたりて、船にて、また羽咋郡へ還らるゝなるべし、しかれば海郷の二字を誤て、沼郡となせるなるべし、○長濱灣、和名抄に、能登郡長濱奈加波萬、とあり、灣は水曲也、と見ゆ、○仰字、舊本に、作と作るは、誤なり、今は古寫本、古寫小本等に從つ、元曆本には此字なし

珠洲能宇美爾。安佐比良伎之底。許藝久禮婆。奈我波麻能宇良爾。都奇底理爾家里。歌意、かくれたるところなし、珠洲海を、朝に發船して、月の出る頃、長濱に到れるなり

右伴詞者。依春出舉。巡行諸郡。當時所屬目作之。大伴宿禰家持。

依春出舉、雜令義解に、凡公私以財物出舉者、（謂公者公解之物也、）任依私契、官不爲理、（謂凡以私物出息者、雖是官物、不下每經、官司以爲中判理、）任修私契、和舉取利、故云、官司不爲理也、）凡以稻粟、出舉者、（謂此條亦包公私、故下文云、其官半倍也、）任依私契、官不爲理、仍以一年爲斷、（謂春時舉受以秋冬報、是爲一年也、）不爲得過、一倍其官半倍、並不得因舊本、令生利、及廻利爲本、若家資盡、亦准上條、（謂役身折、庸、）凡出舉、兩情和同、私契、取利過正、條者、任人糺告、利物並給、糺人、○屬目は、史記に、摺紳屬目、註に屬猶注也

怨^{ウラム}罵^{ウツヒス}晚時^{ノオキキテ}歌一首^{ウタヒトツ}。

字具比須波。伊麻波奈可牟等。可多麻底波。可須美多奈妣吉。都奇波倍爾都追。

可多麻底波は、片待者にて、此は片待にと云むが如し、片待とは、偏て待意にて、ひとへに待を云。○歌意は、罵は今は鳴むか、今は鳴むかと、偏に待に、霞は棚引て、月日は経ながら、未鳴ぬは、さても怨めしや、となり

造^{ミキタテ}酒^{マツル}歌一首^{ウタヒトツ}。

造酒は、酒を造ことを云字なれど、此は酒を醸て、神に獻ることを、主といへる歌なれば、姑^{ミキタテ}マツルと訓り、さて造酒を、大祝詞を宣祓て、齋清まはりて、神に獻れば、歌には、そのさまをいへるなり、かくて造酒式に、祭神九座、二座（酒彌豆男神酒彌豆女神）並從五位上、四座（竈神、）三座（從五位上大邑刀自、從五位下小邑刀自、次邑刀自、）と見ゆ（竈神とは、奥津比古神、奥津比賣神に、火産靈神と庭火神を合せ祭れるならむ、これによりて、四座と云るなるべし、）されば、造酒には、もはら此神等を祭ることなるべし、今はその造る酒を獻るよしなれば、其獻りし神は何の神とも知がたし、さて酒幣と云ことあり、麻比とは、神に獻る物にも、人に贈る物にも、すべていふことなれば、神に獻る酒を、酒幣とも云べき理なれども、其は豊樂の時に、臣に賜はる祿物の類にのみかぎりて、酒幣乃物といひて、神に獻るにいへることなし、理にのみ就ば、誤つことありなむ、こ

奈加等美乃。敷刀能里等其等。伊比波良倍。安賀布伊能知毛。多我多米爾奈禮。

奈加等美乃、祝詞式に、凡祭祀祝詞者、御殿御門等齋部氏祝詞、以外諸祭中臣氏祝詞、神樂酒殿、歌に、天はらふりさけみれば、八重雲のくもの中なる雲の中とみの、天の小すげをさきはらひ、いのりしことはけふの日のため、あなこなや、わがすへの神のかみろきのみけこ、○敷刀能里等其等は、古事記に、天兒屋命布刀詔戸事禱白而云々、書紀に、乃使天兒屋命、掌其解除之太諄辭而宣之焉、太諄辭、此云布斗能理斗、大祓詞に、大中臣天津祝詞乃太祝詞事乎宣、また月次祭祝詞、鎮火祭祝詞にも見ゆ、名義、敷刀は、太字を書ることく、稱辭なり、能里等其等は、本居氏云、宣説言なるべし、能流は、必しも貴人の命ならでも、人に物を言聞するを云、彼大祓詞に、大中臣に宣と云るが如し、その外にも例、いと多かり（今云、神祇令に、中臣宣祝詞、とある義解に、謂宣者布也、祝者贊辭也云々、とあり、）説は、書紀に太諄辭と書る、諄字（説文に、告曉之熟也、といへり）の意なり、久度久と云言も、此のりときごとの意に近し、俊頼歌に、はじめなき罪のつもりのかなしさをぬかのこゑくくどきつるかな、○伊比波良倍は、本居氏云、波良倍は、令祓の約たる言にて、人に令るを云、罪咎ある人に負する祓など是なり、これ人に祓はするなり、書紀に、祓具此云波羅間都母能、とある、これ須佐能男命に負せて、せしむる祓具なればなり、此歌も、人に負する祓にはあらねど、人に誂て令爲る祓なるべし、伊勢物語に、おむやうじかむなき召て、戀せじと云祓具してなむ行ける、と云る類なるべし、○安賀布伊能知毛は、贖命もにて、ありとある罪科を贖て、神の心を和め奉り、全く長からむことを願ふ命もと謂なり、さて岡部氏、神に獻る酒は、齋清まはりて、自ら醸て、その醸る瓶のまゝに奉るなり、仍て端に造酒と書り、さて其酒瓶を奉りて命を贖ふなり、端に造酒と書たれば、酒はいはでも聞ゆ、と云り、○多我多米爾奈禮とは、奈禮は、汝に

て、誰が爲ぞ、汝が爲にこそあれ、といふ意にて、かく言て、女に贈りしなるべし、といへり、今按に、爾奈禮と云る詞、平隱ならず聞ゆ、（契沖は、誰が爲になれや、故郷の妹がためにこそ、といふなるべし、と云れど、奈禮とのみにて、なれやと云意には通えがたし、又或人は、奈は阿の誤にて、タガタメニアレとありしなるべし、といへれど、それもいかゞ、爾は、若くは、可字の誤にはあらざるべき歟、さらば二卷に、神樂浪乃大山守者誰爲可山爾標結君毛不有國、とあるに同じく、多我多米可にて、誰爲會と云と同意なり、さて奈禮は、汝よと云意にて、誰爲ぞ、誰爲にあらす、汝よと謂にやあらむ、○歌意は、祝部して、中臣氏の宣太宣説言を言令祓て、（本居氏云、此歌は、太祝詞言を、中臣がいひはらへ、といふ意かとも聞ゆれど、然にはあらじ、祓詞をさして、中臣のふとのりと言といへるなり、）齋清め酒を造て、其酒を贖物に奉りて、命長からむことを、神に願ふも、誰爲らなす、その爲にこそあるなれ、汝よといふなるべし、十一に、玉久世清川原身祓齋命、妹爲、（玉久世清川原は、山背久世川原とありしを、誤れるなるべし、）十二に、時風吹飯乃濱出居乍贖命者妹之爲社、などあるを思合べし

右大伴宿禰家持作之。

萬葉集古義十八卷之上

天平二十一年。春三月二十三日。左大臣橘家之使者造酒司令
史田邊史福鷹。饗于守大伴宿禰家持館。爰作新歌。并便誦古詠。各
述心緒。

二十一年、舊本に一字なし、契沖、廿一年ならざれば、年月次第相かなはぬを、後人の理に暗くして、
廿一年改元なれば、曆代を記すに、廿一年なきにより誤れりと思ひ誤りて、除きたるべければ、今補へ
り、と云り、此に従つ、既く十七、故之能字美能信濃乃波麻乎云々、の歌の前にも云り、○二十三日、い
かどなり、下の自註に、前件云々、二十四日云々、とあればなり、若は此も、四日を三日に誤れる
か、又契沖も云る如く、廿三日使者到着にて、廿四日に宴ありしならば、二十三日云々到着、至
于二十四日饗云々、などやうにこそあるべけれ、○橘家（目錄には橘郷と作り）は、諸兄公なり、○
田邊史福麻呂（史字、舊本にはなし、目錄竝古寫本に従つ）は、既く六卷にも見えたり、傳未詳な
らず、續紀聖武天皇天平十一年四月、正六位上田邊史難波授外從五位下とある、これ福麻呂の親
族なるべし、と契沖云り、又雄略天皇紀に、田邊史伯孫といふものあり、これ先祖か、と云り、此集十
五に、田邊秋庭と云人もあり、又同族なるべし、此福麻呂は、歌をことに好まれしと見えて、私に
集めおかれたること、六卷、九卷等に見えたり、かくて此人、本職は造酒司令史なるが、所以あり
て、諸兄大臣の使者を奉りて、越中に下りしによりて、守の館にて饗宴せられしものと見ゆ、○于

の下、元曆本に時字あるは、衍なるべし、○作字、舊本にはなし、今は古寫本、類聚抄、拾穂本等
に従つ、○便字、舊本に使と作るは誤なり、今は元曆本、官本、古寫本等に従つ、○各述心緒、此四字、
略解に、はなち書て、題とせるは甚誤なり、此は下に、前件十首云々、とあるまでを總たる標なれ
ば、必舊本の如く續け書べき處なり、若以下四首のみにあづかる題としては、各と云こと、理なき
をや、(四首共に、福麻呂のうたへるなればなり、)

奈吳乃字美爾。布禰之麻志可勢。於伎爾伊泥氏。奈美多知久夜等。見底可徹利許牟。

奈吳は、越中にあり、既く出つ、○布禰之麻志可勢は、舟習令借なり、○奈美多知久夜等は、浪立
來哉となり、○歌意、かくれたるところなし、平城の京人、大海の浪をめづらしみしてよめるな
り、十七に、可加良牟等可禰底思理世婆古之能字美乃安里蘇乃奈美母見世麻之物能乎

奈美多底波。奈吳能字良未爾。余流可比乃。末奈伎孤悲爾會。等之波倍爾家流。

字良未(未字、舊本に末と作るは誤なり、今改つ)は、浦廻なり、○歌意、本句は、浪の興まゝに、
浦廻による貝の間無をもて、戀しく思ふ心の、間無につゞけ下したる序にて、かくれたるところな
し、六帖に、來て見ればなごの浦まによる貝の拾もあへず君を戀しき、似たる歌なり、○一説に、末
奈伎の末字は、未の誤にて、上よりは、貝の肉といひかけたるにて、無實戀にはあらずや、十一に、
住吉の濱によるちふうつせ貝實なきこともてわれこひめやも、とあるを、考合べし、といへり、此
も通ゆ、但し十一なるは、空石花貝にて、無實と云までにかゝれり、件の説のごとくならば、今は
たゞの貝なれば、實と云までに係りて、無の言まではかゝらぬなるべし、布留の早田の穂には出ず

の類とすべし

奈吳能宇美爾。之保能波夜悲波。安佐里之爾。伊泥牟等多豆波。伊麻會奈久奈流。

歌意は、奈吳の海の干潟になりなば、鶴が求食しに早く出むとて、今ぞ鳴なる、となり、見るやうなる歌なり

保等登藝須。伊等布登伎奈之。安夜賣具佐。加豆良爾勢武日。許由奈伎和多禮。

勢字、阿野家本に、藝と作るは非し、○此歌、十卷に、既に出て、彼處に註り、標に便誦古詠とある、此なり

右四首。田邊史福鷹。

于時期之明日將遊覽布勢水海。仍述懷各作歌。

之は、本居氏云、云の誤なるべし

伊可爾世流。布勢能宇良會毛。許已太久爾。吉民我彌世武等。和禮乎等登牟流。

伊可爾世流は、如何爲有と云むが如し、世字、元曆本、阿野家本、古寫本、拾穂本等に安と作り、如何に在にても意同じ、○許已太久爾は、許多になり、さて此句は、終句の上に置かへて意得べし、○歌意、いかばかり面白き布勢の浦にてあればぞよ、君が吾に令見とて、さて、許多に留むる、となり

右一首。田邊史福鷹。

乎敷之佐吉。許藝多母等保里。比爾毛須爾。美等母安久倍伎。宇良爾安良奈久爾。

乎敷乃佐吉、十七にも、乎布能佐伎波奈知利麻我比、とよめり、○美等母安久倍伎は、雖見可飽なり、○歌意、かくれたるところなし、○舊本に、一云伎美我等波須母、と註せり、これは第二句なり、等波須は、問の伸りたるにて、問賜ふと云が如し(波須は、布と切れり)、仁徳天皇紀、武内宿禰歌に、和例烏斗波輪儼、とあるに同じ、さて此は、福麻呂が、いかにせる布勢の浦ぞもとよめるによりて、君が問賜ふその地は、終日に雖見飽まじき、浦のさまにてあることなるを、遊覽すしてあるべしやは、と云意を含めて、答へたるなり、契沖云、此集所々に、一云とて、句などかはれることあるは、作者もとよりふたつによめるもあり、又異本あるによりて、後に註したるもあるべし、古今集に、山高み人もすさめぬさくら花、といへる歌に註して、又はさととほみ人もすさめぬ山ざくら、といひ、わすらるゝ身をうぢ橋の中絶て、といふ歌の下句を、又はこなたかなたに人もかよはず、といへるたぐひなり

右一首。守大伴宿禰家持。

多麻久之氣。伊都之可安氣牟。布勢能宇美能。宇良乎由伎都追。多麻母比利波牟。

多麻久之氣は、將明といふにか、れる枕詞なり、○伊都之可安氣牟は、何時か夜の將明、早く明よかしと、一すぢに明むことをねがへるなり、その一すぢにねがへる意は、之の辭にて、しかきこえたり、○多麻母比利波牟は、玉藻將捨なり、○歌意、かくれなし

於等能未爾。伎吉底目爾見奴。布勢能宇良乎。見受波能保良自。等之波倍奴等母。

能保良自は、京へ不レ上なり、○歌意、これもかくれなし

布勢能宇良乎。由吉底之見弓婆。毛母之綺能。於保美夜比等爾。可多利都藝底牟。

見呂婆（婆、舊本には波と作り、今は元曆本、阿野家本等に從つ）は、見たらばの意なり、○歌意、
これもかくれなし
宇梅能波奈。佐伎知流會能爾。和禮由可牟。伎美我都可比乎。可多麻知我底良。

歌意は、福麻呂が旅館へ、家持卿の使の來なむを偏待がてらに、彼館の苑に出行て、梅花を見む、と
なり、○此歌、十卷に出たるに全同、福麻呂、古歌の時にかなへるを、誦られたるなり、題標に、
誦古詠とあるは、此等なり、契沖云、第十九二月三日の歌に、梅柳をよみて、左の自註云、但越
中風土、梅花柳絮、三月初咲耳、今は三月二十四日の歌なれば、都にては、梅はあとなくちりたれ
ば、いとめづらしくもてあそび、此古歌を思ひ出、打誦したるなるべし

敷治奈美能。佐伎由久見禮婆。保等登藝須。奈久倍吉登伎爾。知可豆伎爾家里。

歌意、かくれたるところなし、貫之集に、ほととぎす鳴べき時は藤の花さけるをみれば近づきにけり

右五首。田邊史福鷹。

安須能比能。敷勢能宇良未能。布治奈美爾。氣太之伎奈可受。知良之底牟可母。

安須能比能云々は、明日往て見むと期れ、ば、如此いへり、さて今日を氣布能比、明日を安須能比と
いへること、古言に例おほし、○宇良未は、これも未字、舊本末に誤れり、今改めつ、浦廻なり、
○氣多之伎奈可受、受字、舊本には須と作り、今は元曆本に從つ、は、若、不來鳴して、といはむが
如し、此は霍公鳥をいへり、○歌意は、明日布勢の湖を往て見むに、藤もさかりなるべきを、若霍公
鳥の來鳴ずして、徒に花の散過なば、さてもいかに口惜からましとおもふを、いかに藤もさか

りに、霍公鳥も來鳴てあれかし、と希ふなり、○舊本註に、一頭云保等登藝須、とあり、此にては
蓋不來鳴といへるに、理よくなひたり、本のまゝにては、業平の、雨のふる日、藤を折て人に
つかはすとて、ぬれつゝぞしひてをりつる、とよまれたる類に心得べし、と契沖いへり

右一首。大伴宿禰家持和之。

前件十首歌者。二十四日宴作之。

凡十二首の中、二首は（保等登藝須伊等布登伎奈之云々と、宇梅能波奈佐伎和流會能爾云々と、福
麻呂の誦たる）古歌なれば、除て十首としるせるなるべし、この自註にて、共に二十四日の宴なる
ことしられたり

二十五日。往布勢水海道中。馬上口號二首。

口號、雄略天皇紀に、天皇乃口號曰云々、とあり、齊明天皇紀にも同じこと見ゆ、これを舊訓
に、クソウタとあるは、いかとなり、○號の下、拾穂本には歌字あり

波萬部余里。和我宇知由可波。宇美邊欲利。牟可倍母許奴可。安麻能都里夫禰。

和我宇知由可波は、馬に乘りて、鞭打て吾行ばの意なり、宇知は辭にあらず、馬に鞭打ことなり、集
中に、打往といへるは、多くは其意なり、○牟可倍母許奴可は、迎へにもがな來れかし、と希ふな
り、○歌意、かくれたるところなし、たゞ興に、はかなくいへるのみなり

於伎敵欲里。美知久流之保能。伊也麻之爾。安我毛布伎見我。彌不根可母加禮。

本二句は、彌益といはむための序なり、四卷に、從蘆邊滿來鹽乃彌益荷念敷君之忘金鶴、○安我
毛布伎見我は、吾思君之なり、福麻呂を指ていへり、○彌不根可母加禮は、御舟敷も彼にて、彼が
君が御舟敷、さてもうれしや、といふ意なり、○歌意、かくれなし

○(大)伴宿禰家持

此九字、舊本になきは脱たるなり、但し目錄には、題詞に、二十五日、大伴宿禰家持、往布勢水
海云々、とあり

至水海遊覽之時。各述懷作歌六首。

至水海、舊本には至氷邊と作り、今は目錄竝官本、元曆本、古寫本、類聚抄等に従つ、また一本に
は、垂氷邊と作り、下の歌に、垂姫乃埜と多くよみたれば、是しかるべし、べとメとは、通ふ例多
し、と中山巖水はいひたりき、(但しもし垂氷邊ならば、遊覽垂氷邊云々とこそ、あるべきことなれ、
そのうへに、往布勢水海道中云々、とあれば、こゝは至水海云々ならむこそ、理はあるべけれ、)
○六首二字、舊本にはなし、目錄によりつ

可牟佐夫流。多流比女能佐吉。許伎米具利。見禮登裳安可受。伊加爾和禮世牟。

多流比女能佐吉は、布勢湖の中にある名處なるべし、十九にも、垂姫爾藤浪咲而、とよめり、○伊加
爾和禮世牟は、見れどあかぬあまりに、此上は如何にとか吾爲む、となり、十四に、可美都氣努安蘇能
麻素武良可伎武太伎奴禮村安加奴乎安村加安我世牟、とよめるに同じ、○歌意、かくれたるところなし
右一首。田邊史福膺。

多流比賣野。宇良乎許藝都追。介敷乃日波。多奴之久安會做。移比都伎爾勢牟。

野は、此はノの假字にて、之の意なり、○波字、舊本には婆と作り、今は阿野家本に従つ、○多奴
之久安會做、(奴字、官本には努と作り、)九卷に、夏草之茂者雖在今日之樂者、古語拾遺に、阿那多
能志、などあり、楽しく遊びたまへ、吾も隨ひて、與に慰みつゝの謂なり、○移比都伎爾勢牟は、三卷赤
人の不盡山の歌に、語告言繼將往、とよめるに同じ、○歌意は、垂姫の浦を漕めぐりつゝ、今日は樂し
く遊びたまへ、吾も隨ひて共に慰みつゝ、未見ぬ人へいひつぎて、羨しがらせむ、となるべし

右一首。遊行女婦土師。

土師は、傳未詳ならず、越中の遊女なるべし、此下にも見えたり、古は田舎の遊女にすら、かゝる

歌よみありけり、今の京人まさにしかむや
多流比女能。宇良乎許具不禰。可治末爾母。奈良野和藝做乎。和須禮氏於毛倍也。

不禰、舊本には夫禰と作り、夫は濁音字なれば、此に叶ひがたし、(但し、取はづして、清音の不字
を用ふべき所に、夫字をかけること、集中に一二所見えたり、)今は元曆本に従つ、○可治末爾母
は、擲取間にも謂にて、しばらくの間にもといふ意になれり、○和藝做は、吾家なり、○和須禮
氏於毛倍也は、將忘哉者、といふに同じ、思は、軽く添たる辭なり、○歌意、本二句は、親く目に
觸るものもて序にいへるにて、かくれたるところなし

右一首。大伴宿禰家持。

宿禰二字、舊本になきは、脱たるなるべし

於呂可爾曾。和禮波於母比之。乎不乃宇良能。安利蘇野米具利。見禮度安可須介利。

於呂可爾曾は、凡にぞといはむが如し、○安可須介利は、不飽ありけり、といふに同じ、古風の詞づかひなり、○歌意、乎不の浦の荒磯のめぐりの風景、見に不飽面白し、かゝるを未見ぬさきに、凡になみくのところならむと思ひはかりしは、あらぬことなりけりとなり

右一首。田邊史福鷹。

米豆良之伎。吉美我伎麻佐婆。奈家等伊比之。夜麻保等登藝須。奈爾加伎奈可奴。

婆字、舊本には波と作り、今は阿野家本に従つ、○歌意、かくれたるところなし、霍公鳥に、必鳴といひつけしやうに、はかなくいへるは、歌のならばしなり、八巻にも、霍公鳥鳴之登時君之家爾往跡追者將至鴨、とあり、さて此時、三月二十五日なれど、既く立夏の節に入たる時に、よめるやうなり、されど此時、立夏の節に入たりとせむこと、疑はしければ、年月日の誤などあるべきにや、猶考べし、○此歌、十九に、爾を騰に改て、長歌の反歌とせり

右一首。椽久米朝臣廣繩。

廣繩は傳未詳ならず、これよりさき、越中國椽は、池主なりしを、次下に、越前國椽大伴宿禰池主と見えれば、池主は越中より越前に移されたる、(天平二十年冬の間なるべし、)その代に廣繩の任られたるなるべし

多胡乃佐伎。許能久禮之氣爾。保登等藝須。伎奈伎等余末婆。波太古非米夜母。

多胡乃佐伎、射水郡にあり、十七に、多古の嶋とある處の崎なり、○許能久禮之氣爾は、木晚繁に

なり、三卷に、櫻花木晚茂爾云々、○伎奈伎等余末婆、末字、舊本に米と作るは、誤寫なること著ければ改めつ、こゝは現に鳴ことを、いへるところならねば、トヨメバとは、いふべからねばなり、又婆字、舊本に波と作、次句の波を婆と作るは顛倒なり、今は元曆本に従つ、は、來鳴令響者なり、○波太は、そのもと心に欲はぬことなれど、外にすべきすぢなくて、止ことなくするをいふ詞なり、○歌意は、霍公鳥を戀しく思ふにつけて、かく物思をするは、そのもと心に欲はぬことなれども、堪難くして戀しく思ふに、いかで木陰の晩く、繁りそひたる如くに、しげく來鳴響もせかし、嗚呼さらば、かくまでこひしく物思ひはすまじきを、となり

右一首。大伴宿禰家持。

前件八首歌者。二十五日作之。

八首、舊本に、十五首と作るは、後人のあしく意得て、書ひがめたるなり

椽久米朝臣廣繩之館。饗田邊史福鷹。宴歌四首。

此は、福鷹、橋家の使者の事竟て、程なく歸京に臨れるによりて、椽の館にて、饗宴せられしなるべし保登等藝須。伊麻奈可受之。安須古要牟。夜麻爾奈久等母。之流思安良米夜母。

歌意、今日の宴席に鳴ずして、明日我獨かへる山道にて鳴とも、嗚呼かひはあらじを、となり、歸京必明日ならずとも、かくいふべし

右一首。田邊史福鷹。

許能久禮爾。奈里奴流母能乎。保等登藝須。奈爾加伎奈可奴。伎美爾安敵流等吉。

許能久禮爾は、上に云る如し、○伎美は、福麻呂をさしていへり、○歌意、かくれたるところなし、十卷に、難相君爾逢有夜霍公鳥他時從者今社鳴目

右一首。久米朝臣廣繩。

保等登藝須。許欲奈枳和多禮。登毛之備乎。都久欲爾奈蘇倍。曾能可氣母見牟。

許欲奈枳和多禮は、此間を鳴渡れ、といふに同じ、集中に多き詞なり、○歌意は、闇夜なれば、燈火の影のあきらかなるを、月になぞらへて、その飛過るかげをも見むぞ、此間を鳴わたれ、霍公鳥よ、となり可敵流未能。美知由可牟日波。伊都波多野。佐加爾蘇泥布禮。和禮乎事於毛波婆。

可敵流未能(未字、これも舊本に、末と作るは誤なり)は、可敵流廻之なり、可敵流は、敦賀郡にありて、中古の歌どもに、歸山と多くよみたる其地なり、(契沖、十一に、かへらまに君こそわれを、と云る歌を引て、こゝも、歸るさの道ゆかむ日はなり、といへるはあらず)和名抄に、越前國敦賀郡鹿森加倍留、神名帳に、越前國敦賀郡加比留神社、又鹿森神社、又鹿森田口神社、兵部式に、越前國驛馬、鹿森五疋と見えて、可敵流、と云るも、可比留といへるも、みな同地なり、さて未は、島廻、浦廻、磯廻など多くいふ廻にて、毛登保理の約りたる言なり、かくて地名の下に附て、某廻といふは、めづらしけれど、古はいへることなるべし、六卷にも、千沼回とよめる、これ同例なり、○伊都波多は、帳に、越前國敦賀郡五幡神社、枕冊子に、山は云々、いつはた山、後撰集、よみ人しらず、君をのみいつはたとおもふこしなれば往來の道ははるけからじを、新古今集、別、伊勢、わすれなむよ

にもこしぢのかへる山いつはた人にあはむとすらむ、紫式部家集に、ゆきめぐりたれもみやこにかへる山いつはたときくほどのはるけさ、仙覺云、越中より越前の國へ越るに、二の道あり、いつはたごえは海津へ出、きのめごえは敦賀の津へ出るなり、きのめごえはことにさがしき道なり、といへり、○佐加爾蘇泥布禮は、坂にて袖振よ、といふなり、十四に、比能具禮爾宇須比乃夜麻乎古由流日波勢奈能我素低母佐夜爾布良思都、○和禮乎事於毛波婆は、吾を一すぢに思はいととなり、事は、その一すぢなることを、重く思はする助辭なり、事字は、此集清音の所に用たり、此下に故事部、また伊家流思留事安里、とかけり、○歌意は、別を慕ふ吾を、汝も實に一すぢに相思ふとならば、かへる山を越往む時、その五幡坂にて、袖振てわれをさしまねき給ひてよ、となり

右二一首。大伴宿禰家

前件四首歌者。二十六日作之。

四首二字、舊本に脱たり、例によりて補つ

太上皇。御在難波宮之時哥七首。

太上の下、天字を脱せる歟、此は元正天皇なり、續紀に、日本根子高瑞淨足姫天皇、天淳中原瀛真人天皇(天武)之孫、日竝知皇子尊之皇女也、云々、靈龜元年九月庚辰、受禪即位于大極殿二年(靈龜)十一月辛卯、大嘗、由機遠江、須機但馬、神龜元年二月甲午、天皇禪位于皇太子、(聖武)天平二十年四月庚申、太上天皇崩於寢殿、春秋六十有九、丁卯、火葬太上天皇於佐保山陵、勝寶二年十月癸酉、太上天皇改葬於奈保山陵、諸寮式に、奈保山西陵、(平城宮御宇淨足姫天皇、在

大和國添上郡、兆城東西三町南北五町、守戸四烟、と見えたり、左の七首は、太上天皇御在世のほど、ありしことを、天平二十一年春三月の末に、傳聞たるが故に、此間にしるせるなり、○註の六字、舊本には首字の下にあり、今は拾穂本に従て、皇字の下に收つ

左大臣 橋宿禰歌一首

保里江爾波。多麻之可麻之乎。大皇乎。美敷禰許我牟登。可年豆之里勢婆。

保里江爾波とは、保里江は難波堀江なり、爾波は、他の所にむかへていふ詞にて、こゝは、他所はさてあるべけれど、この堀江には、との謂なり、○大皇乎は、大皇之といはむが如し、乎と乃と同韻にて通へり、と契沖もいへるが如し、又此は、乃字を、寫誤れるにもあるべし、○歌意、かくれたるところなし、十九に、同卿、牟具良波布伊也之伎屋戸母大皇之座牟等知者王之可麻思乎、六卷、十一卷にも、似たる歌あり、(新拾遺集、旅亭子院、なにはにみゆきの時、貞數親王、君がため浪の玉しくみつのはま行過がたしおりてひろはむ、こゝの歌をとり給へるなり、と契沖いへり)

御製 歌一首和

御製は、元正天皇の御こたへの歌なり、○和字は、後人の書加へしなるべし、と略解に云れど、此下にも、右一首大伴宿禰家持和、とあれば、然にはあらず、十九にも、右云々掾久米朝臣廣繩和、とあり

多萬之賀受。伎美我久伊伊布。保里江爾波。多麻之伎美豆。都藝豆可欲波牟。

大御歌意は、兼て玉敷設て置ましものを、敷ずありしが悔しき事と、そこのいふ堀江には、朕良玉を敷滿て、繼々に通ひ來むほどに、しか悔ることなけれ、と詔へるなり、○舊本註に、或云多麻古伎之伎豆、とあり、古伎は、稻を扱、桑を扱など云扱にて、緒に貫たる數々の玉を、こきおろす御意なり、(略解に、コキは、カキといふにひとしく、詞なり、と云るは、いみじきひがことなり、)

右件二首歌者。御船 泝江遊宴之日。左大臣 奏 井御製。

二首、舊本一首に誤り、又右字の下にあり、今改つ

御製 歌一首

官本傍註に、元正、とあり

多知婆奈能。登乎能多知婆奈。夜都代爾母。安禮波和須禮自。許乃多知婆奈乎。

登乎能多知婆奈は、乎は、乃字の誤なるべし、(略解に、登乎能は登能之とありしを、誤れるなるべし、といへれど、此歌の書さまにては、之の正字を用ひしとも、おもはれず、)殿之橋なり、次下にも、等能乃多知婆奈、とあり、○夜都代は、彌津代なり、○大御歌意は、橋卿の殿の橋の、彌代に榮る如く、末長くいつまでも、この橋の芳香を、朕は忘れじと詔ひて、すなはち橋卿の、忠功のすぐれ給へるを、比へ給へるなり

河内女王歌一首

河内女王は、續紀に、天平十一年正月丙午、從四位下河内女王授、從四位上二十二年三月壬辰、授正四位下、寶字二年八月庚子朔、正四位上河内女王授、從三位、寶龜四年正月丁丑朔、授無位河内女王本位正三位、十年十二月己未、正二位河内女王薨、淨廣壹高市皇子之女也

多知婆奈能。之多泥流爾波爾。等能多豆天。佐可彌豆伎伊麻須。和我於保伎美可母。

之多泥流は、下照にて、橘花の地まで照徹れるを云、猶次の歌にいふべし、十九に、春苑紅爾保
布桃花下照道爾出立嬌嬌、十五に、安之比奇能山下比可流毛美知葉能、六卷に、巖者山下耀錦
成花咲呼呼吸、などあり、○佐可彌豆伎伊麻須は、酒宴し坐ますなり、と契沖いへる如し、此下に、
左加美都伎安蘇比奈具禮止云々、十九に、酒見附榮流今日之安夜爾貴左、古事記雄略天皇大御歌
に、祢布母加母佐加美豆久良斯多加比加流比能美夜比登云々、本居氏、佐加美豆久は、宴樂のこと
なり、然云言の意は、師云、萬葉廿に、美豆久白玉、とある、美豆久と同じく、沉醉、淵醉など
云が如し、と云れき、今思ふに、海行者美都久屍、とあるなども、水に所漬ことなれば、酒に所漬
よしにて云にや、又思ふには、神名帳に、造酒司坐酒殿神二座、酒彌豆男神、酒彌豆女神、姓氏錄
酒部公條に、大鷄鷄、天皇御代從韓國參來人、兄會々保利、弟會々保利、二人、天皇勅、有、何
才、有、造酒之才、令造御酒、於是賜麻呂、號酒看都子、賜山鹿比咩、號酒看都女、因以酒
看都爲氏、などある、酒美豆は即酒のことにて、然云意は、榮水なるべし、かくて酒宴するを、佐
加美豆久と云は、榮水飽にて、酒を飽まで飲樂ぶよしにもやあらむと、古事記傳四十二卷にいへり、
○和我於保伎美可母は、元正天皇をさし奉れり、可母は歎息辭なり、○歌意、かくれたるところなし

粟田女王歌一首。

粟田女王は、續紀に、養老七年正月丙子、粟田女王授從四位下、天平十一年正月丙午、授從四位上、
二十年三月壬辰、正四位下粟田女王授正四位上、寶字五年六月己卯、從三位粟田女王進一階、八
年五月庚子、正三位粟田女王薨、○一首二字、舊本にはなし、目錄並古寫本に従つ

都奇麻知。伊倣爾波由可牟。和我佐世流。安可良多知婆奈。加氣爾見要都追。

和我佐世流は、吾挿有なり、挿頭をいへり、○安加良多知婆奈、書紀應神天皇御歌に、髮長媛を橘
によせて、府保語茂利阿伽例蘆場等咩、とよませ給へるにつきて、荒木田氏、是は橘子の熟して照
有を、紅顔の少女に譬賜へる言ぞ、とおもへりしかど、含隠は花にこそいふべけれ、子に含といふ
言の、あるべくもあらねば、子とおもへりしはあらざりけり、萬葉十八に云々この二首（河内女王
歌、粟田女王歌なり）の志多泥流は、赤照にて安可良多知婆奈は、子の照れるをいふ言と、まづは
おもはるれど、其次の歌に、奈都能欲波云々、とありて、夏の行幸なるに、實を賞むは時節違へり、
故考るに志多泥流は、下照にて、いと白く咲たる花の、庭まで照れるをいふ、下照姫といふ神名
も、下つ國にまで照れる意なるをおもへ、さてあからたちばなも、花の白く清く、明らかなるをいふ
なるべし、しからば、あかれる少女も、容儀のうるはしく映有にこそあれ、といへり、此説による
べし、○可氣爾見要都追は、影に所見乍、面白からむ、といふ意を含ませたるなり、○歌意は、吾
挿頭にさせる、あから橘花の月影に映されたらば、いみじく興あるべしとおもへば、酒宴に樂て、月
の出るを待て、私の家にはかへらむ、となり

右件三首歌者。在於左大臣橘卿之宅。肆宴御歌并奏歌也。

肆宴、雄略天皇紀に因命酒兮肆宴云々
保里江欲里。水乎妣吉之都追。美布禰左須。之津乎能登母波。加波能瀬麻宇勢。
水乎妣吉之都追は、十五に、太多牟可布美奴面乎左指天、之保麻知豆美乎婢伎由氣婆、とある所に

委云り、水脈に從て漕行を云、和名抄に、水脈船美乎比伎能布禰、○之津乎能登母波は、賤男之徒者なり、そもく賤しき者を之と云は、沉なるべし、民間の身のかゞまり沈みをる意の稱なるべし、契沖、もろこしにも、いやしきものを布衣といふごとく、わが國にも、倭文は、いにしへのいやしきもの、衣にするものにて、それにつき、名付たりと見えたり、といへるはあらず、倭文は、古貴人も常に服賜へる趣なるをや、雅澄竊按に、御舟の棹さす男も、專賤者のことなれば、賤男といはむはたがはざれど、棹さす男を、ひろく打まかせて、賤男といはむこと、今少し心行ぬことなり、故之津乎は、棹取男にて、古棹さす男の稱にてはあらざりしか、棹取を約れば、之津となれり、(サヲの切ツなるをシに轉じ、トルの切ツとなれり、)棹取と云ことは、古事記、應神天皇條歌に、知波夜夫流宇遲能和多理邇佐袁斗理邇波夜祢牟比登斯和賀毛古邇許牟、とあり、○加波能瀬麻宇勢は、河瀬をよくとりまかなひて、御船の難まじく仕奉れ、と云意なるべし、こゝの麻宇須は、天下申など云申と同言にて、とり行ひ仕奉るをいへり、(申の假字は、古事記仁德天皇條歌に、母能麻袁須、雄略天皇、大御歌に、意富麻幣爾麻袁須、などあるを初めて、集中にも多くは然云り、故本居氏は、字は乎の誤れる歟といはれたる、さることなれど、此下に、美知能久乃小田在山爾金有等麻宇之多麻敝禮云々。廿卷に、於夜爾麻宇佐禰、ともあれば、奈良朝の季より、音便に、麻宇須ともいへるなるべし、)○歌意、かくれたるところなし

奈都乃欲波。美知多豆多都之。布禰爾能里。可波乃瀬其等爾。佐乎左指能保禮。

多豆多都之は、後世の言に、たどくしと云に同じ、○佐乎は、和名抄に、唐韻云、檔字亦作篙、棹

竿也、方言云、刺船竹也、和名佐乎、○歌意、かくれなし、五月闇なれば、行さき見えす、道たどたどし、河瀬毎によく心して、御船の棹さして、江を浜れ、といふなるべし
右件(二)管歌者。御船以ニ綱手。浜江遊宴之日作也。傳誦之人。田邊史福磨是也。

二首の二字、舊本にはなし、類聚抄にあるに依り、但歌字の下にあれど、今例によりて、上に收つ、○綱手、和名抄に、唐韻云、牽絞挽船繩也、訓豆奈天、○傳誦之人云々は、上件七首を、福麻呂の傳誦へるを聞いて、記せるよしなり、さるは福麻呂越中に下りて、家持卿に語れるによりてなるべし

後追和橘歌二首。

等許余物能。己能多知婆奈能。伊夜氏里爾。和期大皇波。伊麻毛見流其登。

等許余物能は、常世物と云なり、橘は、もと田道間守が、常世國より、持還り來つるものなれば云り、○伊麻毛見流其登は、今目前に見る如く、後々もの意なり、毛は、今を主とたて、後を客としていへる詞なり、毛の辭は、如の下にめぐらして、意得べし、集中に例多し、○歌意は、此橘花の彌照に、

てりあからへまして、吾大皇は、今目の前に見奉る如く、後々も末長く榮え坐ませ、といふなるべし
大皇波。等吉波爾麻佐牟。多知婆奈能。等能乃多知波奈。比多底里爾之氏。

比多底里は、常照にて、ひたすらにてるを云、ひたすらは、俗にひたものといふに同じ、常は、常陸の常なり、五卷に、直土、神代紀に、頓丘此云ニ既陀烏、などあるみな同じ、○歌意、かくれなし、契沖云、此二首は、河内女王と、粟田女王との歌に、和へられたるなるべし

右二首。大伴宿禰家持作之。
射水郡驛館之屋柱題著歌一首。

驛館、兵部式に、越中國驛馬布勢五疋、と見えて、和名抄に、射水郡布西、とあれば、布勢驛なるべし、○屋柱題著は、柱に、書つくること、是等を初といふべき歟、中比さまぐ、市などの柱に、歌など書付ること見えたり、今順禮などするひな人、其道すがら、あまた己が所名など、書付通るも、遺風と見れば、つたなからずや、と契沖云り

安佐妣良伎。伊里江許具奈流。可治能於登乃。都婆良都婆良爾。吾家之於母保由。

本句は、曲々といはむための序に、目に觸るものもて設けたるなり、楫の水に觸て鳴音の、都婆良都婆良とやうに聞ゆればつゞけたり、○都婆良都婆良爾（上の婆字、舊本には波と作り、今は異本に従つ）は、曲々になり、三卷に、淺茅原曲々二物念者云々、十九に、奥山之八峯乃海石榴都婆良可爾云々、書紀（二十三）に、曲學、とあり、こゝは本郷を思ふ心の、細に切なる意なり、○吾家之於母保由とは、吾家は、本郷の吾家なり、吾家は、ワギへともワガへとも訓べし、既く委註り、之は、その一すぢなるを重く思はする辭にて、吾家の一すぢに戀しく思はる、となり、○歌意、かくれたるところなし、○此一首も、同三月の末つかたに見聞たるが故に、此間に記せるなるべし

右一首。山上臣作。不審名。或云。憶良大夫之男。但其正名未詳也。

山上臣は、傳未詳ならず、○憶良大夫之男、越中に到れること、考るところなし
詠二庭中牛麥花一歌一首。

牛麥花は、即瞿麥花なり、(契沖云、一切經音義第十二曰、瞿此謂云牛、これにつきて、瞿麥を今牛麥とかけるを思ふに、瞿麥の瞿は、梵語なりとしられたり、牛を梵語に瞿といふ、あるひは遇の字を用ゆ、瞿も梵語には濁音に用たり、祕密藏の經軌におほく見えたり、瞿と牛と、梵漢ことなれど、自然に音相通へり、かゝること往々にあり、)○歌字、舊本になきは脱たるなり、目錄并拾穂本にあるぞよき

比登母等能。奈泥之故字惠之。曾能許己呂。多禮爾見世牟等。於母比曾米家牟。

歌意、誰が爲に非ず、はじめより貴僧に見せむとてこそ、この一本の瞿麥を、さまざま心をつくして、殖生したるに、京師に上り給へば、その花を見すべきよしなく、いたづらになるが、惜き事、となり

右先國師從僧清見。可入京師。因設飲饌饗宴。于時主人大伴宿禰家持。作此歌詞。送酒清見也。

國師は、越中國師なり、續紀に、大寶二年二月丁巳、任諸國國師、延暦二年冬十月庚戌、治部省言云々、大上國各任大國師一人少國師一人、中下國各任國師一人、許之、類聚三代格に、弘仁十三年三月辛亥、太政官符云々、至于延暦十年、改國師、稱講師、云々、○清見は、傳未詳ならず、○可字は、欲の誤にや、と契沖いへり、○因字、或本に日と作り、○送酒清見は、契沖、酒をさすをいふなるべし、といへり、遊仙窟に、兒與少府公送酒

之奈射可流。故之能吉美能等。可久之許曾。楊奈疑可豆良枳。多努之久安蘇婆米。

之奈射可流は、枕詞なり、既く出たり、○故之能吉美能等は、與越君なり、吉美能の能は助辭な

り、(略解に、崇詞なり、といへるは、あたらず、)既に三卷志斐能とある歌に委註り、ひらき考べし、元曆本、古寫本、拾穂本等には、吉美良とあり、君等なり、さて越君とは、自註に、郡司已下子弟已上諸人、とある、これなり、然らば君等とある方や、理にかなひたるべからむ、○可豆良枳は、藕にするをいふ古言なり、此下にも、安夜女具佐余母疑可豆良伎、とあり、○歌意は、毎春に、如レ此越君等と、柳を藕に製つ、集宴して、一すぢに楽しみ遊べきことにこそあれ、となり

右郡司已下。子弟已上。諸人多集此會。因守大伴宿禰家持。作此歌也。

弟字、舊本茅に誤、今は元曆本、古寫本、拾穂本等に從つ

奴婆多麻能。欲和多流都奇乎。伊久欲布等。余美都追伊毛波。和禮麻都良牟會。

奴婆多麻能(婆字、舊本には波と作り、今は元曆本によりつ)は、例のまくら詞なり、○余美都追は、數乍といはむが如し、○歌意は、夫に別れて、これまではや若干夜を経たり、今幾夜経たらば歸り來座むと、月の夜渡る數を數計つ、家の妹は、吾を待らむぞ、となり、本郷の妻女の待らむ心を、月光につきて、おもひやれるなり、此も家持作なるべし

右此夕月光遲流。和風稍扇。即因屬目。聊作此歌也。

上件三首、年月日は記されざれども、その集宴、同三月の末つかたにありしによりて、此間にしるされたるなるべし

越前國掾大伴宿禰池主。來贈歌三首。

以今月十四日。到來深見村。望拜彼北方。常念芳德。何日能休。兼以隣近。忽増戀。加以先書云。暮春可惜。促膝未期。生別悲兮。夫復何言。臨紙悽斷。奉狀不備。

深見村は、加賀郡に在、兵部式に、加賀國驛馬、(深見五疋)とあり、此下、同人の書牘に、今月十五日、到來部下加賀郡境、面蔭見射水之郷、戀緒結深海之村、云々、と見ゆ、深海は、やがて深見なり、弘仁十四年に、越前國を割て、加賀國を置られたれば、其以往は、越前部下にてありしなり、○望拜彼北方は、越中府は、越前の北方にあたればなり、○戀の下、緒字を脱せるなるべし、○先書云、云々、かくあれば、これよりさき、家持卿より、池主へ書牘を贈られしなり、其書に云々とありしといふなり、○悽斷は、悽愴斷腸をつづめて書たるなるべし

一 古人云。

古人云としるせるは、十一人麻呂集歌に、月見國同山隔愛。妹隔有鴨、此歌を、當時にかなふやうに、少し句を換たれど、歌意は、全古人のにたがはねば、かくしるせるなり

都奇見禮婆。於奈自久爾奈里。夜麻許曾波。伎美我安多里乎。敵太豆多里家禮。

歌意、かくれたるところなし、十五に、安麻射可流比奈爾母月波且禮々杼母伊毛曾等保久波和可禮伎爾家流

一 屬物發思。

屬物とは、屬は、後々の歌題に、寄といふに似たり、物は此は櫻なり、○此は、池主の自の作なり
櫻花。今會盛等。雖人云。我波佐夫之毛。伎美止之不在者。

波字、舊本になきは脱たるなり、○歌意は、櫻花は、今最中の盛にて、愛たき時ぞ、と世人はいへども、吾は君に離れて獨居れば、樂しからず、さても一すぢに、君が戀しく思はれて苦しや、となり、四卷岳本、天皇御製に、山羽爾味村駈去奈禮騰吾者左夫思惠君二四不有者

一所 心歌。

歌字、舊本に耳と作るは、いかゞなり、今は官本并拾穂本に従つ

安必意毛波受。安流良牟伎美乎。安夜思苦毛。奈氣伎和多流香。比登能等布麻泥。

歌意は、君を我が思ふ如くに、君は我をば、思はずあるらむものを、何所由に、しかばかり物思やつれ賜ふぞと、人のとがむるまでに歎きて、月日を過すは、さても何ごとぞ、と自も怪まるゝ哉、となり、男女相聞のさまに、をかしくよみなされたり、拾遺集、兼盛、しのぶれど色に出にけり我戀は物やおもふと人のとふまで

三月十五日。大伴宿禰池主。

越中 國守大伴宿禰家持。報贈歌四首。

宿禰二字、舊本には脱たり

一答 古人云。

安之比奇能。夜麻波奈久毛我。都奇見禮婆。於奈自伎佐刀乎。許己呂敏太底都。

歌意、月見つゝ、かたみに思ひやる心には、へだてなきものから、山を界ひ、里を隔て、相見ることの叶はねば、いかでその隔になれる山は、なくてもがなあれかし、となり、末句は、同じ心なるを、里を隔てつと云意なるべし、里と心とを、姑おき換て心得べし

一答 屬物 發思。兼詠云 遷任 舊宅 西北隅 櫻樹。

物字、舊本には目と作り、今は中院家本に従つ、上にも屬物とあれば、此も同じかるべければなり、○舊宅は、池主の先職越中掾館なり、池主は、既に越前に遷任れ、家持卿は、なほ越中守にて、親く池主の舊宅の櫻を見て、よまれたるなり

和我勢故我。故流伎可吉都能。佐具良波奈。伊麻太敷布賣利。比等目見爾許禰。

和我勢故は、池主をさせり、○布流伎可吉都は、舊垣内なり、即所謂舊宅西北隅の垣内を云、○具は、濁音字なるを、取はづして用たるなるべし、○歌意、かくれたるところなし、唯一目見に來よと云て、我戀しく思ふ心のほどをあらはせるが、あはれにおもしろし

一答 所 心。即以 古人之跡 代 今之意。

古人之跡とは、古歌を云なるべし、十二に、戀云者薄事有雖然我者不忘戀者死十方、といへる歌を取て、句を換たるものか

故敷等伊布波。衣毛名豆氣多理。伊布須敏能。多豆伎母奈吉波。安賀未奈里家利。

故敷等伊布波は、戀と云者なり、○衣毛名豆氣多理は、略解に、淺くも名づけたるなり、えならぬのえに同じ、といへるが如し、伊勢物語に、いへばえにいにはねばむねにさわがれて心一に歎く比かな、とよめるえも同じかるべし、○歌意、我思ふ心は、戀と云ばかりの、世のつねのことにあらず、云爲方のたづきもなく、名づけやうもなきは、我身のうへなれば、戀などいはむは、甚淺はかなることなれば、相思ふ、思はぬなど、云ばかりのことにはあらず、となり、此も男女相聞のさまに取なして、かけ歌に答へられたり

一更 屬 目。

屬字、舊本には、囑と作り、囑は俗囑字也、囑視之甚也、とありて、屬とたがへり、通用の字ならねば、後人の誤なり、故今改つ

美之麻野爾。可須美多奈妣伎。之可須我爾。伎乃敷毛家布毛。由伎波敷里都追。

美之麻野は、和名抄に、射水郡三島美之萬、○之可須我爾は、さすがにと云に同じ、十卷に、見雪者未冬有然爲蟹春霞立梅者散作、○歌意、かくれたるところなし、越中なれば、三月中旬猶雪ふれるなり、八卷に、從明日者春榮將探跡標之野爾昨日毛今日毛雪波布利管、

三月十六日。○伴宿家持。

上件四首は、前に三月十五日の日附にて、越前掾より贈來れる、三首の歌の答なり、しかるに同十六日の日附にて、報贈られたりとせむは、あまりに速なるに過たり、且月日の次第を推し、三月廿六日に作る歌の後、四月一日によめる歌の前に入れば、熟按に、三月二十六日とありしを、二字

を、後に脱せるものにてあらむか

四月一日。掾 久米朝臣廣繩之 館 宴 歌四首。

宇能花能。佐久都奇多知奴。保等登藝須。伎奈吉等與米余。敷布美多里登母。

敷布美多里登母、美字、舊本には里と作り、岡部氏、含みをフ、モリともいへば、里は誤にはあらじ、といへり、繁みをも志宜利とも云ば、まことに然なり、されど敷布里と云る例、外に見えたることなければ、今は阿野家本、官本、拾穂本等に、美と作るによりつゝは、雖含而有にて、つばみてありとも、と云ふ意なり、○歌意は、卯花は、たとひいまだつぼみては有とも、其開時候になりたるからは、ほととぎすは來鳴令響よ、となり

右一首。守大伴宿禰家持作之。

敷多我美能。夜麻爾許母禮流。保等登藝須。伊麻母奈加奴香。伎美爾妓可勢牟。

伊麻母奈加奴香は、今もがな鳴かしの謂なり、○妓、一本、官本等には伎と作り、○歌意かくれたるところなし、十九にも、二上之峯於乃繁爾許毛里爾之霍公鳥待騰未來奈賀受、とよめり、八卷に、物部乃石瀨之杜乃霍公鳥今毛鳴奴香山之常影爾

右一首。遊行女婦土師作之。

乎里安加之。許余比波能麻牟。保登等藝須。安氣牟安之多波。奈伎和多良牟會。

乎里安加之は、居明にて、起つゝ明すをいふ言なり、二卷に、居明而君乎者將待云々、○許余比波能麻牟は、今夜者將飲にて、酒宴を爲む、と謂なり、○歌意は、この翌朝は、立夏の節にあたれ

ば、必霍公鳥の初音もらして鳴渡るべければ、夜もすがら酒飲しつゝ、待明さむぞ、となり
○二日應立夏節。故謂之明且將喧也。」

この自註、官本によりて小書せり、○應立夏節云々、十七に、霍公鳥者、立夏之日來鳴必定、十九
に、二十四日應立夏四月節也、因此二十三日之暮、忽思霍公鳥曉喧聲、作歌云々、應字は、按ふ
に、こゝなるも、十九なるも、ともに膺にはあらざるか、五卷書牘の文に、孟秋膺節と見えればなり

右一首。守大伴宿禰家持作之。

安須余里波。都藝互伎許要牟。保登等藝須。比登欲能可良爾。古非和多流加母。

比登欲能可良爾は、九卷に、一夜耳宿有之柄二、岑上之櫻花者、瀧之瀬從落墮而流、又神代紀に、
雖ニ復天神何能一夜之間令人有娠乎、とあるによりて、舊說一夜之間の意とせり、今按に、此
は一夜の故にといふなるべし、故は、人妻故になど云故と、同意の言なり、されば此も、たゞ一夜許
なるものを、と云意とすべし、(人妻故にも、人妻なるものをの意なるに、准ふべし、)○歌意、かく
れたるところなし

右一首。羽咋郡擬主帳能登臣乙美作。

羽咋郡、和名抄に、能登國羽咋郡波久比、○擬主帳、(帳、舊本に張と作るは誤なり、古寫本に従つ、)
擬は準也像也、とあり、擬侍從の擬の如し、主帳はフミヒトと訓べし、和名抄に、
郡曰主帳、職員令に、大郡主帳三人、掌受事上抄、勸署文案、檢出稽失、讀申公文、餘主帳準
此、上郡二人、中郡一人、下郡一人、〔頭註、略解、擬といへるは、文章〕○能登臣乙美(臣字、舊本巨に誤

れり、今は古本に従つ、)は、傳未詳ならず

姑大伴氏坂上郎女。來贈越中守大伴宿禰家持二歌二首。

都禰比等能。故布登伊敷欲利波。安麻里爾豆。和禮波之奴倍久。奈里爾多良受也。

都禰比等能は、平常人之、なり、(比は、清て唱ふべし、契沖、此人を清てよめば、常に人のと聞ゆ、
濁てよめば、よのつねの人のと聞ゆ、濁るをよすとすべし、と云り、此は後世のならばしを以て、古
をことわれるなり、古は、人を清ても、なほよのつねの人と云ことになれるなり、)○安麻里爾豆は、
餘過てと云むが如し、○奈里爾多良受也は、成にて不在哉成たり、と云なり、○歌意、かくれな
し、古今集に、戀しとはたが名付けむことならむ死とぞたゞにいふべかりける

可多於毛比遠。宇萬爾布都麻爾。於保世母天。故事部爾夜良波。比登加多波牟可母。

布都麻は、太馬なり、等宇の切都、太くたくましき馬をいふなり、○於保世母天は、令負持而とい
はむが如し、母天は、令持の約れる言なり、(タセの切テ、)思を馬に令負を云、四卷廣河女王歌に、
戀草呼力車二七車積而戀良苦吾心柄、とある類なり、○比登加多波牟可母は、人將該かもなり、
加多布は、十四に、阿之賀利乃和乎可鷄夜麻能可頭乃木能和平可豆佐禰母可豆佐可受等母、(吾を該
はさね、該はしがたくとも意なり、)後撰集に、山風の花、香該麓には春の霞ぞほだしなりける、字
鏡に、該折曲也、加止布、又久自久、とあり、該は、字書に誘也とも、許也とも註したり、加騰布、
加豆布、加多布、は通ひて同言と見えたり、さてこの言、もと詐て誘ひ出し行意なるべければ、此
は人の物を詐て、しばし此方に見せ賜へなど云て、謾に持去意にいへるなるべし、かくて十四の歌

によるに、可豆布と豆を濁りて唱へし言と思はるれば、其を通はして、可騰布、可陀布と、騰、陀を濁りて唱ふべきに、此處に多の清音の字を用たるは、正しからざるにや、しかれども、詳に定めがたき旨もあれば、今は此歌には、多の清音を書るに從て、姑清て唱へつ、○歌意は、わが片思ひのこよなく重きを、太馬に負持せて、其方に遣むとおもへれども、しか爲ば、若道中にて人の見て、みだりに取て持去むか、さても心もとなしや、と戯て云なるべし

越 中守大伴宿禰家持 報歌二首

舊本に、報歌并所心三首とあるは、まぎらはし、今は目錄によりて改つ
安萬射可流。比奈能都夜故爾。安米比度之。可久古非須良波。伊家流思留事安里。

比奈能都夜故爾、(元曆本に、能字なくて、ヒナツヤツコニとかな付たり、誤なるべし、)本居氏、大平説に、都夜故は、夜都故を誤れるなりと云り、まことにしかるべし、國府を、みやこといふべきよしなし、遠の朝廷といふとは、事のさまかはれり、と云り、(因に云む、近き頃、江戸なる高田與清といふ人のかける、棟梁集と云物に、東都稱呼辨と云ことを書るやう、あづまのみやこといへる稱は、江戸名所記、鎌倉禪興寺の鐘のことがきなどに出て、はやく寛文と云年の頃に聞えたるを、世人、物部氏がみだり言に起れりと思ふは、いみじきひがことなり、そは古き物に、太宰府を西都と云、古き時の詩に、鎌倉を東都といひ、萬葉十八卷の歌に、安萬射可流比奈能美夜故爾云々、と見ゆ、千蔭が略解に、本居宣長云、云々と云説を載たれど、中々にひがことなり、こは仙覺抄十九卷に、都夜故と書て、ミヤコとよむことは、傍訓の證據もありぬべし、たとへば、後、岡本朝臣左大紫蘇我連を、或は蘇我連羅志ともかけり、連の一字ムラジなれども、するに羅志の二字を書具せり、又

この集十六卷、能登國歌に、つくるの島のしたゞみをいひろひもちきていしもちて、といふ次の句に、都々伎破夫利とかけり、破の一字ヤプリともよみつべし、然してするに夫利の二字を書具せり、今の歌のミヤコも、又などか都夜故と書ざらむ、次にその心をいはず、ミヤコとは王城をいふ、しかるにヒナノミヤコといふは、諸國の國府は、田舎にとりてのみやこなれば、ひなのみやこといふべし、云々、とあり、類聚三代格に、太宰府の南都、菅家後草に、都府樓、南浦文集に、薩摩國都、和名抄に、遠江國引佐郡京田、常陸國久慈郡都、讚岐國山田郡宮所、豊前國郡名京都云々など見えたり、(已上)かくいさゝか據あることどもを、こちたく引出たり、雅澄按に、右の棟梁集の作者、群書はひろくも見たるおもむきなれども、あはれわが古學には、こよなくつたなく、くらかりしことこそ、かへすくもくちをしけれ、そもくかの太宰府を西都、鎌倉を東都など云ること、や、古きものに見えたるは、はやく名分の正しからずなれりしかとも、おもはるれど、彼等は漢文様によりて書るものなれば、都は、必しも天子の所居のよしにはあらで、たゞ人の都に會へる地の意にてこそ書つらめ、字書に、小曰邑、大曰都、などあるごとく、漢國にて、必京師のことにかぎらずて、都といへりしこと例多ければ、此方にても其定にて、太宰府並鎌倉なども、都といへりしとせば、ゆるす方もありぬべし、但し此方にては、古より都字は、うるはしくは、天子の所居にかぎりて、用ひられしと見ゆれば、たとひ漢文様にもあれ、他處にはこの字を用はむこと、あかすなめけなることなれど、さばかりのことは、はやく護になれりしこと多ければ、其論は、まづしばらくさしおきつべし、今の都夜故を、仙覺抄にミヤコと訓るは、其頃より以前、はやくしかよめりけむを規範として、後、世人の意に、なべて國府を夷の都といふこと、はかなく心得しなり、今の歌、もしミヤコ

ならむには、都の下夜故二字は、何の用に書りとかせむ。集中に、所思由、不知爾、などやうに書
ることもあれど、そは其趣異れり、又蘇我連を連羅志と書し類も、古稀にはありしことなるべし、然
れども姓氏名の類には、殊にさるべき謂のありて、省きもし加へもしたることあることにて、さら
に此集の歌の書様に、相例すべきことなどには非ず、又十六の破夫利は、ハブリなるを、ヤブリとよ
むは誤なり、但し其はヤブリにても用言なれば、都夜古を、ミヤコとよむべき證にはならざるをや、そ
のうへ、此歌は、天人と云に對へたれば、奴にてこそ、をかしく興ありぬべきことなれば、けにも
大平が、夜都故の誤なりといへるは、確説なるを、中々に、ひがことなりと云て、己が東のみやこ
の説を立むとおもふは、そもくあさましくきたなき心にぞありける、次に和名抄に出たる郡郷の
名に、京とあるを引たるも、みなひがことなり、抑地名は、皆所據ありて、負せたるものなればな
り、いで、其由は、景行天皇紀にも、天皇遂幸筑紫、到豊前國長峽縣、興行宮而居、號其處曰
京也、また豊後風土記に、宮處野朽網郷所在之野、起行宮於此野、因名、また肥前風土記、神埼郡、
宮處郷云々、於此村造行宮、因曰宮處郷、などいへる類の、由縁ありて負せたるなるべければ、鄙
のみやこと云ことの證とするに足ず、そもく王城を御屋と云、其御屋建る地をさして、御屋處と
申すことなれば、すべて天皇の大坐々給ふ處をおきて、美夜故といへることは、かつて古典に例な
きことなるをや、そもくかの棟梁集は、其文はた自細註せるなど、一わたりよみすぐすす、つた
なくてわづらはしきが中に、此みやこの辨などは、ことにいみじき人まどへのわざなれば、ことの
ついでに、うるさけれど、辨へ正しつるなり、○安米比度之は、天人となり、之は、例のその一す
ぢなることを、重く思はする助辭なり、天人は、十卷、七夕歌にもよめり、契沖云、第十三に、久か

たの都とつゞけてよめるごとく、天子のまします所にすむ、坂上郎女なれば、天女にいひなせり、
(竹取物語に、天人の中に、もたせたる箱あり、あまの羽衣いれり云々、天人おそしと心もとながり
給ひ、榮花物語に、もしは、天人の、天くだりたるかと思えたり、狭衣に、中將の笛の音に、あま
人だに聞すぐし給はで、源氏物語寄生に、いにしへ天人のかけりて、琵琶の手をしへけるは、枕册
子に、琴なども、天人おるばかりひきて、いとわろき人なり、など見えたる、これらはみな、いは
ゆる天人のことなり、さて物語書などにある天人を、みなあま人と唱來たるを合思ふに、今も米は
末字の誤寫にて、安末比度にはあらざる歟、○可久古非須良波は、須良は、勢列か世列の誤なるべ
し、如此戀爲有者なり、可久は、志可と云むが如し、可久と志可とは、彼此の差異ありて、もと通
ふ言ならねど、通はし云る謂既くいへり、○歌意、郎女より贈れる歌に、つね人のこふといふより
はあまりにて、といへるをうけて、よのつねならぬ天女の、しかわれを一すぢにこひ給ふとなれば、
吾は生たるかひあり、となり

都禰能孤悲。伊麻太夜麻奴爾。美夜古欲利。宇麻爾古非許婆。爾奈比安倍牟可母。

歌意は、わが常々戀しく思ふ心のいまだ息む上に、都より戀の重荷を太馬に負せておこせたらば、さ
ても荷ひ堪じよ、となり、人かたはむかもと云をうけて、人の戀を、重荷にいひなしたり

別所 心一首。

又別に思ふ所を陳たる意なり

安可登吉爾。名能里奈久奈流。保登等藝須。伊夜米豆良之久。於毛保由流香母。

安可登吉は、曉なり、○名能里奈久奈流は、霍公鳥は、己が名をいひて、保登々、藝須保登々、藝須、と聞ゆるやうに、鳴ゆゑにいへり、○歌意は、曉に名のり啼霍公鳥の、めづらしきにたぐへて、坂上郎女の、都より贈れる歌詞の、さてもうれしく、なつかしく思はるゝ哉、となるべし

右四日。附使。贈上京師。

四日は、四月四日なるべし

天平感寶元年五月五日。饗東大寺之占墾地。使僧平榮等上于時。守

大伴宿禰家持。送酒僧歌一首。

天平感寶は、續紀に、天平勝寶元年四月丁未、改天平二十一年、爲天平感寶元年云々、七月甲午云々、是日改感寶元年、爲勝寶元年、と見ゆ、か、れば天平勝寶元年四月より七月まで、しばしの間、感寶の年號はありしなり、○占墾地、使僧、(占)字、舊本に古と作るは誤なり、今は目錄、拾穂本に従つゝ續紀に、聖武天皇、天平勝寶元年夏四月甲午朔勅に、云々又寺々爾墾田地、許奉利云々、とあるは、墾開て田となすべき地を占ることを、許したまふを云、許とは、公より捨賜ふにはあらで、私に買得、或は檀越の施入を受納などして、其寺の墾田の地とすることを、ゆるさるゝなりと云り、天平感寶元年閏五月癸丑、詔拾大安藥師元興與福東大五寺、各云々、墾田地一百町云々、法隆寺云々、墾田地一百町、崇福香山藥師建興法華四寺各云々、墾田地一百町云々、と見えたる、これは公より賜へるにて、許とあるとは別なり、故其量一百町なり、同年秋七月乙巳、定諸寺墾田地、とありて、其墾田の地の量を定められたるに、四千町、二千町、一千町、五百町、四百町など、こよなく

多かるは、かの許されたまふなり、さて占墾地、使と、右の墾田地を占ることを、四月朔の勅に許されたるにつきての使となるべし、○平榮は、傳未詳ならず、○送酒は、盃をさすを云べし、上にも見ゆ、**夜岐多知乎。刀奈美能勢伎爾。安須欲里波。毛利敵夜里蘇倍。伎美乎登登米牟。**

夜岐多知乎は、まくら詞なり、焼大刀之利とかゝれり、へしかるを、今までの註者等、焼大刀を磨といふ意なり、と解來れるは、いみじきひがことなり、焼大刀は、焼てつくれる刀にて、四卷、六卷にも見えたり、さて乎は之に通ふ辭にて、既く前に例どもを擧て、詳に辨へつ、合考べし、○刀奈美能勢伎は、越中國礪波、關なり、○毛利敵夜里蘇倍は、守部遣副なり、守部は、關を守護の部なり、遣副とは、もとよりあるが上に、員をまして置よしなり、○岐美は、平榮をさすなるべし、○歌意、かくれたるところなし

同月九日。諸僚會。少目秦伊美吉石竹之館。飲宴。於時主人造二百合花縵三枚。疊置豆器。捧贈賓客。各賦此縵。作歌三首。

少目は、越中國の少目なり、石竹は、このほと、八位にて越中の少目なりけむを、次々に歴のぼりて、この感寶元年よりは、十六年を経て、外從五位下を授れるなるべし、○秦伊美吉石竹は、續紀に、寶字八年十月庚午、正六位上秦忌寸伊波太氣授、外從五位下、寶龜五年三月甲辰、爲飛驒守、七年三月癸巳、外從五位下秦忌寸石竹爲播磨介、とあり、伊美吉は、天平二十年五月己丑、右大史正六位上秦老等、一千二百餘烟、賜伊美吉姓、と見ゆ、さて寶字三年十月辛丑、天下諸姓著君字者、換以公字、伊美吉以忌寸、と見えて、猶この感寶の頃は、伊美吉とかきしなり、○縵は、疊と通書り、書紀

同じ、○三枚、元曆本には、三枝と作り、○豆器は、略解に、大平云、歌に二首まで燈のことをよめれば、豆は燈敷、といへり、○作歌、歌字、舊本にはなし、目錄には、作字なくて歌字あり、互に一字を脱せるなるべし、故今は拾穂本に従つ

安夫良火能。比可里爾見由流。和我可豆良。佐由利能波奈能。惠麻波之伎香母。

安夫良火は、燈火なり、延喜式に、燈蓋を、アブラツキとよめり、○和我可豆良は、人々各、主人の製れる花縵をさせるがゆるに、かくいへり、○佐由利は、契沖、わさゆりなり、早蕨、早苗などの如し、といへるはあらず、五月百合なるべし、五月蠅、五月桃などの例をおもふべし、猶品物解に云、○惠麻波之伎香母は、花の咲を惠牟といふからに、かくいひ下したり、七卷に、道邊之草深由利乃花咲爾咲之柄二妻常可云也、○歌意は、燈火の光に映されて見ゆる、縵の百合花の咲の、さてもうるはしく、見事なる事哉、となり、主人の造れる縵を、美賞たるなり

右一首。大伴宿禰家持。

等毛之火能。比可里爾見由流。佐由理婆奈。由利毛安波牟等。於母比曾米豆伎。

本句は、百合花の景色を云て、即由利をいはむ料の序とせり、次下の歌、竝八卷、廿卷にも、同じさまにつゞけたり、○末句は、後も將逢と思始てきなり、後を由利と云こと、上にあまた見えたり、伎は、さきによりしことを、今語る辭なり、○歌意は、此會宴のこよなくおもしろきにつきて、又後にも、かゝる興ある會にあはむ、とはやくより思ひてけり、となるべし、(略解に、かねてより、此會集を戀たりしとなり、といへるは、誤なり、さては家持卿の和歌に、由利毛安波牟等於毛倍許會云

云、とあるにも、かけ合ざるをや、)

右一首。介内藏伊美吉繩麿。

左由理婆奈。由利毛安波牟等。於毛倍許會。伊末能麻左可母。宇流波之美須禮。

婆字、舊本には、波と作り、今は元曆本に従つ、○於毛倍許會は、思へばこそこの意なり、○宇流波之美須禮は、古事記上に、愛友、書紀神功皇后卷に、善友、伊勢物語に、昔いとうるはしき友ありけり、など見えたり、本居氏、凡て友の交のむつまじきをば、宇流波志と云り、此の宇流波之美須禮とよめるも、睦く交るを云り、俗に云、中の善なり、といへり、さてこゝは、後世の言にていはむ、善しんずれ、といふ意なり、○歌意は、そのこの賜ふ如く、又後にも、かゝる興ある會にあはむと思へばこそ、さしあたりたる今も、かく睦くあひかたらへ、となり

右一首。大伴家持。和。

短歌。

獨居幄裏。遙聞霍公鳥喧。作歌一首并短歌。

幄裏、和名抄に、四聲字苑云、幄大帳也、和名阿計波利

高御座。安麻能日繼登。須賣呂伎能。可未能美許登能。伎己之乎須。久爾能麻保良爾。山乎之毛。佐波爾於保美等。百鳥能。來居豆奈久許惠。春佐禮婆。伎吉能可奈之母。伊豆禮乎可。和枳豆之努波無。宇能花乃。佐久月多弓婆。米都良之久。鳴保等登藝須。安